平成１７年第２回定例会

上富良野町議会会議録

開会　平成１７年６月２１日
閉会　平成１７年６月２２日

上富良野町議会

目　　次

第　１　号（6月２１日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開会宣告・開議宣告　……　2
○表彰状の伝達　……　2
○諸般の報告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　２　会期決定の件　……　2
○日程第　３　行政報告　……　3
○日程第　４　報告第１号　監査・例月現金出納検査結果報告の件　……　5
○日程第　５　報告第２号　委員会所管事務調査報告の件　……　5
○日程第　６　報告第３号　平成１６年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件　…　9
○日程第　７　報告第４号　法人の経営状況報告の件　……　１０
○日程第　８　報告第５号　専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）　…　１２
○日程第　９　報告第６号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）　……　１４
○日程第１０　町の一般行政について質問　……　１５
１３番　村　上　和　子　君　……　１５
1　行政が町民の個人情報を提供している状況について
2　指定管理者制度を適正に導入し、行政サービスの効率化や雇用の拡大を
3　税収納率の向上と滞納額の減少対策について
4　新しい税としての対策を
5　食育が大切といわれているが、給食や食の大切さ、栄養指導などをする栄養教諭の設置を
6　「子ほめ」事業の運営について
7　町内の児童生徒の体力の状況について
１２番　金　子　益　三　君　……　２２
1　上富良野ブランドおよび起業化に対しての支援策について
2　新たな広告収入策について
3　上富良野高校の活性化支援について
６番　米　谷　　一　君　……　２８
1　町の将来像をより具体的に町民に示しては
2　産業振興策として、町で宅地造成し分譲してはどうか
７番　岩　田　浩　志　君　……　３１
1　防災対策について
2　観光行政について
９番　米　沢　義　英　君　……　３６
1　育児サポートの設置について
2　保育料の負担軽減について
3　町内循環バスの運行について
4　学校行事等のバス利用について
5　自衛隊車輌の行進について
6　自立の道筋について

７　農業行政について
○散　会　宣　告　……　４６

目　　次

第　２　号（6月２２日）

○議　事　日　程　……　４９
○出　席　議　員　……　４９
○欠　席　議　員　……　４９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　４９
○議会事務局出席職員　……　５０
○開　議　宣　告　……　５１
○諸 般 の 報 告　……　５１
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　５１
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　５１
　１番　清　水　茂　雄　君　……　５１
　　１　町の美化について
　１１番　中　村　有　秀　君　……　５２
　　１　上富良野町地域防災計画とそれに基づく自主防災組織について
　　２　防犯・交通安全対策に地域の自主組織化の促進について
○日程第　３　議案第　１号　平成１７年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）　……　６４
○日程第　４　議案第　２号　平成１７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）　……　６５
○日程第　５　議案第　３号　平成１７年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第１号)　…　６６
○日程第　６　議案第　４号　平成１７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第１号)　…　６７
○日程第　７　議案第　５号　平成１７年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）　……　６７
○日程第　８　議案第　６号　平成１７年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）　……　６８
○日程第　９　議案第　７号　平成１７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第１号）　……　６８
○日程第１０　議案第１２号　専決処分の承認を求める件（平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号））　……　６９
○日程第１１　議案第　８号　特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　……　７１
○日程第１２　議案第　９号　上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例　……　７５
○日程第１３　議案第１０号　上富良野町図書館条例　……　７５
○日程第１４　議案第１１号　上富良野町公民館条例の一部を改正する条例　……　７６
○日程第１５　議案第１３号　財産取得の件（総合行政システム）　……　７７
○日程第１６　議案第１４号　南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１６国債）請負契約変更の件　……　８２
○日程第１７　議案第１５号　旭野川砂防工事（Ｈ１６国債）請負契約変更の件　……　８３
○日程追加の議決　……　８３
○追加日程第１　農業委員推薦の件　……　８３
○日程第１８　発議案第１号　議員派遣の件　……　８３
○日程第１９　発議案第２号　上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　……　８４
○日程第２０　発議案第３号　温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見の件　……　８５
○日程第２１　発議案第４号　緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見

の件　……　８５
○日程第２２　発議案第５号　道路整備に関する意見の件　……　８６
○日程第２３　発議案第６号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見の件　……　８７
○日程第２４　閉会中の継続調査申出の件　……　８８
○閉　会　宣　告　……　８８

第２回定例会付託事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
１	平成１７年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
２	平成１７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
３	平成１７年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
４	平成１７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
５	平成１７年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
６	平成１７年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
７	平成１７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
８	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	６月22日	原　案　可　決
９	上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例	６月22日	原　案　可　決
１０	上富良野町図書館条例	６月22日	原　案　可　決
１１	上富良野町公民館条例の一部を改正する条例	６月22日	原　案　可　決
１２	専決処分の承認を求める件（平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号））	６月22日	承　認　可　決
１３	財産取得の件（総合行政システム）	６月22日	原　案　可　決
１４	南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１６国債）請負契約変更の件	６月22日	原　案　可　決
１５	旭野川砂防工事（Ｈ１６国債）請負契約変更の件	６月22日	原　案　可　決
	行　政　報　告	６月21日	
	町の一般行政について質問	６月21日 ６月22日	
	報　　告		
１	監査・例月現金出納検査結果報告の件	６月21日	報　　告

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
2	委員会所管事務調査報告の件	６月21日	報　　告
3	平成１６年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	６月21日	報　　告
4	法人の経営状況報告の件	６月21日	報　　告
5	専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)	６月21日	報　　告
6	専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	６月21日	報　　告
	発　　議		
1	議員派遣の件	６月22日	原　案　可　決
2	上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	６月22日	原　案　可　決
3	温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見の件	６月22日	原　案　可　決
4	緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見の件	６月22日	原　案　可　決
5	道路整備に関する意見の件	６月22日	原　案　可　決
6	分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見の件	６月22日	原　案　可　決
	農業委員推薦の件	６月22日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出の件	６月22日	原　案　可　決

平成１７年第２回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成１７年６月２１日（火曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　会期決定の件　６月２１日～２２日　２日間
第　３　行政報告　　町　長　尾　岸　孝　雄　君
第　４　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告の件
　　代表監査委員　高　口　　勤　君
第　５　報告第　２号　委員会所管事務調査報告の件
　　総務文教常任委員長　向　山　富　夫　君
　　厚生常任委員長　　村　上　和　子　君
　　産業建設常任委員長　岩　崎　治　男　君
第　６　報告第　３号　平成１６年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
第　７　報告第　４号　法人の経営状況報告の件
第　８　報告第　５号　専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第　９　報告第　６号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第１０　町の一般行政についての質問

○出席議員（１８名）

１番	清　水　茂　雄　君	２番	徳　島　　稔　君
３番	岩　崎　治　男　君	４番	梨　澤　節　三　君
５番	小　野　　忠　君	６番	米　谷　　一　君
７番	岩　田　浩　志　君	８番	吉　武　敏　彦　君
９番	米　沢　義　英　君	１０番	仲　島　康　行　君
１１番	中　村　有　秀　君	１２番	金　子　益　三　君
１３番	村　上　和　子　君	１４番	長谷川　徳　行　君
１５番	向　山　富　夫　君	１６番	渡　部　洋　己　君
１７番	西　村　昭　教　君	１８番	中　川　一　男　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾　岸　孝　雄　君	助役	植　田　耕　一　君
収入役	樋　口　康　信　君	教育長	中　澤　良　隆　君
代表監査委員	高　口　　勤　君	教育委員会委員長	久　保　儀　之　君
総務課長	越　智　章　夫　君	企画財政課長	田　浦　孝　道　君
行政改革推進事務局長	米　田　末　範　君	産業振興課長 農業委員会事務局長	小　澤　誠　一　君
税務課長	高　木　香代子　君	保健福祉課長	佐　藤　憲　治　君
町民生活課長	尾　崎　茂　雄　君	建設水道課長	田　中　　博　君
教育振興課長	岡　崎　光　良　君	ラベンダーハイツ所長	早　川　俊　博　君
町立病院事務長	垣　脇　和　幸　君		

○議会事務局出席職員

局長	北　川　雅　一　君	次長	中　田　繁　利　君
主査	大　谷　隆　樹　君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１８名）

◎開 会 宣 告 ・ 開 議 宣 告

○議長（中川一男君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１８名であります。

これより、平成１７年第２回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎表　彰　状　の　伝　達

○議長（中川一男君）　御報告いたします。

去る平成１７年６月９日、北海道町村議会議長会より、徳島稔議員に対し、議会議員として２５年以上の長きにわたり議会制度の高揚と地方自治の振興発展に寄与された功績により表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達表彰をさせていただきます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　演壇前におきまして、伝達表彰を取り進めたいと思います。

中川議長より徳島議員へ伝達させていただきます。徳島議員、演壇の前へ申しわけございません、お進みいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　表彰状。

上富良野町議会議員徳島稔殿。

あなたは、議会議員として多年にわたり議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に盡され、もって、地方自治の発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成１７年６月９日、北海道町村議会議長会会長川股博。代読。

御苦労さまでした。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（北川雅一君）　以上で、伝達表彰を終わります。

○議長（中川一男君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（中川一男君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

今期定例会は、６月１７日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、５月３０日、６月１５、１６日に議会運営委員会を開き、会期、日程等を協議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第１号ないし第１５号までの１５件、報告第３号ないし第６号の４件であります。

議員からの提出案件は、発議案第１号ないし第６号の６件であります。

総務文教、厚生、産業建設各常任委員長より、委員会所管事務調査報告がありました。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、建設工事発注状況一覧表をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

６月７日までに受理いたしました陳情要望の件数は、１５件であります。その趣旨は、さきにお配りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外６名の議員から、一般質問の通告があり、その要旨は本日お手元にお配りしたとおりであります。あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告いたしております。

なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

○議長（中川一男君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

あらかじめ申し上げます。

蒸すようでございますので、上着を脱いで構いませんので、きょう一日よろしくお願いします。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（中川一男君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１０番　仲　島　康　行　君
１１番　中　村　有　秀　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（中川一男君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２２日までの２日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月２２日までの２日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（中川一男君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許可します。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第２回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る３月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年４月からの執行体制でありますが、定年退職などの１０名の欠員につきましては、一般事務職員の採用を２名にとどめ、町立病院の栄養士の退職補充採用１名を含め、計３名の新規職員の採用をいたしまして、昨年度から７名減の２１８名の職員による執行体制としているところであります。

職員の減員分につきましては、事務処理の簡素効率化により課員の縮減を図るとともに、配置が必要な部署につきましては、外部委託、嘱託職員、臨時職員による対応としたところであります。

次に、この春の叙勲等の受章についてでありますが、春の褒章では菅野祥孝様が黄綬褒章を、春の叙勲で竹谷愛子様が旭日双光章を、高齢者叙勲では勝井勇様が瑞宝双光章を、危険業務従事者叙勲では、河内国夫様、斎藤衛様、相田一也様がそれぞれ瑞宝単光章の受章をされたところであります。

受章されました皆様方のこれまでの大きな功績に対して敬意を表するとともに、心よりお祝いを申し上げるものであります。また、町におきましては些少ではありますが、お祝い金を贈呈したところであります。

次に、上富良野町情報公開条例第３３条及び上富良野町個人情報保護条例第４６条に規定されている運用状況についてでありますが、平成１６年度においては、個人情報保護制度に基づく請求が１件あり、請求どおり開示いたしました。

次に、行財政改革事項であります。平成１６年度から平成２０年度までの５カ年間を計画期間として行財政改革実施計画を策定し、実践に取り組んでいるところでありますが、この平成１６年度におきましては、新たな組織機構体制をスタートさせるとともに、指定管理者制度導入プランの策定やパブリックコメントの制度化、さらに、個別課題に応じ、行政内部に八つのプロジェクトを設置したところであります。

また、職員数の削減や町営バス運行形態の見直し、税等収納対策の強化、下水道使用料改正、補助金等の整理合理化、経常経費の縮減などに取り組み、その効果額は下水道使用料の改定や補助金など、住民の皆様に直接負担をいただいたもので約５,９００万円、行政内部の取り組みによるもので約１億２,５００万円の約１億８,４００万円となったところであります。

本年度の取り組みにつきましては、具体的な実践スケジュールをまとめ、行財政改革推進町民会議の御意見を賜りながら、４月にその実践スケジュールの決定をしたところであります。このスケジュールに沿って、昨年スタートさせた新組織機構の検証作業を行うとともに、職員数適正化計画の策定、指定管理者制度への移行作業、パブリックコメントの実践、まちづくり出前講座の制度化、ごみ処理手数料を初めとして受益者負担の見直し、人件費の見直し、補助金等の整理合理化などの改革事項の実践に取り組んでまいります。計画の実践には町民皆様の御理解と御協力を、これまでに増してお願いをするところであります。

なお、実践状況の詳細及び実践スケジュールの詳細につきましては、さきにお配りいたしました平成１６年度行財政改革実施計画実践効果総括表、平成１７年度行財政改革実施計画実践スケジュールを御参照いただきたいと存じます。

次に、北海道が進めております道州制に伴う事務権限の移譲関係でありますが、本年３月に市町村への事務権限移譲方針が策定されております。この方針では、政令指定都市や中核都市への移譲を含め、約２,０００の事務権限を市町村へ移譲対象とすることが示されております。

今後、移譲に向けていった事務作業として、市町村への説明会や各市町村との協議、移譲要望の照会等が予定されております。北海道が移譲に向けて財政的要件や人的要素など、あくまで実施市町村との同意があったものから進めるとしておりますことを踏まえつつ、町といたしましても、住民サービスの向上等が図られる事務権限の移譲について、可能な限り受け入れの検討をしてまいります。

なお、北海道が策定しました方針につきましては、町の行政情報提供コーナーのほか、道のホームページにも掲載されております。

次に、広域行政についてでありますが、今後の富良野圏域における各自治体のあるべき姿を構成市町村の事務レベルで研究する専任プロジェクトチーム、自治のかたち検討プロジェクトが本年５月より富良野地区広域市町村圏振興協議会内に設置され、本町からも１名の専門主幹を配置し、富良野市役所内において本格的な研究・検討作業に取り組み始めているところであります。

広域的に取り組むことで行財政の効率化が図られるものや、道州制に伴う事務権限の移譲の受け皿づくりのほか、多くの課題について今後の研究・検討の成果に期待するところであります。

次に、６月１日に東京で開催された分権改革日本全国大会に参加してまいりましたので、報告いたします。

昨年度から取り進められた国の三位一体改革は、全国の多くの自治体運営に危機的な影響を受けたことから、地方６団体の共催により開催されたものでありますが、特に地方の権限と責任に応じた本格的な税源移譲を進め、地方の声を十分に反映した改革の全体像を早急に示すべきであるとした内容などで結束を図り、国に訴えたところであります。

次に、自衛隊関係でありますが、防衛庁陸上幕僚監部の防衛部長を訪問し、駐屯地現状維持の要望をしてまいりました。

また、４月１３日に北部方面後方支援隊創立５０周年記念式典に出席、６月１１日には第２師団管内殉職者自衛隊員追悼式に、翌１２日には、第２師団創立５５周年及び旭川駐屯地開設５３周年記念式典に出席いたしました。

また、１９日には上富良野駐屯地創立５０周年記念式典が行われ、５０年の大きな節目を多くの町民とともにお祝いするために、自衛隊車両による市中観閲行進が行われました。

なお、行進の中で戦車１両が自力走行できなくなるハプニングもあったことから、行進車両のすべてが駐屯地内に戻る時間が３０分程度おくれて無事終了いたしました。

この行事に際しましては、関係機関、団体等の御協力をいただきましたことに、改めて衷心より感謝申し上げます。

次に、基地協議会要望関係では、５月１９日に北海道基地協議会総会が白老町で開催され出席してまいりました。また、上富良野基地協議会の周辺整備事業の要望運動を行い、上富良野駐屯地、札幌防衛施設局、帯広防衛支局、旭川第２師団に、構成関係団体長の同行のもと要望を行ってまいりました。

次に、会計検査院による実地検査について申し上げます。

６月８日、９日に実施されたところでありますが、対象事案３１件、いずれも適正に執行されていることで終了いたしました。

次に、健康づくりと福祉活動の拠点施設として昨年１１月オープンいたしました保健福祉総合センター「かみん」の平成１６年度の利用実績についてでありますが、本年３月までの５カ月間で、開館日数１３５日、利用延べ人員が２万９,７９７人、１日平均しますと２２１人の御利用をいただいたところであります。

今後も多くの町民の方々に利用していただけるよう、本施設の機能を効率的に活用して、水中運動教室や介護予防教室などの実施内容に創意工夫を凝らしながら、施設運営に意を注いでまいります。

次に、農業関係であります。

今年の融雪期は例年に比べ、平たん地で４日、山間地で９日のおくれとなっております。春耕期を迎え、４月下旬から５月前半は低温が続き、雨量も多く、耕起、播種作業ともに大幅なおくれとなっております。

水稲においては平年に比べ４日程度のおくれで、移植作業を終了しております。

畑作物において、ビート、馬鈴薯、豆類、玉ねぎなどは、平年に比べ４日から１４日おくれで定植を終えております。

特に５月前半は低温日照不足で、播種作業におくれが生じ心配をしておりましたが、６月に入り比較的好天に恵まれたところから、生育のおくれを取り戻してほしいと願っているものであります。

今後も順調に天候が推移し、よい出来秋を迎えることを願っているところであります。

次に、上富良野町地域子ども教室についてでありますが、放課後の子どもの居場所づくりとして昨年から実行委員会が主体となり、引き続き国の委託事業として実施しております。本年度は町内小学校児童数６８６名のうち、２５.８％に当たる１７７名の児童が登録し、特に小学校の低学年においては児童の約６７％を占め、盛況のうちにスタートすることができました。

今年度の地域子ども教室は学校固定型として、月曜日から木曜日の放課後毎日を、上富良野小学校及び上富良野西小学校の空き教室を利用し、また学校巡回型として、金曜日に東中小学校、江幌小学校へ指導員が出向いて子供たちの遊びの指導を行っております。今後、子供や保護者のニーズに沿って、事故のないよう運営してまいります。

次に、特別養護老人ホームに入所されている方から、ラベンダーハイツの施設整備に役立ててと町に１,０００万円の御寄附の申し出があり、４月７日に受納したところであります。

この貴重な寄附金の使途につきましては、御本人の意向に沿い、ラベンダーハイツ入所者の処遇の改善が図られるよう、施設の整備と備品購入に充てることに、この定例議会に予算を計上させていただいているところであります。

最後に、建設工事の発注状況でありますが、本年度入札執行した建設工事は、６月６日現在で、総務課で入札執行した建設工事は１４件で、事業費総額で１億５２６万２,５００円となっております。

なお、お手元に平成１７年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上を申しまして、行政報告といたします。

○議長（中川一男君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（中川一男君）　日程第４　報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より、監査・例月現金出納検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

○代表監査委員（高口勤君）　監査報告を申し上げます。

今回の監査内容につきましては、定期監査といたしまして、病院の貯蔵品検査並びに車両検査、それから、例月出納検査としまして、２月分、３月分、それから４月分と、この件につきまして報告を申し上げます。

報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査結果について御報告をいたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

１ページをお開きください。

地方自治法第１９９条第４項の規定により定期監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成１７年４月１２日に、病院事務のたな卸しを監査の対象として、平成１６年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲し、貯蔵品の実地検査を行いました。

監査の結果、たな卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、２ページをお開きください。

定期監査の車両検査の結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成１７年６月２日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両８０台中７６台の実地検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認められました。

次に、３ページから１２ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

平成１６年度２月分から３月分及び平成１７年度４月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては１３ページ、１４ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（中川一男君）　日程第５　報告第２号付託の常任委員会所管事務調査の報告を行います。

委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長向山富夫君。

○総務文教常任委員長（向山富夫君）　総務文教常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果について報告させていただきます。

調査事件名。テーマ、「住民参加型のまちづくりについて」、サブテーマ、一つ、住民と行政の協働について、二つ、地域住民と学校の関わりについて。

なお、詳細につきましては、既に報告書を配付さ

せていただいており、御高覧賜っていただいていると思いますので、概要のみ報告させていただきたいと思いますので、御了承賜りますようお願い申し上げます。

まず、調査の経過につきましては、平成１５年９月に委員会を開催いたしまして、調査のテーマを先ほど申し上げました「住民参加型のまちづくりについて」とし、サブテーマを二つ定め、一つは、住民と行政の協働について、もう一つを、地域住民と学校の関わりについてとし、この間１３回の委員会を開くとともに、先進市町村行政調査や、町内所管行政調査を実施してまいりました。

次に、調査の結果でありますが、住民と行政の協働については、本町においても少子高齢化の進行や、一向に回復の兆しが見えない景気の低迷などで、町の活力が次第に失われつつありますが、今後ともしっかりと自立した町として生き残っていかなければなりません。そのため住民と行政の一体化が一層必要でありますが、今は残念ながら、あらゆる面においてまだまだ住民と行政との間に垣根や温度差があると感じられます。

相互理解を深めていく努力と工夫は十分とは言えず、今後厳しい財政状況の中で、住民と行政の協働抜きにまちづくりは到底考えられず、そのためにも、行政も議会もともに積極的に住民のまちづくりに対する参加意識向上のため、一層の努力が必要と思われます。

一方、地域住民と学校のかかわりについても、現状は申し上げるまでもなく、核家族化や両親がともに仕事を持つなど、家庭環境が、かつてから見ると大きく変化しており、これらに伴い、地域の住民と地域の子供や学校とのかかわりが年々希薄になってきている状況にあります。

本来、地域の子供は地域で育てるというような姿が望ましいと思われますが、本町においても地域と学校のかかわりの希薄化は例外と言えず、特に規模の大きい学校ほどその傾向にあると言えます。

他方、小規模校においては、地域と学校とのかかわりについては大変濃密でありますが、反面、児童の教育の視点から見ると、余りにも少人数学級が果たしてどうなのかという問題もあり、統廃合等も含めて、今後地域全体で考えていかなければならない問題と言えます。

さらに、本町においてはもう一つ、上富良野高校の二間口維持と振興策の課題がありまして、これらも含め、今後地域と学校のかかわりについて、まだまだ多くの問題が残されている実態と言えます。

今後は少しでも学校と地域の距離を縮めるため、地域の活動と学校事業を連携させていくことや、先生方にも地域活動へ積極的に参加していただくことなども検討すべきと思われます。

また、放課後の児童の健全育成事業などは、今後さらに充実を図っていくべき事業と思われます。

いずれにいたしましても、学校が地域での文化活動のよりどころとして改めて位置づけられるよう、地域住民も含めて一層の努力が求められるところであります。

以上、要点のみ報告させていただきましたが、住民と行政の協働も、地域住民と学校のかかわりにつきましても、いずれも一人一人の住民みずからが認識をして行動をしなければ何も進みません。行政も議会も住民の意識高揚のため、なお一層不断の努力が求められていることを申し上げ、御報告とさせていただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　次に、厚生常任委員長、村上和子君。

○厚生常任委員長（村上和子君）　厚生常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

平成１７年６月８日、上富良野町議会議長中川一男様、厚生常任委員長村上和子。

記。

調査事件名。テーマ、高齢者社会対策について。１、今後の介護の課題について。２、健康づくり対策について。

調査の経過といたしまして、平成１５年９月９日委員会を開き、調査課題について検討し、テーマを高齢者社会対策についてとし、サブテーマを、１、今後の介護の課題についてと、２、健康づくり対策についてを検討課題とすることに決定いたしました。

平成１５年に４回、平成１６年に６回、平成１７年に５回、委員会を開催するとともに、関係資料により町職員の説明を求めるほか、町の現況調査及び島根県吉田村・広島県西城町・山口県豊浦町と３カ所、先進市町村行政調査を行いました。

調査の結果は、別紙に記載しております。皆様方には御高覧いただいていると存じますので、これから要点のみ報告させていただきます。

まず、現況の把握でございますが、人口と高齢化につきましては、平成１２年、介護保険が導入されましたときと比べまして、平成１６年は、人口は、表でもありますように減少状態になっておりますが、高齢化率は逆に２１．０８％で３．０２％上昇しております。

２ページお願いしたいと思います。

それに伴いまして、介護保険認定者とサービスの利用が年々ふえて、表にありますようにふえてきております。それに伴いまして、また出現率の方も平成１２年度は１２.５％でありましたが、平成１６年度は１５.５％と増加傾向になっております。

それから、介護保険事業の現況は、大きく分けまして在宅サービスと施設サービスに分かれておりまして、在宅サービスは在宅介護三本柱である、訪問介護、通所介護、デイサービス、ショートステイほか１４事業実施されておりまして、施設サービスは特別養護老人ホーム、老人保健施設、それから医療機関の３事業が実施されております。

また、そのほか老人福祉サービス、これは介護予防事業も含んでおりますが、移送ほか１１事業、それから町独自の生活支援、それから介護予防、生きがい活動支援対策等も行っております。

３ページに入っていただきたいと思います。

介護保険給付の現況でございますが、平成１５年度決算におきまして、４億９,８０６万円、そのうち施設サービス費が３億１,２７９万円、６２.８％、在宅サービス費が１億８,５２７万円、３７.２％となっておりまして、施設利用者１人当たりで見ると、１５年度の施設サービス費が３５１万円、在宅サービス費は５８万円であります。

このことから、施設サービス１人に対して在宅サービスでは６人分に相当します。特に在宅サービスの伸びは平成１５年度対比で、１６年度は１２３.５％、１７年度は前年対比で１２０.８％の見込みとなっております。

次に、これらの現況からしまして、今後の介護保険事業の課題としまして、施設サービスの方では、いずれも受入状況が満床状態でございまして、老人保健施設、療養型病床群施設については満床でございまして、施設の拡充が課題となるところでございますが、介護保険財政をかんがみなければなりませんし、受け入れ側の医師、看護師、介護士、各方の体制整備が課題となり、今後においては新たに施設を建設するのではなく、施設活用の広域連携を検討することも必要であります。

さらに、介護認定の重度化の出現率を抑制する施策を展開するのが最大の課題となっております。

在宅サービスの方では、在宅介護サービスの給付額が年々上昇しておりまして、ちょっと４ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険事業会計で見ますと、４年で２.５倍の伸びになっております。介護認定者の増加に伴い、それに対応すべくヘルパー等体制の整備の充実が必要であります。何と申しましても、療養と介護の連携、家族関係と介護力、地域とのかかわりなど、さまざまな課題があります。

次に、保険給付の課題といたしまして、当初３億７,０５４万円でありましたが、平成１６年度においては、介護給付額が５億５,６０５万円の見込みで５０.１％の給付状態となっております。

今後、保険給付額が年々増加する傾向であり、このことは１号、２号被保険者の負担増加となり、国、自治体においても同様で、今後これらをいかに抑える方策をとるのかが課題である。

給付内容を見ると、在宅サービスの伸びが著しく、約３倍の増であるが、施設サービスは１０.８％増で、在宅サービスのあり方が今後十分に精査、検討する必要があります。

次に、２項目めの健康づくり対策について報告いたします。

２１世紀における国民健康づくりの運動としまして、「健康日本２１」が２０００年４月からスタートされました。この背景には少子高齢化の進行と生活習慣病の増加、要介護高齢者の増加、社会保障負担の増大などがありまして、我が町も健康２１に基づき、２００４年に保健計画「健康かみふらの２１」を策定し、早世予防、健康寿命の延伸、医療費の軽減（行政）を目標として推進しております。

過去の実績を見ますと、生活習慣病の状況が、当町の全死亡者２,１０６名のうち１,３４４名、６４％が生活習慣病により亡くなっております。健康寿命の延伸として、介護認定者で見ますと、脳卒中が占める割合が介護３から５では、６６.１％、要介護１、２の軽度では３５.３％になっております。

５ページをよろしくお願いしたいと思います。

それから次に、医療費を見ますと、我が町１人の医療費は、平成１５年度現在で一般の方で２１万６,０８０円、それから退職の方で３９万９,４９３円、老人で８６万６,８９４円、脳血管疾患における割合は高血圧７８％、高脂血症５７％ほかになってきております。

住民検診の状況ですが、１６年度、苦肉の策としまして有料化にしたわけですが、心配しておりましたが、おかげさまで平成１６年度は２,６２４名、７８.１％と、有料化されたにもかかわらず受診率は上がっておりました。それから１５年の住民の壮年人口で見ますと、基本検診対象者の受診率は、男性が２０.３、女性が４９.５で、まだまだ未診者が１６.２％、女性が１９.９％となっている状況であります。

それから、健康づくりの対策といたしまして、これから地域の実情の把握と科学的根拠に基づいて取り組まなければなりませんが、個人別の健康指導の徹底、栄養・食生活の指導、これらがございます。

それから、４０歳から６０歳までの健康な生活維持の確立を図るための対策。６５歳以上を対象とした元気で活動的な高齢者をふやしていくことが重要であると考えます。

最後に総括的なまとめといたしまして、平成１２年度から始まりました介護保険事業も５年が経過しまして、給付費もどんどん増嵩の一途をたどっております。年々増加する給付費を抑制することが大切なのですけれども、軽度の要支援、要介護１、２の出現率を抑えること、また軽度から重度への要介護度の進捗を抑える方策を講じることが重要であります。

上富良野町の介護認定者の内容を見ますと、要支援と介護度１においてこの４年間で大きく増加して、介護１、２の認定者で介護認定者の約半数を占め、いわゆる軽度の利用者の広がりを見せており、高齢者の介護が軽度から重度へと進む要因の一つに、体を動かさないために起こる心身の機能が衰える廃用症候群、これらがありますが、今後は町の認定制度、介護メニュー作成のあり方を検討し、軽度の介護サービスは、行政に頼ることなく地域・職域・各団体等が自主的に参画する地域福祉の向上に努めるよう啓蒙、啓発を推進することが必要であります。

現在、元気及び虚弱高齢者の諸対策が講じられておりますが、いかに高齢者が元気な状態を一日でも長く継続するための予防事業、生きがい対策にポイントを置いた取り組みが重要となります。これら諸事業推進に参加する高齢者については、事業の成果があるが、一方で家庭から一歩も出ない引きこもり高齢者の増加もあるので、今後においてはこの層への対策が必要であります。

元気な高齢者に対して町が行うさまざまな介護予防事業は、現在ある保健福祉総合センター「かみん」の有効活用のみならず、地域の中で高齢者がふだんから実践できるメニューづくりや、継続可能でやる気の持てる事業展開を推進することが大切であります。また、高齢者が社会参画できて生きがいを持ちながら、地域の役に立てるようなことができる基盤づくり、さまざまな世代間交流を含めた高齢者のためのソフト事業の充実も今後取り組むことが必要となります。

あわせて成年期、壮年期の各個人が高齢者になる前に、ふだんから元気で健康に過ごせる生活習慣の構築にみずから努力し、生活の質（ＱＯＬ）の向上に努めることが最も重要であると考えます。

時間の関係でちょっとはしょった部分もございますが、以上をもちまして報告を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中川一男君）　次に、産業建設常任委員長、岩崎治男君。

○産業建設常任委員長（岩崎治男君）　産業建設常任委員会所管事務調査の報告を行います。

記。

調査事件名。テーマといたしまして、一つ、地産地消の推進について、二つ目、農地流動化対策についてを実施いたしました。

調査の経過。１５年の９月５日に委員会を開き、調査項目について協議した後、１５年に４回、平成１６年に６回、１７年に４回、委員会を開催し、地産地消の推進、農地流動化対策を調査課題とすることとし、関係資料により担当職員、関係団体の説明を受け、先進事例調査及び町の現況調査等を行ってまいりました。

また、平成１５年１１月、先進地視察として、大分県湯布院町、熊本県旭志村、長崎県小浜町に行政調査を行ってまいった次第でございます。

次に、調査の経過。要点を絞り、報告いたします。

地産地消の推進について。

近年、消費者の多くは、環境問題や食に対する安全性に強い関心を持っているところでございます。

輸入食品の残留農薬問題や防腐剤問題など、日本では禁止されている収穫後の食品への農薬の散布等、特に最近は遺伝子組み換え食品の増加で、日本に輸入されている大豆の多くが遺伝子組み換えによるものであると言われております。しかし、このような実態は消費者には知らされていないのが現実でございます。

また、地元農家の女性グループが農産物の直売所を開設し、加工したみそや地元の野菜などを学校給食に食材を供給するなど、新たな取り組みが始まってきているが、使用されている量もまだ少量であります。また、農家による野菜の直売所の開設もふえつつありますが、いずれも一部農家の取り組みにとどまっております。

その背景として考えられるのは、農業の忙しさと、上富良野町の近隣市町村が農業を基幹産業としていることから、日常的に野菜などが容易に入手しやすいなどの地域性があると思われます。

地産地消の機運は高まりつつあるが、今後どう支援していくか、そのためには行政も支援計画を持つことが必要で、グループの自発性を大切にすることは基本となるが、現状ではその自発性を調整し前進させることが十分ではないように思われます。

コスト面からだけではなく、安全、安心、食育という面から、助成を続けながらでも保育所・幼稚園・学校・病院等の給食に取り入れていくべきであ

り、その他の公共機関での消費の促進や地元の宿泊施設などとの協力も課題であります。

次に、地産地消のまとめといたしまして、この推進には、消費者に対する食育が重要であります。残留農薬・防腐剤による輸入食品の危険性、国内食品の安全性等しっかり消費者に伝え理解してもらうことが必要でありますが、安全な国産品は輸入食品と比べると価格が高いという問題がございます。

最近、一部の地域では、農家と消費者の交流を行い、農業体験等を通じて農業の実態、農薬の使用や農業の大変さ等の理解を求め、地産地消に取り組んでいこうとする事例があります。

地域で生産された安全で良質な農畜産物を多くの人に消費してもらうことにより、地域の活性化につながり、生産者と消費者との交流ができると思われます。また、農畜産物を利用した加工品の販売や販路の確保などの計画的な推進が必要でございます。

以上の点をも含めて、次に掲げる課題の検討を図り行政運営を進めていただきたい。

ア、地産地消の機運を高めるグループの学習や交流会の開催。

イ、地元の宿泊施設及び公共施設などへの農畜産物の地元消費の呼びかけ。

ウ、農畜産物の加工に対する奨励と支援できる体制の強化。

次に、農地流動化対策について御報告を申し上げます。

本町では、農業者の高齢化や後継者不足に対応した農地の集積と未耕作地の防止対策として、農地の利用権設定を行う農用地利用改善組合に対して農地集積促進費を交付してきたところであります。

その結果、３００ヘクタールあった未流動化地の一定の改善も見受けられるが、しかし、経営者が６５歳以上の農家が１０１戸、そのうち後継者が存在する農家は２戸となっております。

規模拡大を望む農家の多くは、安い農地と基盤整備された生産性の高い農地を求めているが、農産物価格低迷の中で先行投資に戸惑いを感じている農家も多く、耕作不適農地の集積が一層困難になることも考えられるところであります。

次に、まとめに入ります。

今、世界の国々が注目しているＷＴＯ農業交渉や、二国間でのＦＴＡの決定次第では関税の引き下げが懸念され、さらに安い農産物が国内を占領するおそれがあり、今後の方向性が定かでなく、このような状態では、さらなる規模拡大には不安となっているところでございます。

本町においても、助成措置を時限的な考え方ではなく、より長期的に支援を考えるべきであり、特に水田においては、補助金・助成金次第では、より一層離農が進むと予想されるところでございます。

畑地転換を考えた場合、土地改良区の負担金、透水性、病害虫との問題も含んでおり、価格面も含めて流動化が難航するものと思われるところであります。

新規就農者を含めて担い手の確保を図り、集積しやすい環境を整えるべきであり、町・農協等の主導で飛び地解消のため交換分合等を進めるのも一策と思われます。また、法人、株式会社の参入も一定の条件で認めていかざるを得ない時期が来るのではないかというふうにも考えます。

農業振興計画に基づく地元の実態に即した農業振興を農業者とともに進め、農地基盤整備の強化と中山間地域振興策の導入などに取り組むことが求められているのであります。

次に掲げる課題の検討を図り、行政運営を進めていただきたいというふうに存じます。

次に、まとめのア、生産性の低い農地の山林等への転換。

イ、農地流動化に対する事業助成の実施。

ウ、農業の受委託制度の促進。

エ、農業後継者の育成と経営改善の強化。

オ、農地の基盤整備の強化と促進費の助成。

カ、農産物の販路の拡大。

キ、農地の価値を高める有畜農家、耕作農家による地力維持増進の強化。

次に掲げる調査の経過につきましては、次ページを御高覧いただきたく存じます。

以上、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（中川一男君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって所管事務調査の報告を終わります。

各委員会の調査した報告書について、理事者は十分参考とされ、今後の行政運営に反映されんことを期待いたします。

◎日程第６　報告第３号

○議長（中川一男君）　日程第６　報告第３号平成１６年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました報告第３号平成１６年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、概要

を申し上げ、説明にかえさせていただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

本計算書に記載の事業につきましては、北海道が事業主体で実施の草分地区を初めとしました耕地整備関連の３事業にベベルイ川砂防事業を加えました、延べ４事業でございます。これらの事業につきましては、天候不順等の理由から、事業完了時期が平成１７年度に入ることになっておりますが、このたびの平成１６年度会計決算期を迎えました際に、予算で設定しておりました金額と同額の総額３,３２２万１,０００円を平成１７年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

なお、この４事業ごとの財源内訳で未収入となってございます国費などの特定財源につきましては、当該事業ごとの完成時期に応じまして歳入の受け入れ手続をとってまいります。

以上、簡単でございますが、報告第３号の説明といたします。

○議長（中川一男君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　報告第４号

○議長（中川一男君）　日程第７　報告第４号法人の経営状況の報告を行います。

本報告の説明を願います。

初めに、上富良野町土地開発公社の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました上富良野町土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

当公社におきましては、町の公共用地先行取得等の要請を受けていないことから、経常的なもの以外の特別具体的な事業につきましては、ございません。このようなことから、平成１６年度の決算に関する書類としましては、事業報告にあわせまして１６０万円余りの経費を支弁した内容で貸借対照表など所定の書類をつけてございます。

また、平成１７年度におきましても、現在のところ町からの要請を受けてございませんが、今後用地取得等の要請があった場合には、その旨対応することとしてございます。

したがいまして、予算におきましては、平成１６年度同様に経常的な活動を想定しました経費を支弁する内容で調整してございますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単でございますが、上富良野町土地開発公社関係の経営状況の報告といたします。

○議長（中川一男君）　次に、株式会社上富良野振興公社の報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小澤誠一君）　ただいま上程いただきました株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

まず、経営状況に関する書類の１ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、平成１６年度の事業報告といたしまして、会議等の開催、審議の状況でございます。

総会関係では、平成１６年４月２３日に定時株主総会を開催し、平成１５年度の事業報告、決算承認及び平成１６年度事業計画、予算について議決をいただいたころであります。

また、平成１６年１０月１４日開催の臨時株主総会において、取締役の選任を行っております。取締役関係では、平成１６年４月２３日開催の第１回取締役会において、代表取締役の選任、常務取締役の選任を行っております。

また、平成１６年１０月１４日開催の第２回取締役会において、平成１６年上半期の事業について報告を行っております。

平成１７年３月２９日開催の第３回取締役会において、平成１６年度事業報告、決算方針及び平成１７年度経営基本方針及び予算編成方針について審議を行ったところでございます。

次に、２ページをお開きいただきたいと思います。

２ページの平成１６年度の部門別の報告をいたします。

まず、保養センター白銀荘につきましては、総体入館者１０万８,６５９人となりました。その内容は、日帰り客９万８,０９１人、宿泊客で１万５６８人となっておりまして、計画対比８３.６％の入館実績となりました。通算の入館実績といたしましては、平成１６年７月２０日に１００万人の入館実績を記録したところでございます。例年行っております福祉向上を目的といたしました町内在住の７０歳以上の方と、障害者に対する優遇措置による無料入館者は６６０人の利用となっております。

次に、日の出公園オートキャンプ場につきましては、全道的に各キャンプ場とも前年を下回る見込みの状況でありますが、本キャンプ場は微増ながら前年を上回ることができました。当初計画の１万１,

０００人に対し１万３,７２４人、計画対比１２５％、また利用収益も計画対比１,１５５万円に対し１,４４３万４,０００円、計画対比１２５％の実績となりました。

次に、上富良野町営スキー場につきましては、例年１２月上旬ころに開設を予定しておりますが、降雪不足から１２月２５日より運行を開始しております。リフト券売り上げ枚数も、当初計画２,７３０枚に対し２,７５０枚で、計画対比１００.７％、また、利用収益も１５２万８,０００円に対し１５６万円で、計画対比１０２.１％となりました。

次に、島津公園については、町民憩いの広場として、家族連れ、それから各団体等、多くの皆様に御利用をいただいたところでありますが、昨年９月の台風１８号によりまして、樹木が倒伏し景観が損なわれましたが、修復に努めております。

次に、日の出公園については、芝生の管理、花々の植栽、除草、警備などの管理に努めてまいりました。

次に、上富良野町パークゴルフ場については、２シーズン目を迎え、町内、町外より大勢のプレーヤーに入場をいただきましたが、昨年は気温も高く、猛暑の影響もございまして、前年度を下回る結果となりました。年間利用人員も前年度実績４万１,４０７人に対し３万７,８６９人で、対前年比９１.５％、また、利用収益も前年度１,１００万円に対し８５０万円の実績となりました。

次に、５ページの貸借対照表について説明をいたします。

まず、資産の部でありますけれども、流動資産といたしまして、総額で２,１８２万６,９８０円。その内訳は、定期預金１,４００万円、現金預金５４０万９,７７８円、期末商品２３８万７,２０２円。固定資産といたしまして、旭川信金等に対する出資金３万円で、資産合計２,１８２万６,９８０円となっております。

次に、負債の部でありますが、流動負債合計５９９万２,８６２円。その内訳といたしまして、買掛金、未払金、預かり金、入湯税預かり金等であります。

資本の部では、上富良野町、ふらの農協、上富良野町商工会、旭川信用金庫の資本金が１,０００万円。利益剰余金として５８３万４,１１８円を加え、資本の部の総額は１,５８３万４,１１８円となります。負債・資本の合計額は２,１８２万６,９８０円となります。

次に、６ページをお開きいただきたいと思います。

６ページの損益計算書について説明いたします。

営業収益の部でありますが、利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は１億２,０４２万９,７１４円となるところであります。その内訳として、白銀荘９,５９２万９,８３６円、オートキャンプ場１,４４３万３,９０２円、スキー場１４８万６,０７７円、島津公園１,１１６円、日の出公園４２万５,４９２円、パークゴルフ場８１５万３,２９１円でございます。

次に、営業費用につきましては、売上原価として期首商品、当期商品仕入れ１,９５５万８,９３３円から期末商品棚卸高２３８万７,２０２円を差し引いた１,７１７万１,７３１円となり、売上総利益は１億３２５万７,９８３円となります。

次に、販売及び一般管理費は１億２,３６８万９,９８１円で、その内訳は、白銀荘６,４２４万２,２４５円、オートキャンプ場１,７４６万１,４９１円、スキー場９３６万５,６７０円、島津公園２２６万４,５０１円、日の出公園１,９３１万８,２１３円、パークゴルフ場１,１０３万７,８６１円であります。

これらを差し引き、営業収益は２,０４３万１,９９８円のマイナスとなります。営業外収益につきましては、受取利息、配当金、雑収入、受託収入を含めまして３,９３７万１,７９５円であります。受託収入の内訳といたしまして、白銀荘１６７万９,３０１円、オートキャンプ場４６６万６,６６７円、スキー場８１９万４７８円、島津公園２５１万３,３３４円、日の出公園１,９０４万７,６２１円、パークゴルフ場２９５万２,３８２円であります。営業外費用につきましては、町へ１,８００万円の寄附を行い、これを差し引いた経常利益は９３万９,７９７円となるところであります。これから法人税等３５万３,０００円を差し引き、５８万６,７９７円が当期利益となり、これに前期繰越利益１２４万７,３２１円を加えました１８３万４,１１８円が当期未処分利益となります。

次に、１２ページに飛びますけれども、１７年度の事業計画予算について御説明いたします。

保養センター白銀荘につきましては、依然として景気低迷が続く状況でありまして、来道客の減少もありますけれども、当温泉の最大の特徴であります天然温泉の利点を生かし、利用者へのＰＲに努め、目標達成に努めてまいります。計画に当たっては、過去の実績等を勘案し、入館者１２万人を見込み、売上高については１億５０６万円を見込んでおります。

次に、日の出オートキャンプ場につきましては、経済が回復傾向にあると言われておりますけれども、平成８年をピークに、全国的に入場者数も減少

をたどっております。このような中にありまして、新規キャンパーの獲得を目指し、各大学等のサイクリング部、あるいはサークル部あてにパンフ等でＰＲを行うほか、基本となるリピーターの増加に積極的に取り組み、利用者の立場に立ち、接客、情報提供、環境整備に努めてまいりたいと思います。また、計画に当たっては、経済社会状況等を勘案し、入場者数１万５００人を見込み、売上高については１,１００万円を見込んでおります。

次に、日の出スキー場につきましては、温暖化の影響もございまして、ここ数年、２週間から１カ月程度の開設がおくれてございます。そのような状況になっておりますけれども、町民に親しまれるよう、ゲレンデの整備、リフトの安全な運行管理等に努めてまいります。計画に当たっては、１回券、回数券、ナイター券、シーズン券を含め売上高１３８万６,０００円を見込んでおります。

島津公園につきましては、町民憩いの場として安心して利用いただけるよう環境整備、維持管理に努めてまいります。

次に、日の出公園につきましては、町民の憩いの場として、また、観光客の訪れとともににぎわうことが予想されますので、環境整備、公園管理に十分配慮してまいります。

パークゴルフ場につきましては、オープン当初、管内の各大会を当パークゴルフ場において行ってきたと、そういう経緯もございますけれども、他のパークゴルフ場も十分充実してきたということから、各種大会もほかに移る傾向にございます。このことから各スポーツメーカー等に大会の開催を依頼しているところであります。今年も多数のプレーヤー、来場者から喜んでいただけるようコース整備、芝生の管理、窓口対応など、運営管理に努めてまいります。また、入場券販売の計画に当たっては、町内利用者、町外利用者の１日券、回数券、シーズン券、用具貸し出し等を含め、６５０万円を計上いたしました。

なお、１５ページから２６ページまでの各施設の平成１７年度損益計算書につきましては、御高覧をいただいたものと思いますので、説明を省略いたします。

以上で、株式会社上富良野振興公社の平成１６年度経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（中川一男君）　ただいまの報告説明に対し、質疑があれば承ります。

１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　ただいまの報告によりまして、入場数とか、利用者なんかがよくわかるわけなのですけれども、給料手当も出ているのですが、果たして何人の人がこれらにかかわっているのか、ちょっと大体何名ぐらいになるのかなと思うのですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中川一男君）　産業振興課長。

○産業振興課長（小澤誠一君）　村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

振興公社といたしましては、私、先ほど述べました全施設を含めまして、役員等を除きまして９名であります。ほかに臨時職員が３名であります。

○議長（中川一男君）　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　質疑がなければ、これをもって法人の経営状況の報告を終わります。

◎日程第８　報告第５号

○議長（中川一男君）　日程第８　報告第５号専決処分上富良野町税条例の一部を改正する条例の報告を行います。

本件の報告を求めます。

税務課長。

○税務課長（高木香代子）　ただいま上程いただきました専決処分の報告の件につきまして、初めに、その概要を御説明申し上げます。

国におけます平成１７年度の税制改正法案の成立が３月末になりますことから、３月定例議会におきまして、町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項としての議決をいただきました。３月１８日の国会におきまして、税制改正法案が成立し、３月２５日公布されましたので、平成１７年４月１日をもちまして、町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、ここに御報告申し上げます。

今回の町税条例の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

第１点目といたしまして、個人町民税所得割額の定率減税の縮減であり、限度額、減税率とも２分の１に縮減するものであります。第２点目といたしまして、年齢６５歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が１２５万円以下の者に対する個人町民税の非課税措置を１８年度から段階的に廃止するものであります。以上が、主な改正点であります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第５号専決処分の報告の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成１７年４月１日、上富良野町長尾岸孝雄。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

この後につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追って内容を説明いたしますので、御了承願いたいと思います。

第２４条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲の規定でありまして、年齢６５歳以上の者を非課税措置廃止により削除するものであります。

第３６条の２につきましては、町民税の申告の規定でありまして、給与支払報告書の提出対象者の範囲を年の途中に退職した者に拡大したことによる条文の整理であります。

第５４条につきましては、固定資産税の納税義務者の規定でありまして、見出しを固定資産税の納税義務者等とし、第２項、第５項については、不動産登記法の改正による条文の整理であります。

第６項につきましては、家屋の所有者以外の者が取りつけた附帯設備に対して、償却資産として取りつけたものを納税義務者とする規定の追加であります。

第６３条の３につきましては、法第３５２条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の案分の申し出の規定でありまして、被災により住宅用地として使用することができない場合であっても、２年間住宅用地とみなして、住宅用地の特例が適用されますが、これに災害に伴う避難指示等が翌年度以降に及んだ場合に、避難指示等の解除後３年度分まで災害によって住宅が存続しなくなった土地を追加するものであります。

第２条につきましては、申請または申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収の規定でありまして、不動産登記法の改正に伴う条文の整備であります。

第７４条の２につきましては、被災住宅用地の申告の規定でありまして、被災住宅用地に避難指示等が翌年度以降に及んだ場合に、避難指示等の解除後、３年度分まで災害によって住宅が存続しなくなった土地を追加するものであります。

次のページをお開き願います。

附則第８条につきましては、肉用牛の売却による事業取得にかかる町民税の課税の特例の規定でありまして、適用期限を３年延長するものであります。

附則第１５条につきましては、特別土地保有税の非課税の読みかえ規定でありまして、適用期限が到来したものについて削除し、規定の整備であります。

附則第１５条の２につきましては、特別土地保有税の課税の特例の規定でありまして、第６項、第７項及び第９項については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の要務の用に供する土地等を税額から３分の１、または３分の２に減額する特例から削除し、第８項を第６項とし、条文の整備であります。

附則第１６条の４につきましては、土地の譲渡等にかかる事業所得等にかかる町民税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第１９条につきましては、株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人町民税の課税の特例の規定でありまして、公開株式等の譲渡所得の特例の廃止により、第２項を削除し第３項を第２項に、第４項を第３項に、第５項を第４項に改め、条文の整備であります。

附則第１９条の４を削除します。

附則第１９条の３につきましては、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例の規定でありまして、地方税法の改正により条文を整備し、附則第１９条の４とするものであります。

附則第１９条の２につきましては、上場株式等譲渡した場合の株式等にかかる譲渡所得等にかかる町民税の課税の特例の規定でありまして、譲渡益の２分の１の課税廃止により、第２項を削除し、条文の整備をし、附則第１９条の３とするものであります。

附則第１９条の次に新しく創設された附則第１９条の２を加えるものであります。この規定につきましては、特定管理株式が価値を失った場合の株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例の規定でありまして、特定口座で管理されていた株式につき、発行会社の精算猶予等による無価値化損失が生じた場合に、株式等の譲渡損とみなすことができることとするものであり、この特例の適用に関し必要事項を定めたものであります。

次のページに参ります。

附則第１９条の５につきましては、上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除の規定でありまして、地

方税法の改正による条文の整備であります。

附則第２０条については、特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でありまして、第２項、第４項につきましては地方税法の改正による条文の整備であり、第７項については譲渡益を２分の１に軽減する特例の適用期限を２年延長するものであります。

第８項を削除し、同条第９項を第８項にし、条文の整備であります。

附則。

施行期日。

第１条　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第２４条第１項第２号並びに第３６条の２第１項及び第３項の改正規定、附則第１９条の改正規定、附則第１９条の次に１条を加える改正規定、附則第１９条の２から附則第１９条の５までの改正規定、附則第２０条の改正規定（「平成１７年３月３１日」を「平成１９年３月３１日」に改める部分を除く。）並びに次条第２項から第９項までの規定は平成１８年１月１日から施行し、第５４条第２項及び第５項の改正規定は、平成１７年３月７日から適用する。

第２条につきましては、町民税に関する経過措置であります。

以降、経過措置につきましては、説明は省略させていただきます。

ページをめくりまして、最後のページになります。

第３条につきましては、固定資産税額に関する経過措置であります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

以上であります。

○議長（中川一男君）　報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第９　報告第６号

○議長（中川一男君）　日程第９　報告第６号専決処分交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（越智章夫）　ただいま上程いただきました報告第６号専決処分の報告につきまして、その概要の説明を申し上げます。

本件につきましては、平成１７年２月１５日午後３時２０分ごろ、町のバスにおきまして日の出友の会の日帰り研修の白銀荘から帰りの際、道道吹上上富良野線を走行中の途中、上富良野演習場から自衛隊の雪上車が出てきまして、その後ろを走行してございました。公民館旭野分館付近で前方の雪上車が減速したため、道路を譲ってくれるものと思い、追い越しをするため対向車線に出たところ、雪上車が町道旭新道路入り口付近で急に右折したため、雪上車の右側面とバスの左前面とが衝突したものでございます。

この事故につきましては、当町のバスの追い越しに際し、雪上車が急に右折しましたが、雪上車のウインカー及びストップランプが雪で覆われており、確認できなかったことによる衝突でありましたことから、過失割合を当方４０％、相手方６０％と決定したものでございます。

なお、乗っていた乗客２５名につきまして、幸いけがはございませんでした。

車両の運行につきましては、日ごろから安全運転の徹底を図っているところでございますが、このたびの事故の発生につきまして、深くおわびを申し上げるところでございます。

今後、さらに職員に対しまして交通事故の防止についての喚起を図ってまいり、事故防止に努めてまいる所存でございます。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第６号専決処分の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を求める件。

裏面を見ていただきたいと思います。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成１７年６月１３日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

１、和解の相手方。●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●。

和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方●●●●●●●●●●

●に対し、金１万９,１２２円を支払う。

(2)相手方●●●●●●●●●●●は、上富良野町に対し、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　報告に対し、質疑があれば、受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前１０時３１分　休憩
午前１０時５５分　再開

○議長（中川一男君）　暫時休憩を解き、引き続き、会議を開きます。

◎日程第１０　町の一般行政について質問

○議長（中川一男君）　日程第１０　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次、発言を許可します。

初めに、１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　私は、さきに通告してあります７項目について質問いたします。

１項目めは、行政が町民の個人情報を提供している状況についてお尋ねしたいと思います。

１点目、道外では住民基本台帳の閲覧の７割がダイレクトメール業者が占め、企業の営利や悪質商法、詐欺、犯罪等に利用された事例も明らかにされているが、上富良野町では住民基本台帳で閲覧された個人情報の内訳はどのようになっているのか、道外での事例等のような心配はないのかどうか、お尋ねします。

２点目、住民基本台帳法では何人も閲覧できるとなっているが、拒否することはできないまでも、何人に対しての対処はいかがされているか、お尋ねします。

２項目め、指定管理者制度を適正に導入し、行政サービスの効率化や雇用の拡大を。

１点目、平成１８年４月から公共施設１０４ある中、まず７カ所で指定管理者制度を導入し、厳しい町財政の中、効率化を図る目的であるが、指定管理者制度を導入することによって、今まで施設を管理してきた町が出資している団体にとって、組織の存続に大きくかかわることになると考えるが、これらの出資団体は一たん解体して、新たに見直しをすることになるのか、お伺いいたします。

２点目、町での選定には原則として公募により行うことになると考えるが、透明性が必要であり、公正に経緯等も公表し、また専門知識を持っている人を入れての選定委員会など必要ではないか。

３点目、今までは余り競争原理が働いていなかったと考えられるので、コスト削減、適正な競争原理を働かせるべきと考えるが、いかがか。

４点目、指定管理者制度を導入することによって、民間企業が参入することにより、地域経済、地域活性化になり、雇用が拡大されると考えるが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

３項目めは、税収納率の向上と滞納額の減少対策についてお尋ねします。

１点目、町税の滞納整理のための特別対策本部を設置してはいかがでしょうか。現在税務課の職員が中心となって収納に努力しているが、他の管理職も期間を決めて応援体制もとられておりますけれども、全庁的な問題として税徴収特別対策本部を設置してはどうかと考えますが、いかがでございましょうか。

４項目めは、新しい税としての対策を。

１点目、固定資産税について、新築の場合は評価漏れはないと考えるが、改築についてはどのように把握されているのか。現在改築につきましては評価がえ等の対応がないようであるが、柱を残しての大改築等は資産としても評価が上がり、再評価をして課税してもよいと考えるが、いかがお考えでしょうか。

２点目は、町民から公募をして、職員ＯＢ等、税の徴収、また滞納額の減少等に職員の補助的役割の嘱託職員を採用して、年々滞納者がふえている現況を徴収等の向上を図る対策をとってはどうでしょうか、お尋ねいたします。

５項目めは、教育長にお尋ねしたいと思います。

食育が大切と言われている中で、給食や食の大切さ、栄養指導などをする栄養教諭の設置を。

子供たちの中には偏食や欠食で食生活の乱れが指摘されているが、授業で朝食について考えたり、食に関する指導などをするために、従来の学校栄養職員にかわって、栄養教諭が今年文部科学省によって創設された。栄養教諭の配置は各自治体の判断に任されているが、導入すれば子供たちに味覚が形成され、さまざまな食を知って健康管理もでき、しっかりと食の大切さを教えることができると考えるが、配置について教育長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

６項目め、子ほめ事業の運営について。

子ほめ基金をつくって、今年度から子ほめ事業の

予算化がなされましたが、従来の児童生徒表彰や発明等、学校だけに限らず、地域の子供は地域全体で褒めて育てるという意味でも幅広くとらえ、例えばお年寄り等に優しく接した子、環境整備、ごみ拾い、草取りなどを対象として、しかるより褒めて子供たちを育てるためにも、地域からの多くの情報を取り入れ、対処してはどうでしょうか。

７項目め、町内の児童生徒の体力の状況につきましてお伺いしたいと思います。

新聞、テレビ等で児童生徒の体力低下が報道されている。例えば、歩くときに指を使っていない、半分の子供が指の跡が写っていない。ソフトボール投げが５メートル届かない、投げ方がわからないなどと報じられている。現在２年生として１０５時間あった体育の時間が９０時間に減ったということであるが、教育現場も、余りこれらに対して認識がない。上富良野町の児童生徒の体力等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　ただいま１３番村上議員の７項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの個人情報に関する御質問でありますが、１点目の住民基本台帳の閲覧につきましては、住民基本台帳法によりまして、何人でも市町村長に対し当該市町村が備える住民基本台帳のうち、氏名、生年月日、男女の別、住所の４項目につきまして、限定された閲覧を請求することができると規定されており、請求者は請求事項等を明らかに申請することで閲覧ができるわけであります。当町におきましても、その申請手続があった場合に閲覧させております。

なお、申告・申請に当たっては、閲覧者の氏名、閲覧の目的を確認の上、職員の面前、または見える場所において閲覧を行っていただき、閲覧人数の確認を行うなどの取り扱いを行っているところであります。

次に、上富良野町における請求の内容でありますが、平成１６年の実績といたしまして、町内の閲覧者が３件で４４６名分、町外の閲覧者が３５件で１,１０４名分、合計３８件、１,５５０名分であり、閲覧の内容としては、営利を目的としたものが２７件で７１％、アンケート調査など１１件で２９％となっているところであります。

２点目の閲覧の拒否でありますが、閲覧の請求が不当な目的によることが明らかなとき、または閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他この請求を拒むに足り得る相当な理由があると認められるときは、請求を拒むことができると規定されているところであります。

しかしながら、これらの不当な目的に使用されるおそれがあると見抜くことは極めて困難と考えます。一応使用目的が終わった場合は、焼却するなり破棄してもらうよう指導は行っているところであります。

このようなことから、国におきましては、近年の社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の変化などを踏まえ、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を平成１７年４月に設置し、法改正も含めて有識者による専門的な検討を行うこととなっており、推移を見守りたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、２項目めの指定管理者制度導入に関する４点の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度につきましては、昨年度、制度改正に対応し、その導入プランを策定し、平成１８年４月１日に７施設の制度移行を予定しておりましたが、うちケアハウスにつきましては、公設運営における経費が一般財源化されたことから、民間移譲に方針を図るため、その準備作業を指示いたしました。したがいまして、６施設の制度移行に向け、準備作業に取り組んでいるところであります。

御質問の１点目、振興公社に関しての御質問でありますが、これまでの制度のもと、振興公社には施設管理運営の委託先として、その役割を担っていただいてきたところであります。法改正によって広くその対象が拡大されたことで、公社自身の運営等についても大きく方向転換が求められるものと考えます。そのため、振興公社も応募の一事業者として当然に自身の改善・強化に努力され、事業活動に取り組まなければならないものと受けとめております。

経過として、他にすぐれた団体等があるとするならば、これまでの公社としては役割を終えるものであり、その決断をすべきものと考えます。したがいまして、現段階では解体等の考えは持ち合わせておりません。

２点目の選定に関してでありますが、原則公募により行うこととしておりますが、申請に地域要件を付すことで、地域経済や雇用に資することも募集要項をまとめる際に検討したいと考えております。

施設の性格や機能、現状等から、これまで管理委託団体が最良の候補者と判断される場合は公募によらず、手続条例第５条の規定を適用し選定する場合も想定されるところであり、現在、各施設の担当所管において具体的な作業を進めているところであります。

また、選定委員については、条例施行規則におきまして、行政組織内委員のほか、第三者委員を加え

ることができるよう規定いたしておりますので、申請要件の策定や候補者の選定に当たり、行政内部委員だけではその機能が発揮されないと思われるような場合に対処してまいる考えであります。

３点目の競争性についてでありますが、制度の趣旨が、公の施設のサービス向上、施設管理の効率化や経費の削減、また民間事業者等の公共分野での事業機会の拡大など、総合的な見地での指定を目的といたしておりますことから、制度の適正運用に努めることが肝要と考えております。

４点目の地域に与える影響についてでありますが、御発言のとおり、民間事業者等の参入機会が拡大されますことにより、相互の切磋琢磨が企業経営等への好影響を与えるものと期待いたしております。

次に、３項目めの税収納率向上と滞納額減少対策についての御質問にお答えさせていただきます。

町税等においては、住民に対する行政サービス請求の基本的財源として、町財政の根幹をなすものとして、議員御指摘のとおり、税収納率向上と滞納額の減少対策は極めて重要な課題であると私自身も認識しており、収納対策に意を尽くしているところであります。

現在の徴収体制につきましては、税務課による通常の徴収業務のほか、助役を総括責任者とした管理職全員による滞納プロジェクトを設置して、臨戸訪問徴収を実施するとともに、休日、夜間の納税相談窓口の開設、上川支庁との共同催告、共同呼び出し等による納付督励、また、誠意のない者や悪質な滞納者には財産の差し押さえ処分等により、滞納整理に努めているところであります。

さて、議員御質問の滞納整理のための特別対策本部設置をしてはどうかとの御質問でありますが、本年４月には、税務課スタッフ１名を増員し、滞納者個々の収入実態に応じたきめ細かな徴収体制の強化を図ったところであります。

また、管理職全員による滞納プロジェクトチームにおいては、滞納者個々の生活実態、経営状況等を分析し、双方の意見を交わしながら戦略的取り組みを図り、収納率向上に最善の努力を期してまいりたいと思っておりますので、現時点の特別対策本部設置は考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、４項目めの新たな税対策についての２点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の固定資産税の再評価についてでありますが、当町の新築、増築、取り壊し等の評価見直しの対象家屋の把握については、法務局からの通知情報、建築確認申請での把握、また都市計画区域外においては、農事組合長に対する調査依頼に加え、職員の巡回パトロールなどにより、その対象家屋の把握に努めております。

一方、面積の増加のない改修家屋につきましては、屋根、外壁等の張りかえ、内装の模様がえ、建築設備の更新等、多種多様の実態にあると思われますが、通常の維持管理のための改修においては、評価見直しの対象外の取り扱いとなっているところであります。しかし、地方税法により、家屋の改築または損壊等の特別の事情があるため、固定資産税の課税上、著しく均衡を失すると認める場合、つまり家屋にあっては当該家屋の大幅な価値の増減を期した場合においては、評価の見直しをすることになります。

例えば、面積の増加がなくても、柱だけを残すなどの大々的な改築、またはそれに相当するような改築につきましては再評価の対象になるところであります。今後も巡回パトロールなど、その情報を得た中で改築の程度を検証し、該当家屋の評価の見直しをしてまいりたいと思います。

次に、２点目の嘱託職員採用についての御質問にお答えさせていただきます。

税を取り巻く環境は、我が国の長引く景気低迷の影響を受けて税収は減少する一方であり、町税等の滞納額も年々増加している現状にあります。このような中にあって、前の御質問にも回答いたしましたとおり、緊迫した町財政の基本財源を確保すること、また町民に対する税負担の公平性を確保する観点においても、徴収対策は極めて重要な課題であります。

税の徴収業務は滞納整理に関する専門的な知識と、豊富な経験が必要とされます。議員御指摘のように、滞納整理についての豊富な知識と経験を有する税務経験者の嘱託職員を採用して効果を上げるべきとの考えにつきましては、滞納整理に当たる町職員には徴税吏員としての発令を要しますが、法的に嘱託職員を徴税吏員としての発令をすることができないこととなっております。滞納処分に従事する徴税吏員には、地方税法及び地方公務員法に基づき、自己の名をもって独立して滞納者への質問及び帳簿書類検査、捜査、差し押さえ財産の選択、財産の差し押さえ等の行為を行使できる強い権限を与えられております。

したがって、嘱託職員にはこれらの権限を付与することができないことになり、補助的業務のみをもって採用したとしても、その徴収による効果は期待できないと考えております。

以上であります。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　５点目の栄養教諭に関しての御質問にお答えをさせていただきます。

近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活が多様化する中で、子供たちの食生活の乱れが大きな問題となってきています。このことから、国においては、子供のころから望ましい食生活を身につけさせることが必要との考え方から、平成１７年４月１日より栄養教諭制度を創設したところであります。

制度としてはスタートをいたしましたが、本町への栄養教諭の配置までには、栄養教諭有資格者の養成とか、研修、学校給食センターの業務の整理や見直しなど、学校における受入体制など、もろもろの条件整備を進めていく必要があることから、具体的な配置に至るまでには相当期間を要することになろうと考えております。

しかしながら、この栄養教諭制度の趣旨につきましては、子供たちが将来にわたって健康に生活していけるよう、望ましい食生活を身につけていくためには、食に関する指導体制を充実させる必要があります。本町においても、取り組むべき課題と受けとめ、栄養教諭の配置に努力をしてまいります。

６点目の子ほめ事業の運営についてですが、この事業の経過といたしまして、平成１３年１１月に、児童生徒のすぐれた個性を発見し、教育、文化、科学及び体育の分野において模範となる活動や、成績がすぐれている個人・団体に、教育賞及び教育奨励賞を授与し、しかるより褒めよということで、子ほめ事業を進めてきているところであります。

子供たちを表彰するに当たりましては、現在まで町内の小中学校から推薦を受け、表彰をしてきた事例が大半でありますが、この子ほめ事業の趣旨からいたしましても、児童生徒が地域でお年寄りに優しく接したり、また、ごみ拾いなどのボランティア活動を行っている模範的な子供たちを表彰することは、当然であると考えております。

今後におきましては、町広報誌等を通じて子ほめ事業の内容を掲載することにより、地域からの情報提供をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

７点目の児童生徒の体力に関する御質問にお答えさせていただきます。

変化の大きい社会を子供たちが明るく、たくましく生きていくためには、体力、運動能力の向上や、みずから学び、みずから考える力の育成、豊かな人間性の育成など、知、徳、体のバランスのとれた発達が望まれているところであります。

最近の子供たちを見ますと、身長や体重、座高など、体格は大変よくなってきていますが、走ったり、飛んだり、投げたりする体力や運動能力は、昭和６０年ごろから現在まで低下傾向が続いているということが、文部科学省の調査結果からも明らかであります。

さて、児童生徒の体力の状況についてでありますが、本町における児童生徒の最近の調査結果をまとめたものはありませんが、報道発表されている全国の児童生徒との比較において、体力は劣っていないと把握しているところであります。特に、運動能力の基本であります走る力は、相当レベルが高いと考えているところでもあります。

しかしながら、二極化が進み、運動が好きな子と運動が嫌いな子との差が大きくなってきていること。また、全国の傾向と同じように、体の成長に見合う筋力が不足している傾向にあり、総体として体力の低下が見られると認識しています。

いずれにいたしましても、子供たちの体力の低下問題は、学校だけでなく、家庭や地域においても、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保することが必要と考えておりますので、社会教育の面におきましても、スポーツ少年団や子供会活動を通じ積極的に事業展開を行い、子供たちの体力増強を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川一男君）　再質問ございますか。

１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　１項目めの個人情報の閲覧の件でございますが、行政としては閲覧したものが悪用されているかどうかわかりにくい、これのところなのですね。焼却とか破棄を指導していらっしゃるということなのですが、たまたま警察で聞きましたら、２件ぐらい詐欺事件があったということで未然に防げたそうなのですが、これとのかかわりもちょっと確認できませんけれども、国の方でもこの閲覧制度が問題があるということで、今後見直しをするということなのですが、それまで町としては全然見直しをかけないでじっとこのままの対策でいくのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

例えば、２００件以上はだめだとか、国の方の状況を待ってから町も考えるということですけれども、お尋ねしたいと思います。

それから、２項目めの指定管理者制度の導入の件の再質問をさせていただきたいと思いますが、１点目の、１カ所ケアハウスは少しおくれてということでございますが、６カ所、この制度に移行するということで、作業は進んでいるとのことでございますが、何カ所ぐらいの候補の動きがあるのか、進みぐあいをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、振興公社の件ですが、私、解体と申し

上げていますのは、町で出資しておりますね、農協も出資していますけれども、そこらの部分がどうなるのかなという点と、どうもちょっとあいまいな部分が多くて、優秀な団体が、すぐれた団体がなければ公募をしないとか、ちょっと何かはっきりしないところが多いのですが、行政としてこの制度の導入というのは、効率と民間活力を図るということで導入しようということなのだと思うのですけれども、大体これらで効率がどれぐらい見込まれるかという、余り計画性もないのかなという気がしているのですが。それと、先ほどかかわっている人員が９名と臨時が３名で１２名ということですが、果たしてこうなりますと、雇用を生むということがどうなのかなという考えが走るのですけれども、そこら辺のところをもう少しはっきりした計画性を持つ必要があると思うのですが、いかがでございましょうか。

それから、３項目めの税収納率の再質問でございますが、ただいまの答弁で私はちょっと納得できませんね。助役を総括として滞納プロジェクトを設置されて、休日も夜間も個別訪問をして、一生懸命徴収をしているとおっしゃっておりますが、努力もされていると考えておりますけれども、と申しますのは、５年前へさかのぼってみますと、収納率は２７．３％ぐらいだったのです。またその前を調べましたら、平成６年は３８％ということで、現在は１４．７％、滞納の徴収率がどんどんどんどん下がってきているのです。私は上がっているのだったら何も申し上げませんけれども、質問しませんけれども、だんだん下がってきていること。

それから、今度定率減税が半減されるということもありますし、まだちょっと違った、今までと同じような取り組みではどうなのかなという心配もありまして、美瑛では特別徴収対策本部という課をつくっているのだそうです。よそがしてるからうちもしなければいかんというものではないかもしれませんけれども、だんだん滞納の徴収が下がってきているものですから、それで何か効果が上がるような対策を考えておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、税務課に１名スタッフを採用という御答弁いただきましたが、これどういう方だったのか私ちょっと承知してなかったのですが、４月に税務課でスタッフを１名増員したということで、１名増強によりまして、効果が少しあらわれるのかなということも考えるのですけれども、この方はどういう方なのかということも、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、職員のＯＢ、または町民から公募しまして、私は職員の方だけでは大変だと考えるものですから、それで補助的役割のその嘱託職員の方、徴収業務に専念してもらうということでやれば、幾らか徴収率も、これは石狩町役場で現在２名採用しまして、すごく効果を上げております。それから釧路町も、こういった市役所のＯＢの方を採用しまして、それから臨時の方もですね、どこも今非常に滞納がふえている状況がありまして、こういったことをやっていて非常に効果が上がっているということも聞いております。それで、職員の方も一生懸命努力しておられるとは思うのですが、そういった形でどうなのかなと思うものですから、スタッフ１名を増員したのでということも、様子を見てみてということもわからないわけではないのですけれども、そういったことで提案したいと思うのですが、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、５番目の、教育長に今度、食育の栄養教諭の件ですけれども、学校給食センターの事務の整備ということなのですが、どういう事務の整備が必要なのでしょうか。それとその学校に受入体制の条件整備等はどんな整備になるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、体力は、上富良野の子供たちはそんなに体力は劣っていないと、走るのなんかはすごいと、どこよりも優秀であるということをお伺いして、そういう状態があるのならいいなと思うわけですけれども、そういう体力の調査というのはしていないのでしょうか。それとも１年に何回かとっているのでしょうか。今、開かれた学校と申しますけれども、それが子供たちの体力がどういう状況なのかなという調査の結果みたいなのも、ちょっと聞いてみたい気がするのですけれども、調査をやっているのでなかったら、一度そういうのもとってみてほしいと思うのですが、いかがでございましょうか。

それと、地域で、今、スポーツとか子供たちが、今居場所つくりなんかはできておりまして、楽しく遊んでいるようですけれども、スポーツは二極化して、できる子とできない子と、もうはっきりしてきているので、そこがスポーツ指導者不足というのもあるのではないかと思うのですが、これらに対してどのようなお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１３番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、個人情報の閲覧の規制の問題でありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、多くの課題があると。国もこれの見直しを今進めておるということでありますが、その法律が定まるまでは町は放任しておくのかということでありますけれ

ども、御案内のとおり、これは法律が先行いたしますので、町がどのような条例を定めても、法律優先でありますから、法の早急な改正を待たざるを得ないと、現状の中で極力、閲覧の目的を十二分に確認した上で、使用後におきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、焼却あるいは処分をするように指導をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、２番目の指定管理者制度の各問題でありますが、まずケアハウスについては先に延ばすということでなくて、先ほどお答えさせていただきましたように、指定管理者制度を対応するのではなくて、民間に移譲したいということでございますので御理解を賜りたいと。このことにつきましては、またその方向が定まり次第、また議員の皆さん方に御報告させていただきながら対処していきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、振興公社の件、あるいは公募の件でありますけれども、当然にして原則として公募を前提として取り進めていきたいというふうに思っておりますし、その手続等々につきましては、来年４月１日に公募を対応していくための、今その段取りを進めているところでございまして、まだ正式公募の段階まで至っておりません。これからそういった細部につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、それぞれの所管の中で調整をさせていただいているということでございます。

ただ、この中におきまして、先ほどもお答えさせていただきましたように、地域の活性化を図るというようなことから、何とか公募の対応につきましても区域限定の対応をということで検討をさせていただいておりますので、そういう枠の中から考えていきますと、先ほどもお話も出ましたように、振興公社が今現在全部委託をして、そして対応しておりますので、それらと公募する業者との比較検討の中で、行政サービスがより一層低下するというような状況しか見受けられない場合においては、再度振興公社に委託していく、指定管理者を指定していくというような手法をも考えなければなりませんし、そういった中で、振興公社が必ずしも６件の、来年の４月１日から対応していこうという指定管理者の事業の中で、すべてが民間企業に移行されて、振興公社がすべて手を離れるというような状況になれば、また振興公社の今後のあり方について十分検討しなければならないと。

しかしながら、１件でも２件でも振興公社が指定管理者として対応するということになりますれば、それなりの振興公社としての対応がなされるものというふうに思っているところであります。

また、雇用の促進についてでありますが、今、６件の委託業務をしております。これが直轄でやっておるのを指定管理者に移行するのであれば、確かに地域の雇用だとかに即対応が図れるわけでありますが、今現在、委託して対応しておりますので、これがただ委託制度から指定管理者制度にこの６件がかわったとしても、特に新たな指定管理者に指定した場合において、片方では雇用の促進がなされますが、公社の職員は解雇しなければならないというような状況になりますので、果たして雇用の促進ということは、この今の状況の中では即はあらわれてこないのかなというふうに認識しておりますし、そういった場合においては、ある面においては、振興公社が抱えておる職員を新たな指定管理者制度で対応する業者に再雇用をしていただけると、いただくというような対応も含めながら、公社の職員を解雇するということでなくて、再雇用していただけるというようなことも条件に付した中での対応というようなことも、課題として検討していかなければならないというふうに認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、税収納対策でありますけれども、先ほどお話し申し上げました税務課職員の１名増員を図って増収対策の取り進めをしていただく、どのような職員を増員したの、町職員であります。町職員を、他の部署の人数を減らして税務課に１名を張りつけた、増員したということでありまして、今回、先ほど行政報告で報告させていただきましたように、２名の一般職の採用をいたしまして、新規採用職員を１名配置しているということもありますが、他に経験豊富な職員を１名増員して対処しているということでございます。

そういうようなことで、これからも税収の収納率の対応、増加に努めてまいりたいというふうに思っておりますが、先ほどるる収納率の低下がしてきたということの御指摘を承っておるところでありますけれども、これについて私ども十分そのことを認識しながら、新たに助役を筆頭とした管理職の収納プロジェクトチームをつくって対応するなり、いろいろな手法を講じながら、その徴収策を講じてきているところでありますけれども、御案内のとおり、当時議員が言われておりました収納率の高かった時期というのは、景気のいいときでございまして、収納率も非常によかったわけでありますが、バブル崩壊後の景気の悪さの中で、非常に私ども苦慮をいたしているところでありますけれども、何としても、このことは対応を強化していかなければならないというふうに認識いたしておるところでありまして、こ

れらにつきましては、議員おっしゃるように、特別対策本部をつくってどのように対処していくことがいいのかということも十分検討しなければなりませんけれども、現在は職員を増員しての対応、それから助役を筆頭とした管理職のより一層の努力、税担当職員の努力をさせながら、少しでも収納率の向上に向かって努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、職員のＯＢだとか、嘱託職員の件でありますが、先ほども申し上げましたように、今の職員対応の中で十分対処でき得ない状況が出てくるようなことでもあれば、今、職員を１名増員いたしましたけれども、それでも十分対応ができないということであれば、では職員にかわって嘱託職員を、あるいは今町で条例制定しております定年退職後の職員の再任用制度等々の利用等々も十分検討しながら、今後の課題として十分対応していきたいというふうに思っておりますが、現在のところは先ほど申し上げましたような手法で、平成１７年度は徴収対策向上に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　それでは、教育委員会の質問の関係にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、栄養教諭の関係であります。この栄養教諭につきましては、基本的に学校に配置するということでありますが、給食センターを運営している方式につきまして、我が町につきましては共同調理方式というようなことで、町内の７校を対象に実施をしています。そのような場合につきまして、この栄養教諭につきましては、学校に配置をするということですので、今の給食センターの方から身分がえになって、学校の方に配置になると。そのときに当然、今学校給食センターの方で栄養士が一生懸命いろいろな仕事に従事しているわけですが、そこら辺の問題が多分整理がされなければならない。それが１点目の給食センターの事務の整理という部分で表現をさせていただいたところであります。

また、もう一方、学校の受入体制についての御質問でありますが、そのようなことから、今度学校で受け入れるときには、今の学校の教職員の定数というのが、学級数とかそういうことで決まっておりますが、その定数の範囲内で認めるよということであります。そうすることによって、定数が１名増になるわけでは、学校自身で考えれば定数増にはなりませんので、そうしたときに今までいた二十数名だったら、一番大きな学校であれば二十数名のところで、またそこから人をそちらの方に配置しなければならないというような問題、それから学校自身でそういうことの方が、より学校経営にとっていいのかどうかというような判断も、これから判断をしなければならないだろうというようなことで、受入体制の整理が必要だということでお答えをさせていただいたところであります。

また、体力につきます２点の御質問であります。

調査に関しましてですが、これにつきましても、今現在調査は、している学校と、していない学校がございます。調査をしている学校は、総じて小規模校。といいますのは、やはりこの調査をするのにいろいろと５０メートル走、ソフトボール投げだとか、握力上体起こしだとか、いろいろな種目があります。それでかなり時間を要すると。先ほど議員からの質問が、１０５時間が９０時間になったよというようなことで、そちらの方にとられてしまうというようなこともありまして、大規模校では何か、この間先生方の御意見をお聞きしたのですが、上小とか西小だったら約二、三日間かけてようやっと把握できるだろうというようなこともありまして、現在は小規模校で実施をしているということであります。

それから、もう１点目の指導者不足の関係でありますが、幸い我が町はスポーツ少年団等の組織率も、それから加入率も、非常に高くなってきてございます。その中で、少年団やなんかの今指導も先生方を含め、それから地域の保護者、それから地域のそういうスポーツに精通した人たちが当たっていただいております。我が町の特徴として、そういうスポーツを愛好する自衛官退職者とか自衛官の現職の方、またそういう方たちが非常にいらっしゃいますので、そういう人たちの手をかりながら指導を行っていますので、総じまして、うちの町においては指導者不足というよりも、本当に協力体制をいただいているというふうに認識をしているところであります。

○議長（中川一男君）　再々質問、１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　３項目めの税の徴収の件ですけれども、滞納者の事前調査をしっかり行ってもらって、攻めの滞納処理、滞納者に毅然とした姿勢で当たっていただきたいと思うのですが、研修に赴いていただいて、いろいろとどこの自治体も今滞納額がふえて、なかなかその徴収に大変だということを申しておりますし、そういう研修をお互いにしていただきたいと思いますのと、それと、今、国の方で地方税の徴収現場で、卓越した成果を上げたやり手自治体税務課職員を特別表彰する制度を今新設するのだそうです。それで、やっぱりうちの町で

も、厳しい財政状況ですから、こういった悪質な滞納者事業への対応を、すぐれた実績を上げた方とかという方を今度は表彰、よく頑張って、大変だと思います、本当に税務課に勤めて。税務課の方ばかりではありませんけれども、国の方でそういうことを考えて、今度は表彰すると、こういう制度をつくるのだと言っているわけですから、これにならって、こういうお考え、町長いかがですか、お尋ねします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　議員御心配いただいておりますように、税の滞納率の減少に向けての努力は、私どももいつも申し上げておりますように、大きな重要な課題としてその対応を進めてきているところでありまして、滞納者の個別の状況、実態等々を個別に掌握しながら、その滞納者の実情に合った収納方法をとらさせていただく、協議し話し合って対応をしていくというような手法をとって進めているところでありまして、今後も議員御発言のありましたようなことも含めながら、職員の研修等々も含めつつ対処していきたいなというふうに思いますが、基本的に、担当職員が税の徴収に当たるのは当然の職務でありますが、議員が御発言ありましたように、特に優秀な職員につきましては、税の徴収ばかりでなくて、表彰する部分は表彰していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　以上をもちまして、１３番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、１２番金子益三君。

○１２番（金子益三君）　私は、さきに通告しておりました３点について、町長並びに教育長の所信をお伺いいたします。

初めに、上富良野ブランド及び起業化に対しての支援策についてでございます。

昨今、上富良野ブランドになりかけている「上富良野餃子」の本格的な全国区へのブランド化に向けた運動が行なわれている様子が新聞等の報道がなされています。昨年、ＪＡふらの上富良野支所で行われました地産地消でも紹介された、地養豚の豚肉、野菜もすべて上富良野産、また、皮の小麦粉に至るまでオール上富良野産の原材料を使った純粋の上富良野製品であることは御承知と思います。

今、この「上富良野餃子」は「神龍」と言われるお店が札幌を中心として現在全国に販売の展開を図っております。この「上富良野餃子」は現在、材料だけを上富良野から調達して、札幌で製造販売、一部上富良野の飲食店においても販売はされておりますが、そういった現状でございます。ぜひ上富良野で製造から販売までをしたいとの希望の声が上がっているのも現状です。

そこで、上富良野の農産物、豚肉を食材として加工食品の上富良野ブランド創出のためにも、町としても支援策を講じることができないのか。もちろん行政が一つの企業だけを支援することはあり得ませんが、行政が得意とする分野の支援策はとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

例えば、新産業創出支援事業、ソフトランディング事業などの有利な補助事業に採択されるべく行政としてのバックアップ、また上川支庁、北海道などが進める食のブランドづくり事業などとの提携など、行政ならではの支援が必要と考える。

また、商業振興条例の時限立法を迎え、新規の採択はなく、企業振興措置条例の適用外のような小規模の場合などに一定期間の税の免除など、起業化しやすいよう、条件整備の支援はできるはずである。すべてを行政に任せて起業化をするものではないので、やる気のある町内の生産者、商業者等の若者たちのためにも、さらには、ここ上富良野産の安全でおいしい地養豚タイディーポークの消費拡大、「旬ちゃん」に代表される有機野菜生産グループの今後における自主自立のきっかけづくりにもつながり、北海道が推進する産消協働の食育などの地域資源の理解を促す取り組みや、自然・伝統・文化など地域資源を磨き、付加価値を高める地域づくりにつながる行動とも整合性があり、重要なこととも考えるが、理事者の所信をお伺いいたします。

２点目でございます。

新たな広告収入策について。

１６年度から町広報お知らせ版に町内企業の広告を募集した経緯がありました。なかなか経済的に厳しい昨今、企業の募集が難しい様子であったようです。そこで、新たな町の広告収入として、現在使われているごみ袋に企業広告を募集してはいかがか。これから作成するごみ袋に町内の企業から枚数契約等で広告費として募集する考えはないのか、お伺いいたします。

３点目は、教育長でございます。

上富良野高校の活性化支援についてお伺いいたします。

現在、さまざまな社会環境などの要因により少子化が進んでおります。当町にある北海道立上富良野高等学校の生徒の減少による間口減の問題が心配されています。さらに、ことし春より道立高等学校通学域の再編により、上川南学区になった、子供たちがより高い教育を受ける機会がふえたということは非常に喜ばしいことでありますが、しかし、その反面、多くの児童生徒が、旭川を初めとする町外に流

出することも懸念されます。

この間、上富良野高校においては、さまざまな学習要綱の取り入れ、また、特色ある学校づくりなど、さまざまな対応を図っておりますが、なかなか追いついていかないのが現状のようであります。

そこで、鵡川高校の野球、旭川南高校の柔道に代表されるよう、ほかの高校にひけをとらないスポーツの強化による生徒数増員への具体的支援策を図る方策はとれないのか、お伺いいたします。

それには、まず指導者の確保が大切な要因と考られます。現在上富良野に在住している自衛官退職者など、スポーツに対してすぐれた指導力を持っている人材を上富良野高校の部活動の指導者として地域の協力体制がとれるように、行政としても応援ができないのか。

今、一例ではございますが、当町は十勝岳という、北海道で最初に雪が積もり、また最後まで雪が残るという、すばらしいウインタースポーツの環境が整った町でございます。加えて陸上自衛隊上富良野駐屯地があり、クロスカントリーなどの練習や競技も行われております。このようなすぐれた環境を生かして、地域の活性化のためにも、上富良野高校に優秀なクロスカントリーの指導者を町で雇いながら、高等学校のクラブ活動に派遣できる体制などが図れないのか。厳しい財政状況の現状は理解いたしますが、スポーツなどの特色のある校風になれば、ほかの市町村からも生徒の受験も考えられ、生徒数の減少に歯どめがかかり、ひいては、さまざまな生徒の学習意欲向上、クラブ活動の活性化など、現在の生徒たちにとってもよい方向に進むことも期待されます。

長岡藩参事の小林虎三郎が唱えた「米百俵の精神」のように教育というのは国家百年の計であります。長い目で見ていただきながら、ぜひ上富良野高等学校の活性化のために、町の将来のためにも、どのようにお考えなのか、所信をお伺いいたします。

○議長（中川一男君）　ちょっと早いですが、昼食休憩といたします。後からゆっくり答弁いただきます。ありがとうございます。

では、午後の再開時間を１時といたします。

午前１１時５４分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（中川一男君）　昼食休憩に引き続き、会議を開きます。

日程第１０　一般行政についての質問を続行いたします。

１２番金子益三君の答弁を求めます。

町長。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番金子議員の３項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目、上富良野ブランド及び起業化に対しての支援策についてでありますが、議員のお話のように、上富良野産豚肉、野菜等を用いた餃子の販売を札幌を中心として全国展開を行っていることは、新聞報道などで承知しているところであります。

「上富良野餃子」については、上富良野から食材だけを調達するにとどまっており、将来的には、製造から販売まで上富良野で手がけたいとの希望もあると聞き及んでおります。このことは豚肉を初めとする餃子の食材だけではなく、他の農畜産物にも経済波及効果をもたらすものと期待をいたしております。地域としてのブランド化、上富良野の町おこしの一つにつながるものと考えているところであります。

起業化に対する支援については、起業化に取り組む企業が、国、道の補助事業採択に向けて取り組む場合は、企業の自主自立を尊重し、町としても当該補助事業の採択が容易に運ぶよう側面的な支援、またはバックアップ可能な支援を行ってまいりたいと思っております。

ただ、税の免除については、投資の客体が税の対象客体となるのかどうかが課題もあり、なり得る場合には税の免除も考慮することも可能と考えております。

近年、食の安全、安心が環境負荷に対する関心が高まっている中で、道内においても地方公共団体、民間企業、民間団体、市民等による地産地消、道産材活用など、地域で生産されたものを地域で消費、活用する地域内循環型の経済活動を推進する産消協働という運動が提唱され展開中でもあります。これらの趣旨に沿って、起業を進める企業に対しては、町の経済活動の活性化及び振興発展につながっていくものと考えておりますので、この中で行政として支援できるものについては支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、２点目の新たな町の広告収入に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、町広報及びお知らせ版の広告については、１６年度実績として、７事業所、１０コマの掲載があったところであります。議員の御意見のとおり、残念ながら今後も広告希望が大きく増加するとは思われません。

質問のごみ袋に対する広告の募集についてでありますが、ごみ袋には非資源化物としてのごみ処理手数料をお支払いいただく証紙としてのごみ袋と、資

源化物としての指定のデザインの袋代を負担していただくごみ袋の２種類に分けられております。このうち非資源化ごみ袋は町が発注管理しており、ごみ袋の中身が容易に見えることができる程度に広告を入れることは可能であります。新たな収入を得る方策として、実現に向け前向きに検討させていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中川一男君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　１２番金子議員３点目の上富良野高等学校の活性化支援についての御質問にお答えをさせていただきます。

我が国の少子化傾向はますます加速し、昭和６３年から平成１９年度までの約２０年間において、北海道の中学校卒業生の推計では約９万２，２００人が５万３，６００人、実数では３万８，６００人の６０％弱になると予測されているところであります。このことから公立の高等学校、私立の高等学校ともそれぞれが生き残り策を模索し、それぞれの高等学校が特色ある学校づくりを進め、懸命に生徒確保に奔走している状況にあります。

このような状況にあることから、教育委員会においては、上富良野高等学校に対し、平成１２年度より上富良野高等学校振興計画をもとに、入学準備金や修学資金制度の創設を行い、特色ある学校づくりへの支援を進めてきているところであります。

議員の御質問にありますように、他の高校に引けをとらないスポーツによる特色づくりを進め、他市町村からの通学生をふやすことも生徒確保の一つの方法であると認識をしていますので、上富良野高等学校とも十分協議をしてまいりたいと考えているところであります。

平成１８年度におきましては、道の公立高等学校適正配置案によると、上富良野高等学校の間口調整はないとの発表があり、一安心をしているところでありますが、本町の中学生の卒業者数からすると、今後ますます上富良野高等学校の生徒確保は厳しくなるものと推測されます。学校現場や中学生自身、そして中学生の保護者の意見等も十分把握した中で、早急にできることから支援策を講じ、上富良野高等学校の活性化が進展する施策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　再質問ございますか。

１２番金子益三君。

○１２番（金子益三君）　再質問いたします。

まず、１点目、上富良野の起業のブランド化についてでございますが、お答えの中にありましたように、行政としてもこのブランド化による上富良野のイメージアップ、また農畜産物の消費拡大、産業振興などの経済波及効果等々のメリットの大きさは、御理解していただいたことと私も判断させていただきます。

実際、この製品というか商品の開発から現在に至るまでは２年半以上という長い実績をかけてここまで来ております。この間、町としましても、ＪＡふらの上富良野支所の職員の方、また町職員の方、多くの方が支えてきていただきました。農家の農作物をつくる皆さんの思い、また、地養豚を育てていく畜産の方の努力、さらには先ほども申したとおり町職員、ＪＡの職員、また、上富良野町の若者たちのＰＲ事業などの努力によってここまで来たものだと思います。言いかえますと、最高のトレーサビリティーが確立された商品であるということと言っても過言ではないと思います。

このように、せっかく全国的に有名になってきたオール上富良野産の「上富良野餃子」も上富良野で生産がされなくては、いわゆるにせものというものに残念ながら相なってしまいます。現段階においても上富良野産の「上富良野餃子」であるのに、なぜ札幌で販売をしているのだ、なぜ札幌で生産をしているのだという消費者からの問い合わせも来ているのが現状であります。残念ながら、そのようになっていけば、せっかく３年近い年月をかけて育ててきて、やっと今こうして芽が出てきた上富良野ブランドの種というものも、実を結ばずに枯れていってしまうのが現況になっていくのではないかというおそれもあるわけです。

いわゆる企業もそうですし、それを支える周りの人もそうなのですけれども、できることというのは当然自分たちの努力で操業を始めていきます。しかし、個人ではなかなか難しい部分というのを、ぜひここはやはり行政がインキュベーターとなって、この起業化の推進の役割を果たしていくべきだと思います。

私の友人で、道東の方で新しい食文化の構築ということで、新聞報道でも皆さん御承知のとおりかと思いますけれども、エゾシカの肉を再利用いたしましてエゾシカバーガーという新しい食品をつくり出した仲間もおりまして、それらも非常に行政の後押しというか推進が大きな力にあったということも現状で伺っております。ですから、これは仮に一例なのでございますが、こちらの「上富良野餃子」のいわゆる製作に当たり、本場中国の天津市の職人を呼んで、本当のおいしい食材を本物の職人によってすばらしい製品化にすると、そういった構想のときに、実はやはり、外国からの労働者のビザの取得というのは非常に大きな壁になっていくわけでございます。そういった部分を、当然賃金の支払いなどは

企業が行うべきものではございますが、そういう行政の後押しがあってこそ、さまざまな大きな問題というものがクリアされていくわけでありますから、ビザに限らず、そういうところを行政がきちんと支援してあげたりすることによって円滑に行われます。販売なども、やはり物産展等々、道内外多く出向いていくわけです。そういった費用などはもちろん自分たちで賄っていくものでありますが、やはり人手に関しても、せっかくこういった上富良野を代表する媒体であれば町職員が一緒にサポートに行って、町のＰＲを兼ねて手伝ってあげたりとか、そういう側面のお手伝い、また、町ぐるみで食について考えるフォーラムを開くとか、いわゆる豚肉といえば上富良野だよねと、そういう全国区に持っていったり、富良野地方に来たときの、食といえばやはりここ上富良野だよねという、そういったブランドを想像するような町の姿勢があれば、上富良野の農畜産物の販路拡大のみならず、このように富良野地方に訪れている観光客がいろいろ通過するだけではなく、上富良町内に立ち寄っておいしい食べ物を食べていこうと、そういった消費の拡大にもどんどんつながっていきます。

実は、ことしの夏からなのですけれども、商工会青年部が北海道の補助金の事業といたしまして、上川管内のホームページを活用いたしまして、ビーツーシーサイトを構築いたします。いわゆる上川管内の特産品をインターネットを使って全国に販路拡大をしていこうという事業でありますが、その中の事業にも、当然この上富良野を代表する食材を使った「上富良野餃子」というのはＰＲをしていくことになっております。民間レベルでもこういった上富良野のブランド化を盛り上げていこうというのが非常に高くなっているこの中、地場産品として富良野産というだけで全国的に知れ渡る効果というのは非常に大きいわけですね。行政としても、その地場産品ＰＲに、より一層の力をかけるべくことが重要なことと考えますので、今後町として具体的にどのような支援策を考えられているのか、お伺いさせていただきたいと思います。また、具体的に上がってきた事業に関して、それらをきちっと精査した上で採択していただけるのかどうかを、改めてお伺いしたいと思います。

２点目のごみ袋の件に関しましては、企業がごみ袋に、自治体で有料化しているごみ袋に企業広告を載せるというのは、実は九州地方の自治体で現在実際行われております。ごみ収集日の毎朝、町内のあちこちで企業の広告が住民や主婦の目につくということで、非常に成果が大きくあらわれているということも聞いております。できるだけ早い時期に、これら企業広告が導入されることをしていただきたいということと、やはり当然中の分別されることが見えるということは非常に大きな必要なことではありますが、やっぱりせっかくお金を出す企業側としても、ある程度のその効果ができるほどの大きさの確保というものに留意をして実現化していただきたいと思います。決まったロット単位で企業に広告費を募集して印刷すればよいだけのことですから、具体的にいつごろ導入を目安にするのかということも明確に御答弁いただきたいなと思うことと、できれば、これ目的収入としてすることはできないかなと考えます。

町長いつもおっしゃられているように、この上富良野圏域ごみの処理料というのは、だんだん大きな問題となっていきまして、これらを住民に対して一部負担をしていただいているというのが現状でございます。このごみ袋に関して、上がった収入がほかのところに使われるというよりは、やはりそういったきちっと目的を明確にして、少しでもこのごみ処理費用が増大していく中、地域住民の負担の軽減につながるよう使っていただきたいなと、あわせて御提言させていただきます。

３点目の上富良野高校の支援のところでございますが、若干私の質問に対して答弁されていないような嫌いがございましたので、改めて問いたださせていただきますが、いわゆる少子化の数字というのは改めて私言われなくても、全国的傾向として社会問題であるということも十分認識しておりますし、先ほどおっしゃっていただいた１８年度の上富良野高校の間口調整が行われなかったということも聞いてはおりますが、それで安心するのでなく、やはり具体的な方策を今のうちから講じておかなければ、近い将来取り返しがつかなくなるということは、まさに火を見るよりも確かなことでありますね。

答弁にもありましたように、できることから早急に支援策を講じ云々とありましたが、それらが実際、何なのかというのが全く見えてきませんので、さきにも私、質問の中にもありましたけれども、教育というのはすぐに効果があらわれる、そんな特効薬というのはあるわけないのですよね。やはり地道なものが少しずつ積み重ねて、その努力が長い期間培われて初めて成果としてあらわれるものが教育なのでございます。取り組むことを先延ばしにしたのであれば、当然その成果があらわれるというのも、おくれていくということはもう当たり前でございますから、そういったものは何なのかというのをきちっと明確にしていただきたいと思います。

もちろんスポーツ振興が、それがすべてでないということも重々私も理解はいたしますが、しかしな

がら、スポーツを通じて養われた健全な体には健全な精神が宿るのです。そのことが学業や就職に必ず役に立つということもありますし、また加えて、上富良野高校の教職員の皆様も、上富良野高校のオンリーワン政策に向けて一生懸命意見を唱えているのが現況でございますね。親御さんにとっても、もちろん自分のお子様の将来に関する目標や夢などを明確に示すことができるためにもなりますし、ひいては生徒自身の学校生活の生きがいややりがいなどを持てる学校づくりの方策というものを非常に具体的に、早急に示さなくてはいけないと強く考えております。スポーツのことに関しましては、事実、今まで和寒高校ですとか音威子府さんあたりに、うちの町からスポーツの特性を求めて入学された生徒さんもいらっしゃるというのが現状でありますし、今後すぐれたそういったお子さんの人材が町内に残っていただき、また加えて町外からもそういったすばらしい生徒の流入を図ることのためにも、特色を持たせるべきで、それらに対して行政が何を支援して、惜しみなく力を注ぐべきでないかと、このように私思います。

先ほどの質問と重なって申しわけございませんが、上富良野は、この町は、気候や風土から、特に冬のスポーツに関しては恵まれた環境であって、加えて申しますが、駐屯地という特殊な、非常にスポーツに特化した団体がこの町にいらっしゃいますし、隊員の皆様とともにそういったスポーツに触れていくというのが本当の子供たちにとってのまちづくりでもあるし、町として学校にかかわっていく大きなことであると思います。一緒に地域住民が生徒と心を触れ合っていくという大切さのためにも、こういった取り組みというのは早急に行うべきと私は考えますし大事なことだと思います。

昨今の新聞でもありましたとおり、例えば風連高校は今まで海外へ修学旅行なども行っておりましたが、生徒たちにアンケートをとって、そうではなく、やはり資格試験のための補助金を出していくと。本当に生徒の立場に立った取り組みがなされております。できることから早急にと教育長が答弁されているのであれば、それが何なのか具体的に教えていただきたいと。それと加えまして、私は先ほど申しておりますスポーツ振興による支援の考え方が、あるのかないのかだけをまず再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、起業化対策の件でありますけれども、議員、熱い気持ちを語っていただきましたが、そのことにつきましては私もそのとおりであるなというふうに認識いたしております。

基本的に起業対策につきましては、町といたしましては、いつも申し上げておりますように、民の皆さん方がその対応を図る中で、行政に対して何を要望し、何を期待しているのかということが対応が明確になることによって、行政はそのできる限りの対応の中で支援を考えていかなければならないなというふうに思っておりますので、支援策はどのように考えておるかということにつきましては、それぞれのケース・バイ・ケースで、民が行政に期待することというのは変わってくるであろうと。その民が期待することに対して行政ができる限りの支援をしていくということは、その都度対応を考えていかなければならないなというふうに思っておるところであります。

また、「上富良野餃子」のこの件になりますと、確かにおっしゃるとおり地元で地産地消と促進と地元で生産販売をしていくというような希望を持たれているということは、私も「上富良野餃子」の御本人の方と二度ほどお会いして、いろいろなお話を、またこの「上富良野餃子」にかける熱い思いも語っていただいておるところでありまして、これらにつきましても行政としてできる支援につきましては、当然にして対処していこうというふうに思っておりますし、また新たな対応展開の中で、先ほどもお答えさせていただきましたように、国や道に対してのいろいろな施策の展開に対する行政としての役割を果たして、町の行政としての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

また、加えて、第１次産業の農業の推進というようなことからも考えますと、地産地消の対応の中では、当然にして行政だけでなくてＪＡ農協さんとの連携ということが必要であります。そういったことも含めながらＪＡさんとの連携を十二分に図りつつ、これらの支援策を講じていく、また起業の部分については、これは商工業という立場でありますので、これらにつきましては、また商工会とも十分な調整を図りながら、行政としての対応を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、ごみ袋の広告でありますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、町は非常に厳しい財政状況というようなことから町広報誌にも対応したように、御提言賜りましたごみ袋につきましても、その広告の対応につきまして取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、時期はいつごろかと、今製造してあります部分につきましては、これがなくなって新しく作成する段階で、その対処を

していきたいなというふうに思っておりますし、私といたしましては、議員からこの御質問をいただいたということの中で、また町として対応しております各地域に発送いたします封筒等においても、そういった部分が対処できないかというようなことで、検討するように指示をいたしております。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

その広告収入を目的としてごみ処理対応の中で使用するかどうかにつきましては、そういう方向に、それに使用するつもりでおりますが、基本的には一般財源化していくという形の中で、それらの部分も当然にして、今、町はごみの使用料にしては、経費の３分の１相当分を今御負担をいただいていると、そういう中にありまして、今後これらの収入も含めた中で、今行革で見直そうとしております２分の１御負担に対応していく中では、それらの収入は当然カウントされた中での対応がしていくべきであるというふうに思っております。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　１２番金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

上高の存続につきましては、本当に厳しい状況があるということで、我々といたしましても認識をしているところであります。この上富良野高等学校が置かれている状況が厳しいことに伴いまして、やはり上富良野高等学校が特色ある学校づくりを進めていかなければならないということは、議員と同じ考え方であります。

その中で、今、上富良野高等学校が行っている状況といたしましては、やはり今までは二間口で生徒数やなんかも非常に少なくて、またクラブ活動やなんかも、非常に対外的な試合やなんかにも出れるようなクラブ活動がなかったと。しかしながら、ことしからは野球のクラブもできたり、またバスケットボール、それからバドミントン、また文化面やなんかにおきましても、書道やなんかで非常に、普通の高等学校であれば当然今までもあったようなクラブ活動が展開されてきて、その中で対外試合やなんかもやられているということになっています。

その中で、やはりこういうクラブ活動やなんかがあることによって、生徒たちがたくさん集まっていただけるのかなというふうに我々としても考えているところであります。その上で、本当にこれから、さらに上富良野高等学校がどういう特色をつけるのか、その中で、今、金子議員から御意見を賜りましたスポーツ、クロスカントリーだとか、また野球だとか、それからまた学業も文化もそうだと思いますが、やはりそういうものをどう取り入れて、さらに特色あるものをつくっていくのか、そこら辺は高等学校とも我々とも模索しているところであります。

なお、この上富良野高等学校の特色づくりのためには、上富良野高等学校教育振興会ということで町からも助成をさせていただき、その特色ある学校づくりに今邁進をしているところでありますので、ただ、今スポーツの、では、野球に向かっていくのかどうなのかということにつきましては、さらに時間がというか、やはりそれに至るまでの土壌が必要というふうに考えております。そこで、当然高等学校とも、また教職員の方々とも、振興会とも協議しながら進めていかざるを得ないというふうに考えているところであります。

○議長（中川一男君）　再々、ございますか。

１２番金子益三君。

○１２番（金子益三君）　先ほどの町長の方の起業の方に関しましては、さまざまな町としてのそのインキュベーションが行われるものと判断させていただくというか、先ほどそのような、できるところは行政としてできるというところで、今後そういったものをやはりどんどんＰＲという事業もしていくべきと考えます。さまざまな支援方法がある中で、やはり行政ならではというところを伸ばしていただきたいと思いますし、御理解賜ったものと判断します。

ごみ袋に関しては、ちょっと後半、目的収入されるのかどうかというところはちょっとわかりづらかったものですから、もう一度聞きたかったのですけれども、一般財源化してそのプールされるものなのか、それとも、そこで上がってきたものはごみの処理費に使われるのかを、もうひとつはっきりしてほしいなと。

なぜかと言うと、企業側としても私の広告によってというのは、ちょっとおこがましい話かもしれませんけれども、その方がより募集もしやすいのかなというふうに考えるものですから、ちょっとその辺を、一般財源化してプールして、さまざまな先ほど言った封筒等の印刷物に関する広告料と一緒にして、いろいろなかかるものに使うのか、それともごみ袋で上がった収入はごみの処理費にするのかというところを、もう一度明確に教えていただきたいなと思います。

もう１点、３点目のところなのですけれども、ちょっと教育長のおっしゃることも私も本当にそのとおりだなとつくづく思いますし、教育というのは多岐にわたっているという先ほどの委員会の報告のとおり、何という切り口はないのも理解いたしますけれども、なぜ私がクロスカントリーがいいのかなという御提言をさせていただいたかには、御承知のとおり、上富良野町と美瑛の望岳台を結ぶ、冬期間

閉鎖されているあそこの吹上温泉に行く通路というものを、第２戦車連隊の隊員の方が、現在あそこをコース整備をされて日々訓練や体力づくりに頑張っていらっしゃいますよね。そういった上富良野の特色というか、そういう風土がたまたまありますし、銃剣道も含めてでしょうし、そういった現状を、もしこれでインターハイ選手などが長い時間かけて、そこから、上富良野高校から生まれるようなことがありましたら、本当にすばらしいことになって上富良野高校の活性化につながっていくのではないかなと、そのきっかけづくりをやはり振興会の方と、それから高校の人とも十分深めていく中において、やはり行政としての後押しの部分も重要なことと私考えますので、その点教育長のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番金子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

起業につきましては御理解いただいたと。町といたしましても最善の努力をしていきたいと思います。

ごみ袋の件でありますけれども、御案内のとおり、このごみ処理につきましては特別会計で処理するわけでなくて一般会計で処理しております。１円たりとも収入については歳入の中で計上して支出で対応していくということが基本であります。ですから、袋代を作成するに当たりまして、例えば１０円かかると、そうしたら広告料で１円見れるわと、そうしたら９円でいいよということになりますと、その作成についてはその広告料を当然にして作成費に充当していくと。しかし、歳入は一般会計の中で歳入として計上していきますよと。ですから、その収入の分はごみ袋をつくるための経費として充当しますよということでありますので、御理解いただきたい。広告代の収入を見ないで袋代が９円ですという処理は、これ１００％できませんので、会計上は。ですから、必ず歳入は歳入として計上し、それをごみの袋の製造に充当していくという意味であります。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、クロスカントリーの話が出ましたので、クロスカントリー、確かに上富良野町でゲレンデスキーやなんかとか、そういうことを見ますとクロスカントリーということは非常に特色づける形になろうかなと思っています。また、我が町の特徴であります、非常に高いところにそういう場所があるというようなことで、シーズン初めから、そしてシーズンの一番最後にも利用できる、これは全国的にも注目を浴びるところだと思います。

ただ、今高等学校の特色あるという観点で話をさせていただければ、やはり学校自身が本当にそういう気持ちがあるのかどうか、また行政としての後押しをしていこうといたしましても、やはり学校と、それから教育振興会なり、みんな町の人たちのそういう後押しというのがこれから大切になろうかなというふうに考えております。そのような点から、今後上富良野高等学校とも十分そういうような特色ある学校づくりというようなことになりますように、また我々もいろいろと機会あるごとに話をさせていただきたいというふうに考えるところであります。

○議長（中川一男君）　以上をもちまして、１２番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、６番米谷一君。

○６番（米谷一君）　私は、さきに通告いたしました２項目について、町長にお伺いいたします。

国の三位一体の改革で大幅な補助金、交付金の縮減、また財源移譲がままならぬ中で、地方財政は一層逼迫してきています。そんな中で、町行政は歳入歳出に合った財政運営を旗印に、一層厳しい行財政改革を断行しようとしています。

今日の置かれている状況を考えると、十分評価に値するも、果たしてこのことが町の再生になるのか、そんな疑念もぬぐい切れません。今は隆盛を誇るトヨタ自動車も、以前に厳しい財政改革に乗り出し、鉛筆１本、紙１枚の使い方まで徹底したと聞いております。しかし、彼らには夢がありました。むだを省き不合理性を徹底的に議論し、お互いの意識の高揚に努め、さらに高いハードルを設定し、再生産に励む。意識改革も同時進行で進められた結果が今日の姿と聞いております。官と民では性格は大きく違いますから、一概に同じに論じることはできませんが、一方は社業の発展であり、株主に対する責任、従業員に対する生活の安定であり、町においては恒久的で安定的な住民生活、社会福祉、社会資本の整備と、目指すところは変わらないように思います。そんな中で、私たちがもろ手を挙げて今の行財政改革に賛成できないのはなぜだろうか。まず一つには、町の将来が見えない、この町が一体どういう方向に進もうとしているのだろうか、まちづくりの具体的な姿をつかむことができない。

町長は執行方針やいろいろな会席でまちづくりの概念を示してきたが、私たちには全容が見えない。厳しい状況であるがゆえに、今こそ町の将来像をより具体的に町民に示してほしいと願うわけです。

町は町営施設を指定管理者、民間に移譲しようと考えていますが、町民の税金が直接・間接的に投じ

られた施設であり、採算面だけで論じるだけでなく、前段で述べたように、将来像をしっかり示し、今後のまちづくりに欠かせないものはしっかりと論証し、官が運営していくべきと考えますが、この点について伺いたいと思います。

次に、町長は、自立か合併に関する同僚議員の質問に答えて、合併は選択肢として否定はしていませんが、現時点では自立でいくと明言しております。私も合併は時期尚早であると考えます。今、合併に走ると、富良野市への一極集中と、行政権限は一層強固になり、私たちの町が置き去りになる可能性があります。今は将来を見据えて基盤整備をしっかりしていくその時期と感じております。このまま厳しい財政運営を続けると、経営・経済的打撃を受けるのは、土建業者であり商工業です。町の基幹を成す産業ですので、何とか安定成長と願うわけです。

公共事業が縮減された分、町が事業を誘発できないだろうか。産業振興、雇用の創出、さらに人口、少子化対策を含めた定住化促進、そして、恒久的な税収の確保等を考えると、低価格での宅地造成を供給することが最も効果的と思います。都市計画、市街化区域の見直し、あるいは債務保証、販売等々、多くの問題がありますが、官と民が知恵を出し合うことで解決できると思います。官が民を圧迫するといった考え方ではなく、官が民に仕事を創出するという大同的な見地から、施策として取り組むべきと思います。市街地周辺の農地をこのまま放置すると、後継者のいない農家は売るに売られず、将来荒廃する可能性が残されています。

また一方では、上川地区は景観にすぐれ、農作物も美味です。この点を勘案されて、官民一体となって宅地分譲をする考えはないかを伺いたいと思います。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　６番米谷議員の２項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の町の将来像に関する御質問についてありますが、本町は平成１１年に、豊かな心の人のまち、活力ある産業のまち、住みよい快適なまち、ともにつくるまちの４本の柱から成る「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地創造」を将来像と定めた第４次総合計画を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところであります。

私は、これまでこの４次総計を我が町の将来像として常にお話をしてきており、今後も平成２０年度までは、この将来像に向けて努力を重ねていきたいと考えております。

しかしながら、その基盤となる本町の財政は、元来自主財源に乏しく、国の中央財政対策の影響を強く受ける脆弱な構造であることに加え、三位一体改革に伴う地方交付税や補助金の削減など、一層の歳入減が予測されます。行財政改革はその改革過程及び成果で生み出される行政資源を戦略的、重点的に活用し、「四季彩のまち・かみふらのづくり」を展開していくことを目的の一つとして進めているところであります。

現在の行財政改革の基本方針、実施計画は、このような私の考え方を広く町民にお示しし、パブリックコメントなどの手法を講じた中で策定したものであり、改革の着実な実践に努めてまいりたいと考えております。

なお、町の将来像やその実現に向けて取り組んでいる改革のあり方などは、町民の皆様と共通理解を深めていくことが極めて重要なことであり、議員と意をともにするものであります。情報の提供とあわせて、さまざまな機会を通じて町民の皆様と共通理解を深めてまいりたいと考えております。

また、指定管理者制度に関してでありますが、議員が御指摘のように、公共性の実現に向け、町が果たすべきと考える公の施設については、町の責任において管理運営を担ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２点目の宅地造成の御質問にお答えさせていただきます。

私自身も、地域経済の実態は議員が申されるとおりであると認識しております。この状況が長く続くことを強く懸念しております。このような中で、その打開策として御提言がありました未利用農地などを宅地造成し、今言われておる田舎暮らしを求める団塊の世代や町内在住の一戸建て住宅を求める方々に分譲できれば、地域経済の振興はもとより、新たな雇用創出や、定住化に伴う人口減の歯どめなど、期待できる効果は言うまでもないところであり、大変いいことであると思っているところであります。

しかしながら、宅地を造成し、分譲地として整備することは容易でありますが、これを売り渡していくことには大きな不安があります。まずは多額な投資となることで、資金的余裕があるか否か、一定年限内に分譲地の売りさばきができるのか否かが重要な点であります。仮に分譲区画の多くが売れ残り、長期にわたって多額の不良債務を抱える事態となった場合を考えると、安易に実施できるものではありません。

これらのことから、果たして未利用農地が優良の宅地造成地となり得るか、また、他の地域でも宅地造成を行っている実態にありますので、競争に勝ち残れる地の利があるのか、あらゆる角度から十分な調査分析をする必要があると思います。

なお、現在、北海道が本州からの移住希望者を受け入れる取り組みを行っており、その体系の中で当町としても情報を提供できる体制を整えておりますが、近年、年間で１０件から２０件程度ある相談の中では、商売目的や単なる不動産紹介などの相談の目的は幅広く、よい手ごたえを感ずるものはない傾向にあります。

いずれにしても、経済的な効果が期待できる反面、多くの諸課題も考えられますので、道内あるいは管内市町村での宅地分譲の状況などを調査するとともに、事業化の可能性についても、より一層研究してまいりたいと考えております。

○議長（中川一男君）　再質問。

６番米谷一君。

○６番（米谷一君）　町長の聖域なき改革をともに汗してつくるまちづくりを掲げ、行財政改革を推進していく覚悟は聞いております。その先にあるもの、何をゴールとしてとらえて改革を推進していくのか、少子高齢化によって地域の過疎化が一段と進めば、やがて介護保険など福祉サービスすら提供できなくなるおそれがあります。

また、税収の落ち込みや国の深刻な財政事情を考えると、地方交付税の縮減は確実に進むと考えられるし、また配分がさまざまな形で制限されることも予想されます。合併特例債などの優遇措置が２００５年３月末で期限切れになり、今は合併を後押しする知事の勧告権を盛り込んだ新市町村合併特例法が控えています。幸いにも我が町は基礎自治体の体裁をなしているので、当面は勧告を受けないだろうと。しかし、将来、駐屯地の規模が縮小し、規模縮小が実施されれば、現状のままでは小規模自治体となる可能性もあります。そんな中での将来像を、もしお聞かせいただければと思うわけでございます。

次に、産業振興策としての宅地の分譲に対する考え方ですが、単なる宅地供給という考え方なら、僕も町長と同じ考え方をしています。余りにもリスクが大き過ぎます。しかし、今町が置かれている状況を考えると、これほど大きな事業効果を生むのが果たしてあるだろうか。

御承知のように、バブル崩壊後、地価は大幅に下落しました。市街地周辺の農地も例外ではありません。当時の価格の４分の１から５分の１まで下がっています。今なら坪３,０００円から５,０００円で宅地用の優良農地を取得することができます。公用分を差し引いて１町歩で２,０００坪の分譲を可能と考えます。造成費用を坪３万円以内に抑えることができれば、４万円切って分譲できると考えます。１５０坪から２００坪の広い区画で北海道らしさを前面に出し、庭先農園、庭園、将来はもう１棟建て子供や孫たちも住めるような宅地供給も可能です。住宅建設まで考えると、少なくても初期投資の３０倍以上は見込めます。

この事業の背景になる考え方には、東京、名古屋、関西の３大都市圏の人口は日本の人口の約５割を占め、大都市部の人口集中が依然として続いています。特に東京、神奈川、埼玉、千葉の１都３県の東京圏には３,５００万人を超える人口が集まっております。東京への一極集中が依然として続いています。しかし、都心通勤者の通勤時間を見ると、１時間以上が６０％を占め、これに加えて住宅難や道路の混雑、ごみ問題、地価高値といった問題が山積しています。また、国土、農水などの共同調査で、３大都市圏の住民の４０％が農林地域の移住を考えており、そのうち本格的な定住を考えているのは６０％にも上っています。

また、年代の若い人にもその志向が強く、３０代の後半から４０歳代では、大半がその気持ちを持っている。何よりも豊かな自然と通勤時間が短く、ゆとりのある生活を求めているということがうかがえます。

また、社会基盤、これは下水道だとか病院、公園が整っていること、家を持つことができること、文化・レジャー施設などがあること、大都市までの交通手段が整っていることなどが挙げています。我が町が、そういう意味では空港も近いことから、比較的条件に恵まれています。ただ、彼らの年収を確保する雇用の場をいかに創出できるか、この点は不安要素として残ります。しかし、今大いに話題を振りまいている団塊の世代をターゲットに絞れば、２００７年から７００万人以上の人が定年退職します。この人たちに老後は田舎で過ごしてもらう、地域活性化と再生化のために、ぜひ取り組む課題と考えと思います。年間１６０万人の人が訪れる当町です。十分勝算があると思うのですが、再度町長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　６番米谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、行財政改革の推進と将来のまちづくりについてでありますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、財政的に厳しい中でこの行財政改革を取り進めることによって、今掲げております第４次総合計画の実現に向けて、そのわずかな財源をもその対応を図っていくように財源を確保していくということが目的の一つとして進めさせていただいておるところでありまして、これらの総計の実現に向けて、今後も努力してまいりたいというふうに思っております。

また、町の将来につきまして、これからどうなるのかと、現状におきましては、基礎自治体としての、言うならば１万人規模の対応を図っておるが、将来的にどうかということでありますが、私といたしましては、最大限自立で対応を図っていけるうちは自立で対応を図っていきたいというふうに思いますが、ただ、いかんせん将来的にはその自立で対応できるかどうかということは非常に厳しい状況にあります。

御案内のとおり道州制の取り組みの中で、今、自治体は１０万以上の人口を一つの区切りとしてというような国の施策が展開されておるところでありまして、そういうような状況になってまいりますと、富良野盆地、旧富良野村が一つにまとまったとしても５万そこそこというような状況になるわけでありまして、これからの国の地方制度の見直し、２８次地方制度の審議会の中でどのような対応が提示されるのか、そういったことをも十分見きわめながら、今後のまちづくりの対応を図っていかなければならないというふうに認識いたしているところであります。

次に、宅地分譲等の件につきましては、議員の御意見にもありますように、経済活性化策としては大いに生きるものであるというふうに認識いたしておるところでありますが、今、行政として主体的にその対応を図れるかということになりますと、さっきお答えさせていただきましたように、現状では対応を図ることが難しいという認識を持っているところでありまして、ただ、民の皆さん方がこの対応を図っていく、推進するに当たりましては行政としての、先ほども前の議員から御質問ありましたように、起業その支援につきましては、行政としてできる限りの支援をしてまいりたいというふうに思っておるところであります。

議員から御質問にありますように、今、現状では一極集中の状況というものがなかなか解消することができ得ない状況にあるわけでありますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、この地域、風光明媚なところで非常に人気のあるところであるというふうに私自身も認識しておるところでありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、今、北海道とともに対応しております中にありまして、上富良野町に問い合わせは年間１０件から２０件あるところでありますが、それらのすべてが分譲住宅としての対応ではなく、大半が商売目的というような部分が多いと。今、現在も深山峠地区の分譲等々も対応が進んでおりますが、これらも、言うならば商業目的の対応の中での進みというような状況下にあるというようなことから、なかなか分譲した区画を消化するには、なかなか厳しいものがあるなというふうに認識しておりますので、今後も十分に状況等を見きわめながら対処していきたいというふうに思います。

ただ、議員御心配の農地の未使用農地、そして荒廃農地、これらにつきましての対応は、行政としても最善を尽くして荒廃農地が出てこないように農地の流動化策、あるいはあらゆる支援策等々も対応しながら、この対応は図っていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　再々、よろしいですか。

以上をもちまして、６番米谷一君の一般質問を終了いたします。

次に、７番岩田浩志君。

○７番（岩田浩志君）　私は、さきに通告してありました２項目について質問させていただきたいと思います。

まず、１項目めの、防災対策についてでございます。

昨年は、春の豪雪並びに９月には台風１８号により、我が町においても相当の被害があり、町の対応として職員が手分けして町の中を巡回しているとのことでしたが、しかし、町民からの通報体制の確立ができてないように感じます。災害においては、なかなか被害者本人が連絡できない状況も多く、近所の方に連絡をしてもらうという情報システムの確立、近所同士が互いに気遣えるようなシステムづくりが必要と思われます。火災、地震、台風、水害など、さまざまな災害がありますが、我が町は十勝岳の噴火による防災対策は行っているが、さまざまな災害における避難所の啓蒙、また職員の出動体制並びに消防、警察、自衛隊の要請など、災害に対してはどのようになっているか、災害における体制が万全なのかをお伺いいたします。

２点目に、災害における避難住宅の設置についてでございます。

例えば、自宅が全焼して住めなくなったなど、小さな災害において住宅の使用が困難になった場合など、現在の空き教員住宅の利用も含めた中で、すぐ居住できる住宅を一定期間無料で使用できる公営住宅の設置が必要と考えます。これは布団並びに最低限度の電気製品並びに家具の設置も整備された、すぐ住める避難住宅の設置についての提案でありますが、この件について町長の見解を求めます。

続きまして、観光行政についてでございます。

まず１点目に、ラベンダー発祥の地についてでございます。

我が町でラベンダーが栽培されたのは昭和２３年

に上田美一氏がこの上富良野町に持ち込んだのが始まりで、既に５６年の歳月がたち、皆さんも御存じのように、初めて道内に広くラベンダーが栽培された町と、発祥の地と位置づけされています。しかし、発祥の地と言いながら、ホームページを見ても、観光パンフレットを見ても、どこにもその発祥の地としてのルーツが掲げられておらず、このように発祥の地と言いながらその歴史を重んじることのない行政の姿勢が現在の観光の衰退につながっていると感じますが、この点についても町長の見解をお伺いいたします。

２点目に、観光資源としてのホップについてでございます。

ビール会社におけるテレビのコマーシャルに、我が町の住民が出演していることは町長も御存じのことと思いますが、昔はラベンダーとホップの町として我が町もＰＲしていましたが、最近ではホップも影を潜めていましたが、このコマーシャルを見て、かなりの問い合わせがあるようでございます。そこで、いま一度観光資源として取り組むことが急務と感じるが、町長の所見をお伺いいたします。

３点目に、我が町の観光の顔とも言える日の出山についてでございます。

観光の拠点である日の出山において、多くの町民からもっと充実をしてほしいとの要望も多く、しかし、年々予算が削減される中で、町長は今後、日の出山をどのように発展していくお考えなのか、また、財政難ということで、ラベンダーや草花をやめ、昔のように牧草に戻すお考えなのか、我が町の観光のシンボルとしての日の出山の今後の展望をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　７番岩田議員の２項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、防災対策に関しての１点目でありますが、議員の御質問にもありましたとおり、昨年は台風１８号によりまして、当町におきましても人身被害を初め、住宅、公共施設、農作物などに多大な被害がありまして、被災された皆様には大変御苦労されたものと思うところであります。被害の状況を把握することは災害対策を図っていく上で非常に重要なことでもありますが、その把握をするシステムが確立していない状況にあります。

従来におきましては町内会長、農事組合長などを通じて被害状況を取りまとめておりましたが、昨年の台風におきましては、被害状況を迅速に把握するために、町の職員、農協の職員方の動員を得まして被害状況の取りまとめをした実態にあります。

議員からの質問もありますが、近年、地域ごとでのつき合いの中でお互いの被害状況を確かめ、また助け合いができる自主防災組織での活動となっていただければ、災害情報の収集伝達もよりスムーズにいくものと考えております。

十勝岳の噴火災害への防災訓練につきましては、過去の経験から毎年行っており、職員の出動はもとより、消防、警察、自衛隊、他の関係機関を含めたその救助・協力要請についても、訓練の中で確認をいたしているところであります。この防災体制や訓練成果は、他のあらゆる災害にも対処を可能とするものと考えておるところであります。

本年３月に見直しをいたしました地域防災計画の有効な活用を図り、防災体制に万全を期していきたいというふうに考えております。

次に、２点目の災害における避難住宅の質問にお答えさせていただきます。

過去におきましては、災害に見舞われた方に、あいておりました教員住宅を利用いただいた経緯がありますが、町におきまして、災害避難用に住宅を用意しておくことは、行政運営から考えまして不可能なことと考えております。町営住宅につきましては、低額所得者に賃貸をする住宅でありまして、当町におきましては常に待機者がいる状況であります。しかし、災害に遭われた方には、あきがある場合において、優先して入居いただくこととしており、また日用品につきましては日本赤十字社が常時提供できる体制をとっており、被災者の当面の生活対応は図られる状況になっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、観光行政についての３点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目のラベンダーの栽培については、議員も御承知のとおり、昭和２３年、東中に、香料原料となる特用作物として栽培されたのが始まりとされております。その後各地域に蒸留所が設置され、最盛期には栽培面積８５ヘクタールを占めるに至りました。昭和５０年ごろから輸入香料や合成香料等の競争により衰退の状況となりましたが、先駆者である上田美一氏は既にこのことを予測しながら、ヨーロッパでのラベンダーの活用方法を知り、本町においても観光面での活用を図ることを熱心に提唱されたこともあって、昭和５２年開基８０年を記念して、日の出山公園の整備にあわせたラベンダー観光の発展を願い、２,０００株のラベンダーを植栽いたしました。このころから人気が高まり始め、観光客が訪れるようになりました。昭和５６年にはラベンダーを町の花として制定し、平成６年にはラベンダー発祥の地である東中に記念碑が建立され、日の

出公園に記念モニュメントを設立したところであります。るる申し上げましたが、ラベンダーの歴史等についての認識は十分持ち合わせているつもりでありますし、行政としてもラベンダー観光が高まっていくことで一定の役割を果たしてきたものと考えます。

ラベンダーを資源とする観光産業がここまで発展してきたのは、観光関係事業者及び町民の皆様それぞれの熱意と努力によるものと考えております。

観光振興において大きな役割を果たすのは、自然、食、温泉、花といった資源であり、地域産業と観光資源が結びつくことによりまして初めて効果を発揮するものと思います。観光資源や経済社会動向の変化により浮き沈みがあることは否めないところであり、一行政の事業展開をもって左右することはでき得ないと考えております。観光産業を発展させていくためには、民間主導が第一であり、観光産業に携わるそれぞれの方々が創意工夫を凝らし、努力していくことが必要と考えております。あくまでも行政は側面的な支援により役割を果たしていくべきものと考えております。

２点目の観光資源としてのホップについてお答えさせていただきます。

御質問のようにビール会社によるテレビコマーシャルの中に上富良野町民が出演していることは、私も承知いたしております。ホップについては農作物としてのビール会社と契約により栽培されておりますが、栽培面積も減少傾向にあるとお聞きいたしております。テレビコマーシャルが放映されてから見直されていることもありますが、ラベンダーとともに観光資源の一つとして有効活用することは必要と考えます。町内企業の観光施設でホップを鑑賞用として活用するところもあるとお聞きいたしております。

先ほども申し上げましたが、自然、食、温泉、花といった観光資源と観光客のニーズを結びつけることによって、地域の観光商品につながりますので、事業者、団体の主体的、意欲的な取り組みの中で、行政としてどのようなことが支援できるのか、その役割を考えてまいりたいと思っております。

次に、観光行政にかかわる３点の御質問でありますが、日の出公園の今後の展望についてでありますが、日の出公園を総合公園として設置した平成元年と現在の観光を取り巻く状況を比較しますと、町内においては、民間活力による観光施設の充実が図られてきており、日の出公園の観光施設という位置づけは薄れてきていると思っております。しかしながら、現在も重要な観光拠点の役割を担っていることには変わりありません。国の公園補助事業を活用した規模の大きな整備は、平成１５年をもって終了しております。

今後は、町民の皆様が憩える総合公園として、また立地条件からも観光の拠点として、観光で訪れる多くの皆さんにも支持していただけるように、厳しい予算の状況ではありますが、町民関係者の御意見もお聞きしながら、良好な景観の創出、あるいは花の植栽形態の工夫など、御利用いただく皆さんに喜んでいただける公園づくりを進め、町の観光全体に寄与できる施設として整備、維持管理に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中川一男君）　再質問ございますか。

７番岩田浩志君。

○７番（岩田浩志君）　それでは、質問１項目めの我が町の防災対策について再質問させていただきたいと思います。

町長の御答弁からは、各種災害に対しては、消防、警察並びに自衛隊の出動体制については防災訓練の中で十分に対応できるものと考えているとのお答えでありましたが、しかし、被害の状況を把握するシステムの確立はまだ十分にできてないとの状況ということであり、やはり町民一人一人が通報体制への強化と、町民にわかりやすい形でのマニュアルが早急に必要であると考えます。

昨年の台風１８号のとき、ＪＡとともに被害調査を行ったとのことですが、町内を巡回して調査するということには限界があると思われます。この台風１８号の際、ある農業の被害者から、役場の車が来て、被害に遭ったハウスの近くで停止した後、降りてくることもなく立ち去ったと、このように報告があります。その方にどのように感じたか聞いたところ、「町のすることはそんなものだろう」と。このような被害調査の方法はやめた方がいいと思います。しっかりと被害者に会い、ねぎらいの言葉をかけ、なおかつ被害の状況をしっかりと聞くと。なおかつその被害者が作物を助けるためにハウスのかけかえ作業等をしているならば、ちょっとの時間でも手伝おうと、そういったことが必要かと思います。農業者のみならず、被害で苦しんでいる町民に対し、職員として手を差し伸べるのは大切なことだと考えます。何も警察や消防が行っているような救済をと言っているわけではございません。自分たちでできる手助けをする、このようなことがまちづくりにとって一番重要なことだと考えます。

現在このような指導体制になっていないと推察いたしますが、町長はこの点についてどのようにお考えかを、まずお伺いいたします。

続きまして、２点目の災害における避難住宅の件でございますけれども、大変消極的な回答でありま

すが、町営住宅において常に待機者がいるとのことですが、待機者は住宅が決してないわけではなく、何らかの理由で希望をしているという状況が考えられます。現在においても教員住宅のあきがあるわけですから、大型災害においての対応としては、仮設住宅等の対応が必要かと思いますが、一般住宅の火災などによる、被災者にすぐ住める住宅の提供は、町として思いやりのある行政として、でき得ることと思いますが、この点についてももう一度お伺いしたいと思います。

続きまして、２項目めの観光行政についてでございます。

まず、１点目のラベンダー発祥の地について再質問をさせていただきたいと思います。

ただいまのお答えの中で、先駆者である上田美一氏が広く提唱されたとのお答えにもかかわらず、町としてきっちりと伝承していく姿になってないような気がいたします。東中の東８線北２０号に発祥の地という記念碑・石碑が建てられてありますが、これは町民でも知らない方が非常に多い状況にあります。その昔、この記念碑がパンフレットに載っていたように記憶しておりますが、観光客にとってはそこにラベンダーが植えてあるわけでもなく、満足できる状況にはないため敬遠されるようになり、訪れる人も少なくなりました。しかし、地域耕作者にとっては歴史を刻む重要なものとして私は認識しております。

しかしながら、この記念碑も、日の出公園の発祥の地のモニュメントにおいても、残念なことは肝心のルーツである部分が裏に記されており、ほとんどの方は見ることがない場所にあります。歴史資料として、東中、上田美一氏の手によって昭和２３年に曽田香料の契約で７,０００本の苗を定植したが、輸送中や定植の不手際による活着不良により初年度は失敗し、翌２４年に１ヘクタール余りの苗を受け栽培が始まったのが始まりであると、このように記されてあります。先人の勇気と苦労に敬意を払い、だれの目にもとまるような場所にしっかりとルーツを掲げ、広く町民初め多くの方々に伝達していくことは、まさに行政の重要な役割であると考えますが、発祥の地としての軸となる部分をおざなりにしていることに対し、もう一度町長のお考えを求めます。

続きまして、３項目めの日の出公園についての再質問をさせていただきます。

日の出公園は、我が町にとって十勝岳とともに観光の大きな拠点として町の大きな財産であることは言うまでもなく、町の観光の顔と考えております。

ただいまの町長のお答えの中でも、町の観光の拠点として位置づけているという前向きな回答と受けとめましたが、しかし、問題点があります。

現在、日の出公園は開発維持管理の部分を、建設水道課都市建築班で多くを担っている状況にあります。当然多くの町民も利用する公園でありますから、町の観光の拠点として考えるならば、観光というテーマのもとではしっかり観光開発が図られるべきと考えます。現在のように建設水道課都市建築班と産業振興課観光班が、二つの所管で運営することには非常に問題も多く、今後においては観光を総合的に考える上では、昔のように観光課を設置して行うべきと思いますが、それができないのであれば、現在観光に広く携わっている産業振興課の観光班がキャンプ場を含めた中で総合的な見地から責任を持って開発運営に当たるべきと考えますが、この件についても町長のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　７番岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、防災対策でありますけれども、基本的に先に御説明申し上げました、過去におきます防災計画は十勝岳の噴火しかなかったと。しかし、新たにつくった防災計画におきましては、御案内のとおり地震、風水害、台風等々の対応にも対処できる防災計画をつくっておりますので、これらの対応の中で今後その対処をしていきたいと思いますが、その被害状況の掌握等々につきましては、先ほど申し上げましたように、大きな課題を抱えておるところでありまして、自主防災組織等々の地域活動をいかに今後助長していくかということが大切であるというふうに思っております。

限られた職員の中で被害状況の対応を図って、状況を確認していくということには限度がございます。それともう一つは、議員の御質問にありました、ただ来て調査していくのでなくて、その被害の復旧対策をしている人を手伝っていけよと、それぐらいの気持ちがないとだめだということでありますが、これらにつきましては、気持ちはよくわかるわけでありますけれども、限られた人員で全体的な被害状況を掌握するのに、そこの１軒の入り口でお手伝いをしていたら、次のところの対応ができ得なくなる。まず状況を我々は掌握して、ここに災害対策本部を設置する必要があるのか、緊急必要はあるのか、そういうようなものを十分認識した上で、必要であれば即災害対策本部を設置して、その対処を図っていかなければならないというような、情報収集しなければならないわけでありますから、お手伝いまでしないということでおしかりを受けましたけ

れども、このことについてはひとつ御理解を賜りたいなというふうに思うところであります。被害状況を見きわめて、その状況報告を私どもは早急に求めているわけでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、避難者住宅の確保でありますが、議員おっしゃるように、そういった住宅を確保しておけということでありますが、財政的効果からしても、なかなか厳しいものがございます。確保しておくということはでき得ないので、常に公営住宅のあきがあればそこを利用していただく、教員住宅のあきがあればそこを利用していただく、またそれらのものがないとするならば民間住宅を借り受けて対応する、そういうような行政としての対応はできますが、個々に１戸の家を確保して、公営住宅を確保して、被災者のために確保しておくということは、これは非常に難しい。過去にありましたように、従来であれば教員住宅は目的外でありますけれども、被災者を教員住宅に一時入っていただくというような手法もとっております。ですから、そういう対応は行政としての責任の中で、被災者が即、明くる日から住むところに困るようなことのないような対策は当然にして講じていかなければいけないと。しかし、その避難住宅を確保しておくということは、なかなか難しいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、観光行政のラベンダーの発祥の地のモニュメント、あるいは碑等々につきまして、行政は全くその認識を十分に理解していないというような厳しい御質問でありますが、基本的に、あそこに発祥の地に碑を建設したのは、やはり耕作者の皆さん方の強い要望があって、そしてあの地域の皆さん方、４の東部落の人たちの強い要望があったと、そういうようなことも含めながら、その地域の皆さん方があの曽田香料とラベンダーの対応の中で御苦労いただいたと、私もその当時からラベンダーをつくっておりましたし、耕作組合の一員でありましたので、そういったことは十分理解しておるつもりでおりますし、そういうようなことであそこの場所に設置をさせていただいたと。設置をさせていただいたというよりも、地域の強い要望があって、日の出公園にモニュメントをつくったときに発祥の地の碑をつくってほしいということで、町は対応しているということでございます。そして、そのことによって、その地域の皆さん方がその発祥の碑を維持管理していただけるということで建立させていただいているということで、ひとつ御理解をいただくともに、ただ、議員御質問にありますように、ホームページだとか観光ＰＲのマップ等々に、ラベンダーの発祥の地というその部分がないということにつきましては、私も同感であります。

私は常に上富良野町を訪れる方々に、来町の歓迎のごあいさつをするときに常に申し上げるのは、「四季彩のまち・上富良野、ラベンダーの発祥の町・上富良野町にようこそおいでいただきました」と、必ずこの二つはつけ加えて歓迎のごあいさつをさせていただいております。ただ、観光マップだとか、そういった部分にそういったものがない、あるいは日の出公園にはこういった碑がない、あるいは発祥の地の碑が金比羅さんのふもとにあるということについても、そういった説明がない、そういったことについては今後のマップの作成等々でも十分配慮していくように考えていかなければならないなというふうに認識いたしたところであります。

また、日の出公園の件につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、大きな財政投資を図った開発はもう１５年で終了いたしまして、あそこは上富良野町の都市公園として基本的に担当の建設水道課の方で、都市公園としての維持管理を担当させているということであります。それに加えて、先ほども申し上げましたように、その都市公園ではありますけれども、観光の拠点として産業振興課の方も対応を図りながら、その両課の連携をとって、十二分にその日の出公園の維持管理等々の対応を進めさせていただいているつもりでございます。

これからは、基本的には先ほども申し上げましたように、平成１５年で開発は終了した。あとは維持管理と色彩、あるいは花の植種等々の中で、日の出公園、都市公園、そして観光のある面では拠点としての整備をしていきたいと、維持管理をしていきたいというふうに思っておりますが、それらの花の植種等につきましても、いろいろな面で今多くの町民の皆さん方から御意見を承りながら、その対応を図っているという状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　再々質問、７番岩田浩志君。

○７番（岩田浩志君）　それでは、再々質問させていただきます。

まず、１項目めの防災対策についてでございますけれども、もう一度確認したいと思います。

今後、いかなる災害においても、職員の支援体制は行わないと、このように受けとめておりますが、この件についてもお答えをお願いしたいと思います。

２点目の火災等における町営住宅の対応でございますけれども、確かにあいている町営住宅並びに教員住宅を利用して、恐らく町長の判断で住居させる

という判断でというように認識しておりますけれども、もう一歩踏み込んだ形で、家具、ふとん等の提供はするつもりはないのか、その点も重ねてお伺いいたします。

続きまして、ラベンダー発祥の地についてでございますけれども、まず、東中の石碑に関しても、裏にルーツが書かれてあるのですけれども、それを、裏にこういうことが書いてありますとか、ルーツを示すものが何ものもない。同じく日の出公園のモニュメントにおいても、そのようにルーツが裏に張ってあって、だれも見ることができないと、この点についても町長のお考えをもう一度確認したいと思います。

それから、日の出公園ですが、先ほども再質問いたしましたが、所管が二つにまたがって日の出公園を管理していると。このことによって本来観光班で考えていること、観光として総合的に行いたいことが十分に都市建築班が広く担っていることによって反映されないのではないかと、このように感じますが、その点についても今後そのまま二つの所管で対応するのか、それとも一つの課で対応するのか、お答えをお願いいたします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁

○町長（尾岸孝雄君）　まず、１点目の防災対策でありますが、先ほども申し上げましたように、行政が被災者を支援一切しないということを申し上げているのではなくて、被害状況を調査に行っている段階でお手伝いしなさいということについては、これは次の被災の状況を確認するために、これはちょっと難しいですよと。その被災状況を掌握した中で、行政がその被災の支援をどうするかということは、次の段階として支援策は講じると。被害状況を調査に行った職員が、１軒の農家なり１軒の被災者のところでお手伝いをして終わらせるわけにはいかないということを御理解いただきたいと申し上げているのであって、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、避難者住宅の対応につきましては、これ先ほど言いましたように、住宅を確保しておくことは不可能であるということで、ひとつ御理解いただきたいと。しかし、行政はその責任を果たさなければならないということで、その被災者の住むところがなくなるようなことは極力避けて、最悪の場合は民間の住宅等々の借り入れてでも対応しなければいけないし、冒頭、先ほど１回目にお答えさせていただきましたように、生活の必需品につきましては、日本赤十字社の方でそういったものの確保をしておりますので、それらについては毛布だとかそういった一時生活必需品については対応でき得る体制が整っているということを申し上げておるのであって、町は一切そういうことを知らないということを申し上げているのではないということで、ひとつ御理解いただきたい。

それから、ラベンダー発祥の地のことだとか、モニュメントだとかについて、そばへ行って見ればそういうようなものが裏に書いてあるのはわかるけれども、そういったものの表記がないということは、先ほどもお答えさせていただいたように、観光マップだとかそういったものにそういったものがないですねと、これは私も認識してますと。これからそういった部分についても、ひとつ対応できるマップの作成等々の中で、そういったものを十分配慮していきたいと思うし、ホームページ等々の中においても、上富良野がラベンダーの発祥の地であるよというようなことについても、十分読み取れるようなものについても今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、日の出公園の管理が二つに分かれているということでありますが、決して二つに分かれているわけではありません。これは建設水道課が所管の公園であります。ただ、観光施設としてのその対応については商工観光班が対応しておりますので、そこらの連携は十二分にとりながら対応しているつもりであります。

今、議員からの御質問を聞くと、両課の連携が不十分であるというふうに受けとめておりますが、私としてはそういった報告は一切受けておりませんし、もしそういう状況で、産業振興課の商工観光班との都市公園担当の方との連携が不十分であるということであれば、十分これらの連携を十二分対応するよう指導していきたいというふうに思います。

○議長（中川一男君）　以上をもちまして、７番岩田浩志君の一般質問は終了いたします。

暫時休憩をいたします。

○事務局長（北川雅一君）　再開時間を２時５０分といたします。

午後　２時３１分　休憩
午後　２時５０分　再開

○議長（中川一男君）　暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１０　一般質問を継続いたします。

次に、９番米沢義英君。

○９番（米沢義英君）　私は、さきに通告してありました件について、町長及び教育長に質問するものであります。

育児サポートの設置について伺います。

今、育児に対する要求は多様化してきております。子育て中の親にとっては保育所の充実や育児サークルの支援などなど、多くの要求を持って、引き続き支援してほしいという願いを持っているわけであります。また、この間見てみますと、親が病気や看護、出産など、何らかの事情で子供の養育ができなくなった場合に対処してくれる施設と制度が上富良野町であるかといえば、まだまだ未整備という状況ではないでしょうか。そのかわりということであれば、当面保育所が一時保育制度がありますが、しかし、現場の話を聞いてみますと、定員枠を超えてもう既に対処することはできない。対処するとすれば、今の現状の施設を広くするなど、何らかの対策が必要だということを述べています。そういう意味では、いつでも、どこでも、安心して緊急の事態が起きたときに預けてくれる制度やサポートしてくれる施設制度がなければ、これは十分と言えないのではないでしょうか。

そういう人たちがそれではどこに預けるかというと、親あるいは知人、親戚など、こういったところに預けるというのが多くのアンケート調査の結果でも明らかになっています。しかし、こういう条件がある人はまだいいわけでありますが、このような条件すらないというのが現状ではないでしょうか。そういう意味では、今後上富良野町において育児サポート制度の完全実施をする、町においては次世代計画の育成支援計画の中には平成２１年度を目標として書いてありますが、しかし、それに至ってもいつまでに開設するのか不明確な点が多いわけでありますから、これらを踏まえて、いつまでの年度に開設するのか、この点についての町長の答弁を求めます。

次に、保育料の負担軽減についてお伺いいたします。

子育てにおいては、精神的な負担や、あるいは保育所を利用すれば利用料等の当然費用負担がかかります。今では他の税の負担感とあわせて、この子育てに対する精神的や、あるいは財政的な費用負担というのは大きな負担感としてなって、今あらわれてきています。

しかし、町においては、財政難という理由のもとで、今既に国の定めている保育料金に平成１９年度までは１００％完全実施するということを言っています。今、親からはこの保育料の負担軽減を何とかできないのかという声が出てきております。また、現在の保育料を見ますと、３歳未満児では最高で７万６，０００円、３歳児では４万円、４歳以上児では３万５，０００円と高くなってきているのが実態であります。

ある保護者の方に聞きますと、子供は２人預けると、確かに２人目は軽減されるが、もとの収入において、所得に応じてその保育料の利用料が決まるわけでありますから、所得が高ければ高いほど料金も高くなる。仮に所得が低いという状況にあっても、各種の負担という状況の中で、その保育料にかかる負担というのは大変なものがあるということであります。そういう意味では、町においては国の基準に１００％近づけるというのではなく、ある一定の目安をもって軽減対策を講ずるべきだと考えますが、この点についても町長の見解を求めます。

次に、町内循環バス制度の見直しについて伺います。

昨年度から町においては、地域の利便性を図るという目的の中で、混乗方式というバス制度、運行をとりました。それによってバスの運行車両の台数も削減され、町内循環バスが１０月から運行しています。しかし、実態を見ますと、必ずしも利用状況はよいと言えない状況であり、あきが多いという状況ではないでしょうか。この間、町においては運行の見直しもあり得るということを言っています。今、町内循環バスの運行状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

これまでのバスの削減によって、町内の団体や学校行事等にもこのバスの利用ができないという制約される問題が起きて、多くの方が何とか改善してくれないかという声が出るという状況であります。そこで、お伺いしたいのは、１日の利用状況と運行に関する経費と循環バスの今後の運用の見直しについて、町長に答弁を求めるものであります。

次に、学校行事等のバスの利用について伺います。

確かにバスを満遍に運行するということは大変かと思います。しかし、これから未来ある子供たちがいろいろな体験を通じて心も身体も体も成長していく大切な時期であります。そういうときに財政難という理由の中で、これらがどんどん削られてしまう。今まで行ってきたリフトの使用料も削減、廃止される、こういう状況になってきています。せめて未来ある子供たちにきっちりとした財政を保障して、クラブ活動や、あるいは学校行事等におけるバスの運行を予算をつけて確保するということが、今求められているのではないでしょうか。保護者に聞きますと、この点についても急にバスの運行削減が行われ、説明もないまま、あったとしてもそれが伝わってないという状況の中で不十分で、なぜこういう事態が起きたのかということを困惑しているというのが実態であります。

以上のことを述べて、これから子供たちの部活に

対するバスの運行や学校の諸行事等は優先されると聞いておりますが、予算をつけてきっちりと運行の確保を図るべきだと考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

次に、自衛隊車両の行進について伺います。

日本共産党は、自衛隊は憲法違反の軍隊だと考えています。また、国民の合意で自衛隊の解除に今向けて目指しています。しかし、仮に緊急不正の事態が起きたとき、外部からの侵略、あるいは災害が発生したとき、これは今ある自衛隊を憲法の枠内で活用・運用するということを当然の任務として、国にも当然の責務はあると考えています。しかし、今、世界に憲法の廃止、あるいは自衛隊の海外の派遣が論ぜられるという状況の中で、私たちは武力に頼らない非軍事、技術や人道支援において平和的な外交を保つことは可能だということを考えています。

今、国会の衆議院憲法調査会が最終報告書を出しました。この中には自衛隊の海外での武力行使のための憲法９条の改悪を進めようとしています。その背景にはアメリカの軍事基地の再編と海外での武力行使のとき、動くときにアメリカと日本の自衛隊が深くかかわり合って武力行使を行うという戦略を持っているからであります。

そのためには憲法９条が障害になるとしています。日本の憲法９条というのは、あの悲惨な戦争体験を通して、侵略や武器を持たず、威嚇も行わないという世界に誇れる立派な平和憲法であります。しかしこの間、アメリカと自衛隊の軍事訓練が海外でも国内でも行われ、軍備増強・強化という事態が起こってきています。

そのあらわれで上富良野町で見てみれば、９０式戦車の配置や、あるいは地対鑑ミサイル部隊の配置、アメリカ等の共同訓練が行われるなど、その点を見ても、まさにアメリカとの侵略に備えた、武力行使に備えた、一体となった戦略が密に、この上富良野町でも行われているということがはっきりうかがえます。そのことを考えたときに、今回行われた駐屯地の創立５０周年記念事業の一環としての、自衛隊車両の行進を喜ぶべき問題でありましょうか。

確かに上富良野町と自衛隊の歴史というのは深くかかわり合い、この町の歴史にも深くかかわってきていることは事実であります。また同時に見なければならないのは、この町には、自衛隊を認める人、認めない人もいるわけであります。しかし、それらの人たちに共通しているのは、この町に安心して暮らせる、平和で安全な暮らしやすい町を願って、ともに、そういう人たちであっても協力して町の歴史をつくってきた、これがあるわけですから、これを逆なでするということは絶対許せるものではありません。そのことを考えてみれば、自衛隊の車両の行進を直ちにやめるべきだったのではないでしょうか。

この点を町長と駐屯地に申し入れました。私は今回の自衛隊車両の行進というのは、単なる車両の行進ではなく、軍備を備えた戦闘車両の行進だと私は考えています。行進を見ていますと、９０戦車や２０３ミリの自走砲が走り、角々には、交差点には軍服を着た自衛隊が立って、また警察官が立って、物々しい行進になっています。まさに平和どころか、私はこれを見て恐怖感さえ覚えました。私はこのことを考えたときに、なぜ自衛隊車両の行進を許可したのか、その根拠と町道の本来の目的に反するのではないかと考えますが、これらの点について町長の答弁を求めるものであります。

次に、自立への道筋について伺います。

町長は当面合併を望む相手がいない、だから自立へ進むということを答弁しています。仮に合併の話が出てきた場合は、あくまでも住民が判断するのだと述べています。

また同時に、財政再建の道という形の中で、財政再建計画を住民に示してきました。しかし、この間の町長のまちづくり政策を見ますと、町民とともに進むまちづくり、町民に理解し合えるまちづくりという割には、一方的な財政難を理由にして、住民の公共料金の負担を上げる、あるいは、今まで行ってきた補助政策の見直しや縮減あるいは廃止を行うという状況になり、まさに町の都合でしか物事を考えてない、このようにしかうかがえない政策が見られています。

ある団体に聞きますと、資源回収補助を受けていたのに、その補助金も手紙１通でばっさり切られてしまった。学校スキー授業等の補助の廃止や、在宅促進事業補助の見直しという形の中で、町の財政難はわかるけれども、私たちはこの町に必要なのかどうなのか、どういう役割を持っているのか、このことを聞かずに一方的な財政難を理由とした補助金等の見直し、廃止というのは許されるものではないのでしょうか。

町民は、今本当に怒っています。今自立の町を選択するというのであれば、その進むべき方向を住民にしっかり示す、これが今町長に求められているのではないでしょうか。確かに町長が各種の懇談会や議会でも答弁しているように、総合計画に基づいて、あるいは財政計画に基づいて、その方向性は示しているということを言っているけれども、住民にしたらどうでしょうか。町長が思っているほど住民の理解というのはまだまだ深まっていないというのが状況ではないでしょうか。それでは、お金がない

というだけではなく、お金がないのなら、その原資を生む対策は何をするのか。また、上富良野町にある商工業や農業、観光、これらの資源を最大限に生かして産業振興を起こす。そこに住民の生活と深くかかわる雇用対策や、あるいは企業を起こす、もしくは今農業観光と言われるという状況の中で、農業観光の具体的な方向策を示す。こういった具体的な対策を今住民が求めているわけであります。幾ら枠を整えたとしても、どういうまちづくりをするのかというその方向性を示さないで、ただ町民とともにまちづくりをするというのでは、納得できる話ではありません。このままでいけば、ますます上富良野町の将来が危ない、町がますます冷えて後退していくことは否めないでしょう。

今こそ、その流れを断ち切って住民の暮らし、産業振興のためのしっかりとした方向策を町民に示すべきだと考えますが、この点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、農業行政について伺います。

今、各自治体では、農村美観、農村農業を印象づけるための立て看板を設置する自治体が生まれてきています。その財源として中山間地域振興の補助金を使うなど、いろいろな財源のやりくりをして今看板をつくっています。上富良野町もクリーン農業の推進や地産地消という状況の中で、そういうクリーンなイメージの機運が高まるという状況がありますから、こういったところにも財政支援を行って、看板の設置をすべきだと考えますが、この点についての町長の見解を求めるものであります。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　９番米沢議員の７点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の御質問であります育児サポートセンターの設置につきましては、昨年策定いたしました町の次世代育成支援行動計画で、ファミリーサポートセンター事業として平成２１年度までに実施するよう位置づけているところでございます。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、議員の御意見のとおり、保護者が病気したり、家族を介護するためなどの諸事情により、親のかわりに子供の保育所送迎を行うとか、一時的に子育て援助が必要なときに子供を預かるなど、地域において子育ての支援を受けたい人と、それを行いたい人が会員となり組織を設立し、育児や介護についての相互の援助活動を行うものであります。

当事業を具体化していくためには、すべての子育て家庭を地域全体で支えていく機運が盛り上がることが重要でありまして、そのための子育てサポートの人材育成や既存ボランティアセンターの活用、またＮＰＯ法人の組織化、有料化の検討など取り組み課題があり、若干の時間を要しますが、平成１５年度に行いました保護者アンケートにおいても、要望の多い事業でありますので、体制づくりを進め、できる限り早い年度に実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の保育料の負担軽減に関する御質問にお答えいたします。

本町の保育料につきましては、これまで軽減対策を講じてまいり、平成１６年度においては国が定める徴収基準額の８５％に設定し、軽減措置を行ってまいりましたが、公立保育所運営費の国庫補助金、道補助金の廃止による一般財源化により、町の財政負担が増加し、財政運営にも大きな影響が生じておるところであります。

御案内のとおり保育料は応益負担の考え方が基本であることから、受益者負担の適正化の観点に立ち、国の徴収基準に近づけるべく、本年度から３カ年で段階的に軽減対策の解消を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、３点目の循環バスの運用についての御質問にお答えさせていただきます。

循環バスにつきましては、昨年１０月に新たな路線として、市街地を循環いたします循環東線と循環西線で運行しておりまして、昨年開設いたしました保健福祉総合センター並びに病院などの公共施設等への交通手段のない方々の利便を図るところでありますが、議員の御質問のとおり、利用客につきましてはまことに少ない状況であります。昨年１０月から今年３月まで半年間におけます循環東線の１日平均の乗客は３．１人でありまして、また循環西線の１日平均の乗客は３．５人でありました。循環２路線の半年間の経費につきましては、委託している人件費と燃料費を合わせますと１３０万円余りでありまして、１日平均の経費が１万５００円となっております。新年度に入りましてもこの傾向は変わっておりません。新たな路線ではありますが、非効率的な運行であることは事実でございますので、利用されている町民の方々への周知も考え、早い時期に廃止を含めた見直しが必要と考えております。

次に、５点目の地元駐屯地創立５０周年記念事業の中で実施いたしました、自衛隊車両による市中観閲行進に関する御質問にお答えいたします。

当町における自衛隊との歴史は、昭和２０年代後半に町民の支持を得た時のリーダーが、町の発展を願い自衛隊の誘致を進めた結果、その願いがかない、昭和３０年９月に旭川から当町に自衛隊が移駐したことから始まるわけでありますが、当時は開町

記念パレードが多くの町民も参加し、盛大に行われて以来、半世紀となる５０年の長い共存共栄の歴史を刻み、今日ここに多くの町民とともにお祝いすべく、市中観閲行進を実施することができたのであります。

私といたしましては、歴史を振り返り、諸先輩方が積み重ねてきた５０年の歩みの中で、十勝岳の噴火を初め台風による河川のはんらんなど、自然災害に対しての支援、また冷害などによる農作業への支援を受けるなど、ともに幾多の困難を乗り越えてきた事実があります。また、雪まつりや地域イベントなどを初めとした各種行事への参加支援など、数え切れないほどの苦楽を経て、現在の人情味ある自然景観のすばらしい地域・風土を築き上げてきた歴史があります。

加えて地域経済の発展の支えとして大きな原動力ともなり、基地の町として特色ある町づくりがなされてきたわけであります。この現実は素直な気持ちで深く再認識する必要を強く感じておりました。この町の歴史認識のもとに立ち、自衛隊と良好な関係を築き上げた先人の御苦労に感謝するとともに、現在あるすばらしい地域の歴史・風土を未来につなげる節目と位置づけたところであり、実施に当たっては、地元を初め関係する美瑛町、富良野沿線市町村、さらには関係機関、団体の皆々様の御協力を賜り、ともに祝うことができたことに深く感謝いたしているところでございます。

また、町道に関する御質問でありますが、議員御指摘のとおり、道路は本来、人や車が通行する目的でつくられたものであり、催し物をしたり、工事や作業を行うことを目的としてつくられたものではないわけでありますが、道路工事や祭礼等のように、公益上または社会習慣上、本来の目的以外で道路を使用することがやむを得ないと認めた場合は使用ができることになっております。

今回の場合においては、道路交通法に基づく手続となっておりますので、許認可権者は所管である富良野警察署の権限でありまして、最終的に趣旨や実施内容等を審査いただき、認可をいただけたと聞いております。

次に、米沢議員の６点目の自立の道筋に関する御質問にお答えいたします。

私は、これまでの状況判断から、本町は自立に向けた取り組みを進めていくことが私に求められている責任と受けとめ、将来の町づくりに向けて着手、新行財政改革基本方針、自立に向けた上富良野再生プランを策定し、町民の皆様に公表をさせていただきました。

本町の自立に向けては、新行革基本方針で目指すものとして示した持続可能な財政構造への転換、協働のシステムづくり、行政資源の戦略的、重点的な活用の実現を果たしていかなければならないと考えております。その具体的な行動を示す実践計画として、昨秋には行財政改革実施計画、自立に向けた上富良野再生アクションプランを策定したところであります。行財政改革は単に削減や廃止を目的に取り組んでいるものではなく、自立する個人を基礎として公正で民主的な町づくりを進めていくために、行財政の構造を抜本から見直し、再構築していくことを目的として取り組んでいかなければならないと考えております。

産業の振興や住民生活の安定等充実を図り、活力に満ちた町づくりを進めていくためにも、その基礎として上富良野という単位で物事をみずからの責任において決めていく基本的な仕組みを整えていくことが極めて重要であります。そのような仕組みを多くの町民皆様のお力をおかりしながら整備していくことが、自立に向けた最重要の取り組みと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、御質問最後の農業行政についてお答えさせていただきます。

上富良野町を初め各市町村においては、個性豊かな風土色あふれる農村農場等を印象づける看板が設置されているものを目にいたします。看板の設置は農業者個々が独自色を出しながら、地域農業、農村のイメージアップを目指し取り組んでいるものと考えます。看板を統一してはとのことでありますが、看板を統一することによって農業者個々の発想力、創造性をかえって抑えてしまうことになるのではないかと考えます。今後とも農業・農村景観に配慮し、個々の独創性をもって多種多様な発想により取り組んでいただくことの方がよいのではないかと考えております。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　９番米沢議員、４点目の学校行事のバスの利用に関しての御質問にお答えさせていただきます。

昨年１０月から町では、町営バスの運行形態を変更し、これまでのスクールバス単独の運行と路線バスを合体し、スクールバスを基本としながら一般乗客を乗せる混乗型として、さらに保健福祉総合センター利用者の利便性を図ることを目的に、市街地を東西に分け、循環バスの運行が行われてきております。

それまではスクールバスの空き時間に学習活動やその他の活動での運行に利用してまいりましたが、運行形態の変更によりバス全体に余裕時間がなくなったことから、昨年１０月以降、教育課程に基づ

く学習活動や学校行事、体育行事等におけるバス利用については民間バスを借り上げるなど、本来の目的を損なわないように予算を確保して対応を図ってきているところであります。

これらの町営バスの運行形態の変更や、学習活動、学校行事や体育行事の運行基準につきましては、学校長や教頭の会議を通じ周知徹底を図ってまいりましたが、保護者への説明が不十分であったとの御指摘を賜りましたので、再度学校を通じて周知徹底を図るよう取り進めてまいります。

○議長（中川一男君）　再質問、ございますか。

９番米沢義英君。

○９番（米沢義英君）　育児サポートの設置については、設置するということでありますが、いつ、何年度までに設置するのか、この点を明確にすべきではないかというふうに考えています。これはもう待てない問題でありますから、質問の中でも述べましたように、病気や出産等、その他緊急の事態のときには保育所でも見切れないという状況が生まれています。この間行った町のアンケート調査でも、仕事を休む困難度ということで言えば、どちらかと言えば困難だということを含めると、非常に困難ということを含めると６割と。かといって、知人、親族に預けるということはどうなのかということも、これも大体６割で同数という実態が生まれてきているわけです。

上富良野町の場合は、特に転出入の方の多いという状況があります。そういう意味では、こういう制度のやはり設置というのは、当然もう既に協議に入っておられるのだと思いますが、急務だというふうに考えております。そういうふうに考えれば２１年度ぎりぎりというのではなくて、一年でも早目にこの目標設置をやはりすべきだというふうに考えますので、この点について見解を求めておきたいというふうに考えています。

次に、保育料の問題ですが、確かに財政難ということもあるかというふうに思います。しかし、この間、町、いわゆる保護者の話を聞きますと、やはり今回の、もう１９年度には国の基準に、保育料金をやはり一定にするのだということを聞きますと、一様に驚いています。今でもやはり保育料金というのは負担感としてあるところにもってきて、軽減されていて本当に助かるのだけれども、これがさらに１００％になるということは耐えられないのだという話なのですよ。やはり確かに国の基準等もあるのかもしれませんが、やはり町独自の軽減策を今回もう一度設定し直すべき時期ではないかというふうに考えていますが、この点どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、循環バスについては見直すということでありますから、早急に見直していただきたいというふうに思います。こういった財源を、いわゆる学校行事等のやはりバスの運行に回す、予算を配分するというやりくりをやるべきだというふうに考えています。

確かにバスが１便減ってますから、町のバスを運行するということは大変だと思いますが、やはりこういった予算のやりくりで子供たちの部活の利便性を図るなどの財政措置を何らかの形でとってしかるべきではないかというふうに考えています。

私は、やはりこういう財政の運用の仕方をやれば財源が一定出てくるわけですから、そこにある程度のまた予算をつけることも必要だと思います。学校行事等のバスの運行の基準についても、来年以降担当の方に聞きましたら、ことしはある一定の去年からの流れがあって予算は確保できるけれども、来年以降はわからないという話なのですよ。ですから、来年はまた削減されるということになれば、もう本当に一般の諸行事にもバスの利用というのがやっぱり予算がつかないということになるのではないかなというふうに考えています。

各施設の状況はどうなのかなと思って聞きましたら、保育所等においても、やはり従来のバスの町営バス使われていたのだけれども、これについてもなかなかお金がないということで、子供たちにいろいろな体験させたいのだけれども、やっぱりそういう予算がないということで、本当に言いづらいのだということなのですよ、町長。

この二つの問題点について同時に質問してまことに申しわけないのですが、深くかかわっている問題ですから同時に聞いているわけで、そういう子供たちのやっぱり成長著しいときに、見て、体験して、話を聞いて、体で覚える、こういう貴重な体験をやっぱりどこかで削ってしまったら本当に子供たち切ないのだと思うのですよ。私はこういうところの予算をきっちりつける必要があると思いますが、この点について町長と教育長について、どういう見解なのかお伺いいたします。廃止、見直すということですから、それは了解としていきたいというふうに考えていきたいと思います。

それで、今まで同時にこれを利用してきた方が当然いるわけですから、電話で申し込みするだとかいろいろな方策もあると思いますので、この点もぜひ考えていただきたいというふうに考えています。

次に、自衛隊車両の運行でありますが、私は今回の車両の行進というのは、５０周年の記念すべき、確かに皆さん方からすれば事業だったのかもしれません。しかし、上富良野町には、これをよしとする

方と、よしとしないという方がいます。そういう方たち、２人こういう方たちがやはり長い歴史を、町をつくってきたわけですから、そういうことを考えたときに、こういう自衛隊車両の運行をとめるべきではなかったのかと。許可出てるから問題がないというような話でありますが、あれを見て平和の使者だと思う人は恐らく少ないだろうと思うのですけれども、私、あれが、使い方によっては平和に道を開くものであるのかどうなのかという疑問が感じているわけです。２０３ミリにしても９０式にしても、アメリカとの一体の中でのやはり戦略練られた形の中で配備されているわけですから、こういう問題を考えたときに、やはりやめるべきでなかったのかと。

そして、行進の進路にはケアハウスや病院がそこにあったわけですよ。病院の中に何て書いてあるかというと、「車両騒音で迷惑をかけます」という張り紙をわざわざしてまで、あの走行させる本当にニーズは責務があるのかと、私思いたいのですよ。

やはりこういう問題等一つとっても、まさに自衛隊べったりで、やはり本当に平和を願う人たちの気持ちを逆なでする、それ以外の何物でもないのではないかと。私はこのように考えています。この点も含めてもう一度、私、町長の立場としてこういう二つの勢力がある町だから、それを思いとどまるということをやれば、大した町長だということで褒められたかもしれません。いや、そのぐらいのものなのですよ。そう思います、私は。

先ほども言いましたが、我々日本共産党はこの点でも、平和憲法の範囲の中で、万が一侵略された場合、あるいは災害のときは大いに活用します。将来にわたってこの自衛隊解除の方向は目指しますが、こういう見解をとっていますので、私この点含めて町長のもう一度、こういった点についての見解を求めます。

次は、自立の問題ですが、例えば自動車あるとしますね。町長はこの自動車に乗って、将来当面合併の相手がいないから、自立という形で進みますと。そのための財政再建プランを立てましたということで、その枠をつくりました。その枠をつくったけれども、さあ、動かすのはどうしようということを今恐らく考えているのだと思うのですよね。そうするためにはエンジンがあったりいろいろな部品等が、当然ピストンがなければ動かないですし、車軸がなければ動きません。こういう組み立てを町長はする義務が今求められているのだというふうに思います。その過程の中で町長は、恐らく、どうしたらいいのだろうと、迷いながらも相当苦慮して職員の意見も聞いているのだろうと思うのだけれども、なかなか答えが出せない今過程なのだろうと私は私なりに解釈していますが、町長は違うというのであれば、違うと言ってくださいね。そう言うのだろうと思うのです。

その中で、町民の力を発揮するにはどうしたいいのだろうと、職員の力を発揮するにはどうしたらいいのだろうという形の中で、いろいろな職員からのメールのやりとりだとかはありましたけれども、最近は何かやられてないという話も聞きましたが、そういう力をかりて自立の町づくりを模索している段階だというふうに考えています。

しかし、その段階に至る前の時点で、もう既にちょっと町長はその階段をちょっと一歩二歩飛び越してしまっている部分があるのではないかなというふうに感じるわけです。先ほども言いましたが、公共料金にしても、各地の補助団体に対する削減の問題にしても、やはり一方的なのですよ。確かに住民は財政難はわかるけれども、それではどこまで我慢したら町づくりが一定私たちに、全く負担はないとは言えないけれども、負担なくつくる方向を示してくれるのかというところを、今一番住民にしたら聞きたいのです。ここが見えないから、例えばいろいろな保育料金を上げる、何を上げるということになれば、何でだと、町づくりの方向を示さないで何でこういうことをやるのだと。それならもっと、どういうふうにしたらその産業を起こして労働の雇用を確保するためにこの商店街の企業支援をどうするのかと。

今の予算を見ましたら、将来的には投資的事業もどんどん減ってくるという状況になってきますから、そのためには当然公共事業にかかわっていた業者の方は仕事がなくなります。そうすると、それにかわった分野の仕事のやっぱり開拓というのが町長に求められているのですよ、今。

例えば、福祉の分野で言えば福祉にかかわる事業を起こすだとか、あるいはこの観光の町を生かした企業を起こすだとか、特産品を開発するだとか、あるいはリフォーム制度におけるそういった住宅の改築にかかわるノーマライゼーションという形の中で障害者のバリアフリーということを言われてますから、こういうもののどういう企業が参画するのかという具体的な方向までやはり示さないと、町民は理解しないのだと思うのですよ、町長。

だから、私の言いたいのは、そういう具体的な展望を示しなさいと、何を重点に置くのかということもちゃんとプランの中に示して、大いにまた討議しましょうということを私は常日ごろから言っています。そういう意味ではまだまだこの点についての町長の見解というのは、十分でありません。

確かに、町長は町のトップですから、いろいろな声が恐らく来るのだろうと思います。つらいこともわかります。だけども、責務として、責任者として絶対それは避けて通ることはできない問題ですから、このことだと私は考えますので、この点を踏まえて町長はまだ十分だと思うのか、まだ不十分だと思われているとすれば、今後どういう具体的なまちおこし、企業振興や含めて産業振興されようとしているのか、具体的な方向性をぜひ示していただきたいというふうに思っているところです。

最後に、農業の問題については、統一的な看板をつくれといっても、みんな同じ看板をつくれという意味ではないわけで、そういうことではないわけですから、それぞれ特色ある看板をつくるのだと思うのです。確かに農業はこれだけでないのですけれども、やっぱりほかの町へ行ったら、ぱっと目に飛び込んできます。そういうものを含めてやっぱり望んでますので、この点も、もう一度財政的な支援も含めて検討するお考えがあるのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　９番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、育児サポート制度の実施時期について明確に答えろということでありますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、町の次世代支援計画の中におきましては、育成支援計画の中においては２１年をめどにということで考えておるところでありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、一年でも早く、今の実情というものを議員からもお話しいただきましたけれども、私自身も担当から現状報告を受けております。もう少しすれば施設も未収容児の数が減ってくるというようなことで、施設も余裕が出てくるわけでありますけれども、ここしばらくの間は、議員御発言のとおり、施設もオーバーフローの状況にあるという現実でありますので、早急にこの対応につきましては、一年でも早く前倒しをしながら対処していきたいというふうに思っているので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、保育料の軽減の問題でありますが、従前から基本的には国の基準が原点であります。しかし、いろいろな状況を加味した中で、町は特別に軽減策を講じていたということでありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、国の財政が非常に厳しくなったということで、保育行政に伴います国や道の補助金等々が廃止になったと。より一層保育所運営に対します町の一般財源の負担が高額化してくるというような状況の中で、国の基準に特別対応を図って軽減策を講じていくことが非常に難しくなったというようなことから、基準に戻させていただきたいと。年度一挙にというわけにはいかないので、３カ年の年度計画を立てながら、逐次国の基準に戻していただきたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、循環バスの見直しにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、１００円の収入を上げるのに８００円も９００円も経費をかけて対応していつまでもいるということにはなかなか相なりませんので、早急にこれらのものの廃止に向けての見直しを十分対応していかなければいけないというふうに思っております。

ただ、その中で浮いた財源を他に向けるということではありますが、１８年度予算編成に当たりまして、またいろいろと配慮しなければならないわけでありますけれども、既に議員にも御説明させていただいてきましたように、我が町の自立を目指していく過程の中で、平成２０年度までの財政見通しを議員の皆さん方にも提示させていただきましたが、御案内のとおり、まだまだ十数億円の財源不足が出てくると。来年の予算編成におきましても、また何億の財源不足は出てくると、そういう中にありまして、ここで削減したからそれを向こうへ持っていくというようなことでなくて、総体的な歳入の不足をそういった部分で補っていかないというような、ある面では自転車操業的な財政運営の現実の中で、必ずしもそれらを他に向けるという、今の循環バスの経費をやめたから他に向けるというようなことには、直接的にはなかなか難しいものがあるということで御理解いただきたいのと。

それともう１点は、１７年度予算も議員も見て御理解いただけると思うわけでありますが、私といたしましては、教育予算と福祉予算につきましては、財政的に厳しい中ではありますけれども、今年度も削減をすることなく増額させていただいております。これはいつまでも続けて対応するということは難しいわけでありますが、最大限財政運用の中において、教育予算と福祉予算につきましては、最大限の配慮をしていかなければならない分野であるという、聖域なき構造改革と聖域なき財政改革というふうに言ってはおりますが、そういった部分については十分な配慮をしていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、自衛隊の市中パレードの件でありますが、自衛隊５０周年記念事業ということで、私としてはこの対応をしたわけでございます。

基本的に私は就任以来申し上げておりますのは、

自衛隊を含めた三本柱、基幹産業の農業と、商工観光業、そして自衛隊と、基地の町自衛隊と、この三本柱で町はなっていると。この三本柱が調整のとれた発展ができるような町づくりを目指していくというのが私の信念でございます。そういう観点からして、今回の自衛隊の市中パレードにつきましては、５０年という一つの節目の中で、先ほど議員がおっしゃった、装備が２０３ミリ自走りゅう弾砲にしろ、９０式戦車にしろ、戦闘装備であるということでありますけれども、町民がその装備みずからもどのようなものがあるのかということも十分知っておられる町民もいますし、全然わからない町民もいると。そういう中にありまして、あの市中パレードをすることによって、上富良野駐屯地には、ああ、こういう装備があるのだなということを住民が理解していただいたということもございますし、議員御発言にありましたように、反対されている方々もいるのだよと、私はよく理解しておるつもりであります。一部にはそういう方々もいらっしゃるなというふうに思っておりますが、当日からきょうまで、来年もやれという声は何度も聞きますが、何でやったというおしかりの声はいまだ私の耳には入っていないということでございますので、ひとつこのことにつきましては、私としてのこの三本柱の対応を含めながら町づくりの一つの基本であるという認識をいたしておるわけでありまして、議員とは少し考え方の違いがあるというふうには認識いたしておりますが、私の意を御理解賜りたいなというふうに思うところであります。

次に、自立の道筋につきましては、議員御発言にありましたように、いろいろな形の中でこれを取り進めていくということは大変厳しいわけでありまして、それらの中にありまして、基本的には、さきの議員からの御質問にもありましたように、町の将来というものをどう見せるのだと。それにつきましてはさっきも御説明させていただきましたように、総合計画の中で位置づけした対応の中で町づくりを今進めているわけです。その総合計画をもとにした中で、議員皆さん方にも御呈示させていただいております実施計画、３カ年間ローリングの実施計画で、これからの３年先の町づくりにはこういうような形で財政投資をして町づくりを進めてまいりますよということで、議員の皆さん方にも御説明申し上げております、総合計画に基づきます総合計画の実施計画、これらを重点とした中で町が進んでいるのだということは、議員の皆さん方は十分理解いただいているものと思うわけでありますが、そういった部分が住民の皆さん方に十分行き渡ってない部分があるということにつきましては、私自身も認識をいたしておりますので、これらにつきましては今行革の中で、プロジェクトをつくって対応しております出前まちづくり講座等々のいろいろな手法を講じながら、住民の皆様方への説明責任を果たしていくような対応をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、最後の看板の設置でありますが、議員も御理解いただいたように、これらにつきましては財政支援をということでありますが、今のところは皆さん方が自主的に対応いただいておるというようなことから、町といたしましては財政支援という考え方は現在の中では持ち合わせていないということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　米沢議員の学校行事のバスの利用に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本来的な教育課程に基づく教育活動であります総合学習などの学習活動や学校行事、また体育活動に対しましては当然でありますが、将来のある子供たちのために予算を確保するよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、同様に中体連も教育課程に基づくものでありますので、運行が確保されるよう努めてまいりたいというふうに思います。

しかしながら、土曜、日曜開催の部活の中で、例えば、○○商店杯争奪○○大会というようなものに対しましては、一部今年度からバスの運行について見直しをさせていただいているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中川一男君）　再々は、９番米沢義英君。

○９番（米沢義英君）　育児サポートについて、少子化という形の中で、一定の保育所に入所する方も減るという、そこの動向を見計らってということでありますが、それでは困るわけで、今もう既に困っている人がいるのだということの判断に立っておられるのだというふうに思いますが、そのことをきっちりと認識いただいて、一年でも早くということなのですが、そこはもう一度、そういう実態があるのだと。そういう実態を、今求めている人があるのだということを踏まえた答弁なのか、この点もう一度確認しておきたいと思います。そのことを考えたときに、本当に早急な対応というのが求められているというふうに思いますので、この点もう一度確認しておきます。

保育料の問題では、もう絶対これは何が何でも国の基準に近づけるのだという話でありますが、しかし、これは本当に余りにもひどい話で、このままいけば、本当に給与の削減や税負担の増大という形の

中で、本当に預けることさえできないという状況も生まれかねないという事態になりかねません。そういう意味ではもう一度、私は国の基準に１００％近づけるのではなくて、今行っている軽減策を、やはり適用すべきではないかと思いますので、この点もう一度お伺いいたします。

学校行事等の問題についてでありますが、確かに部活等の何々杯というところでの出せないという問題もあるのかもしれませんが、極力こういった部分にもやはり配慮していただけばというふうに願っています。口には出さないのですが、やっぱり今そうやってバスだとか車だとか、出せる人はいいのですけれども、出せない方もいるのですよね。あと部活の中身によっては、保護者が率先して自家用車使って出しているというところもありますけれども、そうでない部分もありますので、そういった部分も含めて十分改善できる余地があるのではないかなと思いますので、この点。

それと、あと自立の道ということなのですが、町長は十分説明されてない部分もあるということではよく認識されているのだろうと思いますね。それならもっとわかりやすく、具体的な、何回も言いたくありませんが、町民がわかりやすく理解できるような説明の仕方というのはあるのではないかと。今の部分でいけば、行政から物を見てるから数字ばかり並べてきて、いろいろなアクションプランだとか、ハクションプランだとか、いろいろなちょっとよく理解できない部分もあるのですが、やっぱりそういう行政用語がずらっと出てくるのですよ。そうするとやっぱりわからないのですよ、町民の人にしたら。やっぱりそういう問題等含めて、再三再四言いますが、地域産業をどうするのか、この不景気の中で商工振興をどうするのかという一歩も二歩も踏み込んだ提案をすべきなのだと思うのですよ。そこがどうも町長の力不足な点ですよ。

あとはいろいろ住民の力、職員の力を発揮してもらう、活用するということは言っているのですけれども、枕詞で終わってないのかと言いたいわけですね、僕は。それが言葉だけで言葉が走って、実行するその具体策がないから住民がわからないわけだから、この点もう一度、認識しているというのであれば、そういった具体的な対策を示す必要があると思いますので、この点もう一度示されるのかどうなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

あと看板については、財政難ということでもありますが、しかし、ぜひ設置していただきたいというふうに考えていますので、これもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと自衛隊の問題については、確かにおわかりかもしれませんが、やはりよく町長覚えていておきたいのは、上富良野というのはそういう反対の声があるのですよ、底流に流れているのですよ。多くはやっぱり自衛隊で組織されている町だから、なかなか言い出せないという、こういう部分があるわけです、町長。そのことを考えたときに、しつこく言いますけれども、やはりその気持ちを察した行政の町づくりというのは必要だと思います。申し入れのときにも、駐屯地内での空砲訓練すごいうるさかったです。あれも中止しなさいということで言ってたのだけれども、なかなかやめないのですよ。そういう迷惑をかけておいて、平気でこの行進をするというのですから、自衛隊のあり方というものもどうも問題ではないかというふうに考えています。本当に自衛隊の町も共存共栄だというのだったら、そういう人たちの両方がいるということを配慮した町の進め方というのを、もう一度要望すべきではないかと思うし、当然この軍事パレードということの位置づけは否めませんので、この点町長、もう一度答弁を求めます。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　９番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、育児サポートの件でありますけれども、先ほど申し上げましたのは、これからの町の未収容児の推移を見きわめますと、だんだんだんだん少なくなってくるわと、今の保育所の定数を十分に賄って、それらの対応ができる状況になってくるわということでありますけれども、議員おっしゃるように、今がそのオーバーフローで、その要望にこたえられない状況にあるのだと。ですから、早急にこれらの解消のために取り進めなければいけないという認識に至っているということで、御理解いただきたい。

それから、保育料の改正の問題でありますが、確かにいろいろな面で十分わかるわけでありますけれども、今、町の状況からいたしましても、やむを得ない状況にあるということでありますし、この保育料につきましては応益割の対応で、所得に応じた保育料をちょうだいいたしているわけでありますから、そういった対応の中でひとつ御理解をいただきたいと。また、町として財政的な対応ができ得る状況になるとするならば、こういった部分も含めながら再検討する時期が来るかもしれませんけれども、今、財政の立て直しをする段階におきましては、御理解をいただきたいということであります。

また、自立の道につきましてのいろいろな面についての説明責任につきましては、十分果たさなければならないということは十分私自身も認識しており

ますし、これらのことにつきましては、行政だけが先行して対応するのではなくて、いろいろと住民の皆さん方の考え等々もお聞きしながら進めていかなければならないというふうに十分認識いたしておりますので、町民会議の皆さん方の御意見等々も承ったり、パブリックコメントで町民の皆さん方の意見等々も承りながら、その対応を進めておるところでありまして、その町づくりの産業振興その他のことが、なかなか福祉もどうなっていくのかわからないということにつきましては、先ほども申し上げましたように、総合計画をもとにした中で議員の皆さん方にも配付させていただいておりますように、農業につきまして第５次の上富良野町農業振興計画という５カ年間の計画を立てて、それに向かって取り進めさせていただいておりますし、福祉等々につきましても、健康上富良野２１というのをつくって、これらの計画に基づいた対応をさせていただいていると、障害者対応につきましても、障害者計画等々の中で、それぞれの総合計画に位置づけされた総体的な基本に立った中で、それぞれの分野でその計画を立てて取り進めさせていただいていると。それは議員の皆さん方には説明させていただいておりますけれども、それらが一つ一つ町民の皆さん方に十分理解されていないということにつきましては、議員の御質問のとおりでありますので、これらにつきましては、先ほども申し上げましたように、今後の協働のまちづくり、住民と行政とが協働のまちづくりを目指していく中にあるからこそ住民の皆さん方に十分なその説明対応を図っていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、看板の設置につきましては、先ほどお答えさせていただきましたようなことでありますので、御理解をいただきたいと思います。

また、自衛隊の関係の問題でありますけれども、基本的に自衛隊と共存共栄を図っていくまちづくりを、私はこれからも進めていきたいと。そして自衛隊がいることによって、おっしゃるとおり、いろいろな面で地域住民に迷惑をかけておりますし、我々は迷惑を受けておるわけでありますから、これらについては、その迷惑に匹敵する国の保障を町としては正々堂々と要望をし、要求をし、その迷惑に対応する措置を町としては対処していかなければならないというふうに思っております。

ただ、今後も私は自衛隊との三本柱が調和のとれた町づくりを目指していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君）　学校行事のバスの利用に関する御質問にお答えをさせていただきます。

昨年の１０月の運行形態の見直しの柱の一つでありますが、目的外運行が非常に拡大してきたと。それらの是正が課題でありました。そのようなことから、バスの保有台数も１台減っているというような状況から、先ほどの大会等への派遣につきましては、なかなか解消が難しいのかなというふうには考えているところでありますが、本来的な教育活動につきましては、バスの運行を最大限確保したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　以上をもちまして、９番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（中川一男君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

明６月２２日は、本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　４時０１分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１７年６月２１日

上富良野町議会議長　　中　川　一　男

署名議員　　仲　島　康　行

署名議員　　中　村　有　秀

平成１７年第２回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成１７年６月２２日（水曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　町の一般行政について質問
第　３　議案第　１号　平成１７年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）
第　４　議案第　２号　平成１７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第　５　議案第　３号　平成１７年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第１号）
第　６　議案第　４号　平成１７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）
第　７　議案第　５号　平成１７年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
第　８　議案第　６号　平成１７年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第　９　議案第　７号　平成１７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第１号）
第１０　議案第１２号　専決処分の承認を求める件（平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号））
第１１　議案第　８号　特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第１２　議案第　９号　上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例
第１３　議案第１０号　上富良野町図書館条例
第１４　議案第１１号　上富良野町公民館条例の一部を改正する条例
第１５　議案第１３号　財産取得の件（総合行政システム）
第１６　議案第１４号　南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１６国債）請負契約変更の件
第１７　議案第１５号　旭野川砂防工事（Ｈ１６国債）請負契約変更の件
追加日程
第　１　農業委員推薦の件
第１８　発議案第１号　議員派遣の件
第１９　発議案第２号　上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第２０　発議案第３号　温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見の件
第２１　発議案第４号　緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見の件
第２２　発議案第５号　道路整備に関する意見の件
第２３　発議案第６号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見の件
第２４　閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（１８名）

１番	清水茂雄君	２番	徳島　稔君
３番	岩崎治男君	４番	梨澤節三君
５番	小野　忠君	６番	米谷　一君
７番	岩田浩志君	８番	吉武敏彦君
９番	米沢義英君	１０番	仲島康行君
１１番	中村有秀君	１２番	金子益三君
１３番	村上和子君	１４番	長谷川徳行君
１５番	向山富夫君	１６番	渡部洋己君
１７番	西村昭教君	１８番	中川一男君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口　勤君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	越智章夫君	企画財政課長	田浦孝道君
行政改革推進事務局長	米田末範君	産業振興課長 農業委員会事務局長	小澤誠一君

税務課長	高木香代子君	保健福祉課長	佐藤憲治君
町民生活課長	尾崎茂雄君	建設水道課長	田中　博君
教育振興課長	岡崎光良君	ラベンダーハイツ所長	早川俊博君
町立病院事務長	垣脇和幸君	情報管理班主幹	北向一博君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１８名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（中川一男君）　出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、１８名であります。

これより、平成１７年第２回上富良野町議会定例会第２日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（中川一男君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、別紙のとおり申し出がございました。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（中川一男君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１２番　金　子　益　三　君
１３番　村　上　和　子　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政について質問

○議長（中川一男君）　日程第２　昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、１番清水茂雄君。

○１番（清水茂雄君）　大変に暑さが厳しい中にも、あたり一面緑に覆われ、観光シーズンが間近に迫った感がいたします。そうした中で、町の美化について２点ほどお伺いいたします。

まず初めに、歩道沿いの街路樹及び花壇整備についてでありますが、ことしは町の商工会の努力と思われるが、メーンストリートはよく整備され、開花時期にはすばらしい彩りを添えて美しい町並みとなることでしょう。しかしながら、他の通りは未整備であり、街路樹の手入れは悪く、花壇は雑草が生い茂り、観光の町としてふさわしくない状況下にあります。町が率先して地域住民の皆さんに働きかけ、お願いして早急に整備すべきであります。

あわせて、観光を柱の一つとする町として、その他の町中の美化に努めるべきと考えるが、町長の所信をお伺いいたしたいと思います。

２点目に、パークゴルフ場の花壇整備について伺いますが、ことしは予算の関係で整備されないと聞いているが、パークゴルフ場は住民の健康向上と心の憩いの場であり、住民間のコミュニケーションの場として最も大切な施設であります。

また、全道各地から多くの愛好者が連日訪れ、上富良野町の一つの顔となっておりますことは、町長もよく御存じのことと思いますが、いかがですか。

さて、コース入り口の花壇は、昨年までは期間中は美しい色とりどりの花が咲き乱れ、訪れる人々が足をとめ、可憐な花々の美しさを賛美し心を和ませたところでありますが、ことしはいかがしたものかと声が多く聞かれます。

以上の観点から、花壇は早急に整備すべきであり、また、観光の町としての責務であると考えるが、町長の所信をお伺いいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番清水議員の、町の美化に関する２点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の、街路樹や植樹升などの道路施設の整備についてでありますが、主要道路である通称本通りや、繁華街を走る銀座通りなどは、地域の活性化も視野に入れた中で、地域住民の皆様方が積極的に環境の美化、道づくりに取り組まれており、大変喜ばしいことであります。

他の道路につきましても、道路環境、生活環境の向上のため、そこに住んでいる地域の方々が自主的に活用していただけるように、植樹升を設置している路線が幾つかございます。

議員御指摘のとおり、これらの施設が整備されていない路線も多くありますが、現在のところ既設の植樹升については、積極的な取り組みが行われている地域に倣っていただき、それぞれの地域の方々が自主的に活用をしていただけるよう、取り組みの広がりを期待しているところであります。

また、町道の街路樹につきましては、道路管理者である町が管理すべきものでありますので、適正な管理に努めてまいりたいと思います。

次に、２点目のパークゴルフ場の花壇についての御質問にお答えさせていただきます。

パークゴルフ愛好者からより親しまれるパークゴルフ場は、このロケーションのよさやコース設定のおもしろさ、そしてコース管理が行き届いているこ

とに加え、樹木や花などが植栽され、環境が整備されていることが人気を呼んでいる要素の一つであると考えております。

この環境整備につきましては、パークゴルフ場を所管する教育委員会において、昨年、マリーゴールドやサルビア等の花壇用の花を植栽し、環境美化の向上に努めてまいりましたが、ことしは町のシンボルである町花ラベンダーを植栽するよう計画しているとの報告を受けているところであります。

○議長（中川一男君）　再質問ございますか。

１番清水茂雄君。

○１番（清水茂雄君）　ただいま、町長の答弁の中で、まず１点目についてですが、地域の方々が自主的にということでありますが、なかなかそうはいかないのかなと。それには、やはり町が率先して住民の皆さんに働きかけてあれしなければならないのではないかなと。やはり、地域に住んでいられる皆さん方ばかりではなく、町自身がそうした点を踏まえて、観光の町にふさわしい美化に努めるべきだと、そういうふうに考えますので、もう一度お願いしたいと思います。

また、その他の点について、町中の美化に努めるべきという質問もさせていただいておりますが、その点について、まだはっきりしたお答えをいただいていない。当然、道路管理者である町が云々というような答弁の中にもありますけれども、町が管理している、管理していないではなくて、やはりすべてに対して町中の美化につきましては、町が率先して行わなければならないと考えます。

次に、２点目のパークゴルフ場のコース入り口の花壇ですが、たしかラベンダー植栽というふうにお答えをいただきましたが、実は私、きのう行ってみましたところが、既にラベンダーをおとつい植栽されて、現在のところは青々としておりますけれども。

私は、たしかラベンダーは町花でもあり、すばらしいと思います。だけれども一時的なものです、ラベンダーというのは。やはり、センスの問題、ちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、期間中に花を愛でるような形に、昨年までのような形にしていただきたいなというふうに思います。

その２点について、もう一度、明確な納得のできる御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

清水議員の御理解をいただけるような明確なお答えができるかわかりませんけれども、私の考えをお答えさせていただきたいと思います。

道路周辺の植樹升等々の管理につきましては、これは町といたしましても御意見をいただきましたように、町の対応として、地域の皆さん方にその維持管理についてのお願いをしていくことが必要であるというふうに思っております。

それぞれの地域にありましては、老人クラブ、お年寄りの皆さん方に定期的に管理をしていただいている地域もございますし、自分の家の前の庭、それぞれ個々の家庭の皆さん方が維持管理をしていただいているところもございます。

先ほどお答えさせていただきましたように、大通りだとか銀座通り等々は、それぞれの地域の皆さん方が対応しているというところもございます。そういうようなこともある中で、個々の住宅界隈におきまして、私自身も草がぼうぼうと生えているところを散見いたしておりますが、これらについても地域の皆さん方の協力をいただいて対応できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

その他、町の中の美化についてということでありますが、全面的に議員の御意見にありますように、観光の町としてふさわしいそれぞれの対応を図っていかなければならないと。しかし、これらを行政が中心になって対応できる部分と、地域の皆さん方がそれぞれに対応をしていただける部分と、そういうような部分を精査しながら、今後も取り進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、パークゴルフ場の花壇の問題でありますが、議員の御意見ではラベンダーはだめだと、一時的なものだという御意見でありますけれども、私といたしましては、ラベンダーは町花でもあり、地域の皆さん方に対応をするというようなことからすると、ラベンダーということも拒否するものではないというふうに思っておりますし、基本的に私といたしましては、財政的に厳しい中にありまして、一年草を何度も何度も植えかえる財政的な負担と、それからもう一つは、多年草を植栽することによって、経費の財政的な部分の負担も少なく済むというようなことも含めながら、かといって美化を損なわないような対応の中でラベンダーの植栽が進められたというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　再々質問ございますか。

○１番（清水茂雄君）　ありません。

○議長（中川一男君）　以上をもちまして、１番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

次に、１１番中村有秀君。

○１１番（中村有秀君）　私は、さきに通告をいたしました２項目、１１点について一般質問を行いた

いと思います。

まず、１項目目、上富良野町地域防災計画と、それに基づく自主防災組織についてお尋ねを申し上げたいと思います。

上富良野町は、活火山十勝岳と共生し、大正１５年の十勝岳爆発災害から本年は８０周年、昭和３７年の噴火、幾多の水害・火災を経験してきました。

上富良野町防災計画書が、昭和６１年3月３１日の発行から１９年ぶりに全面改定され、平成１７年３月３１日に発行されました。

阪神淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県玄界灘地震等が突然発生し、その尊い経験から、防災計画に基づく諸対策が急を要すると判断されます。

したがって、昭和６１年版の地域防災計画と、平成１７年版の地域防災計画について、お伺いをいたします。

まず１点目は、防災計画が１９年ぶりに全面改定されたが、１７年度防災計画上の重要点は何であったのか。

２点目は、国土交通省北海道開発局旭川開発建設部が、平成１５年１１月に実施した十勝岳防災ハザードマップに関するアンケート調査の結果について、配布数、回答数と各設問ごとの集計状況をお尋ねいたします。

また、そのアンケート結果が、今回改訂の地域防災計画の作成にどのように生かされているのかを、あわせて答弁を求めます。

３点目は、昭和６１年版の地域防災計画は、今回の全面改訂までの加除訂正は何回実施されたか。（文書の差しかえ、一部文書訂正等に分けて）

４点目、昭和６１年版による地域防災計画に基づく次の実施状況について明らかにしていただきたいと思います。

まず一つは、住民組織の活用状況はどうであったか。二つ目は、食糧、給水容器等の備蓄状況はどうであったか。３番目は、衣料、生活必需品対策はどのようになされていたか。

次に、５点目、苦い経験をされた被災者の皆様は、自分たちの地域は自分たちで守るとの観点で、早くから自主防災組織の立ち上げと防災訓練を実施していればとの反省がされています。活火山十勝岳を抱き、十勝岳爆発、地震、水害、火災等を念頭に入れて、自主防災組織の組織化について町長の所見を求めます。

次に、２項目め、防犯・交通安全対策に地域の自主組織化の促進について。

全国的に児童生徒や弱者が被害となる事件が多発をしております。幼稚園、保育所、学校は、防犯と交通安全対策を行うとともに、児童生徒及び父母への啓蒙に努められております。

また、青少年健全育成協議会も、児童生徒の安心・安全と健全育成に、それぞれの立場で推進されている。住民が自分の住む地域の安全・安心を確保するという立場で、道内や全国各地で自主組織が急増しております。

町内では、旭新あずま会が自主防犯組織、ＳＳ（地域安全）パトロール隊を結成され活動が進められております。警察署や道警も、自主防犯活動を支援する地域安全・安心ステーションのモデル事業を展開しております。当町も、自主的な地域安全・安心活動の組織化促進について、町長の見解を伺いたいと思います。

１点目は、当町の安全・安心対策の取り組み状況について、お尋ねをいたします。

２点目は、町内の自主的な地域安全・安心組織の状況について、どうなっているかお尋ねをいたします。

３点目は、町内の各種団体と、町が協力しての施策状況についてお尋ねをします。

それから、４点目は、現在、交通安全関係団体と防犯関係団体との統合の動きがありますが、町全体での統合組織とともに、地域に自主的な安全・安心活動をする組織化の促進を進めるべきと考えるが、その具体的な対策を求めます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番中村議員の２項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの地域防災計画と、それに基づく自主防災組織につきましての、５点の質問にお答えさせていただきます。

１点目の、１７年度版防災計画作成上の重要点は何かとの御質問でありますが、従前の防災計画では防災関係機関の防災対策を重点にしておりましたが、改定をいたしました防災計画におきましては、防災対策を行う上で、防災関係機関はもとより、町民の責務、または町内各事業所の責務を明らかにして、全町を挙げて防災に取り組もうとしたところであります。

また、計画の中におきましては、風水害等対策、震災対策、火山災害対策に分けました中で、それぞれに災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の対策をまとめたところであります。

２点目の、旭川開発建設部が平成１５年１１月に実施いたしました、十勝岳防災ハザードマップに関するアンケート調査の結果についてでありますが、配布の数は１，５００件でありまして、回答は７１７件であります。また、設問ごとの集計につきまし

ては、中村議員のお手元にお届けいたしましたとおりであります。

また、アンケートの結果を、改訂した地域防災計画にどのように生かされたかとのお尋ねでありますが、このアンケートにつきましては、国土交通省における政策評価の中で行われたものでありまして、調査結果につきましては、このたびの質問に対応するため、旭川開発建設部から提起を受けております。したがって、改訂いたしました地域防災計画には直接反映しておりません。

３点目の、６１年版地域防災計画の加除についてでありますが、一部分の文書の差しかえを１回しております。

４点目の、６１年版地域防災計画の実施状況につきましての１番目、住民組織の活用でありますが、町内の住民会を自主防災組織に位置づけをしまして、地域における役割を担っていただくこととしていますが、昭和６３年の十勝岳噴火の際におきましては、この自主防災組織を通じまして防災対策活動を行ったところであります。

その後、十勝岳噴火の危険も遠のきまして、その活動も休止状態になっておりますが、毎年行います十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、自主防災組織であります住民会を通じまして、防災訓練への参加の周知をしているところでございます。

２番目の、食料、給水容器の備蓄でありますが、非常用食料の缶詰につきましては、この計画にあります数を上回る２,０００個前後の数を備蓄しておりました。

今回、改訂をいたしました地域防災計画のとおり、食料の確保は食料供給業者から即時に調達ができる状況にありますことから、平成１５年度以降は備蓄缶詰の購入はしておりません。

また、給水容器につきましては、６１年の計画の策定当時に計画数を保有しておりましたが、現在はポリ容器２０リットル８１個、給水タンク５００リットル１個、３００リットル１個を保有しているところであります。

３番目の、衣料、生活必需品につきましては、計画におきましては、被害状況において急場をしのぐ程度の給付、または対応をするとしておりますが、実際にはこれらの物資の用意はしていない状況にあります。

５点目の、各種災害を念頭に入れた自主防災組織の組織化についてでありますが、平成１７年の地域防災計画におきましては、策定の重要点の質問にもお答えいたしましたとおり、町民の方々及び各事業所につきましての基本的な責務を定めましたとおり、普段から災害時におきます備えをしておくことが重要と考えております。

自主防災組織は、旭野、東中を除く住民会に結成されておりますが、その実践的な活動となりますと、低調な状況にありまして、町の防災訓練にあわせて自主的に活動されるように要請しているところであります。

新しい防災計画の中の防災ビジョンにもありますとおり、災害に強いまちづくり、町民の防災力のレベルアップ、災害に備えた仕組みづくりを町の防災対策の指針としておりますので、これに沿いまして町民の方々の一層の防災意識の向上を図るよう努めてまいります。

次に、上富良野町の防犯・交通安全対策についての御質問でありますが、全町民をもって組織する防犯協会、交通安全協会によりまして、犯罪のない明るい住みよいまちづくりの実現に向け、地域ぐるみで取り組んでいただいているところであります。

１番目の、当町の安全・安心対策のうち、防犯対策でありますが、近年、全国的に発生しております振り込め詐欺、架空請求等については、上富良野町とて例外ではなく、数件の発生が確認されております。

また、通学児童をねらった不審者が多発し、地域の安全を脅かす事態も発生しました。これら犯罪の未然防止のため、啓発活動による自己防衛意識の向上、地域安全活動推進委員を中心とした防犯パトロールなどを実施しております。

また、交通安全対策といたしましては、交通安全は家庭からを基本に、地域の核となる家庭からの、地域、学校、職場等への交通安全意識の一層の浸透を第一目標としており、実践活動として交通安全協会によります交通安全キャンペーンの実施、交通安全教室開催、女性部を中心とした活動、小学生による防災無線を通じた、交通安全呼びかけ放送など悲惨な交通死亡事故のない安全な町、上富良野の実現に向け取り組みを進めているところであります。

２番目の、町内の自主的な地域安全・安心組織の状況についてでありますが、町内では、現在、旭住民会と旭新あずま会、さらに栄町住民会と地域安全活動推進委員がそれぞれ連携し、二つの自主防犯組織を立ち上げ、地域から犯罪を出さない、また、未然に防ぐことを目的に安全巡視活動をスタートしております。このように、地域の方々が連携・連帯して、みずからの地域の安全を守ることで自主活動をし率先垂範されていることは、大変うれしく思っているところであります。

町におきましても、腕章の交付、車に張るステッカーの貸与などの支援をしており、今後におきましても、他の地域での自主防犯組織が立ち上がるよう

に、一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

３番目の、町内の各種団体と町が協力した施策状況についてでありますが、１番目の質問と重複しますが、特に警察の協力を得ながら、各老人クラブ、幼稚園、保育所、各小中学校における教室、公園など、幼児から高齢者までそれぞれの年齢、施設に応じたルール、マナーの修得等、向上を目指しているところであります。

４番目の、交通安全関係団体と防犯関係団体の統合についてでありますが、この両組織につきましては、それぞれが地域生活の安全のため活動いただいており、交通安全関係団体として２団体、防犯関係団体として２団体、計４団体がありまして、その各団体には実動組織として５つの下部組織があるところであります。

また、町の付属機関として、上富良野町交通安全条例に基づく交通安全対策協議会、上富良野町青少年問題協議会設置条例に基づく青少年問題協議会があり、いずれも地域生活の安全確保、健全化という大前提のもとに活動している状況にあります。これらを統合することにより、地域の情報・実情を共有化でき、より有効な活動が期待できるものと思っております。

これらの統合につきましては、今年２月から各団体と協議を重ね理解を得まして、本年４月の総会におきましても承認をいただき、本年９月をめどに条例等の整備を図り、１２月議会に提案いたし、平成１８年４月１日よりスタートできるよう考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中川一男君）　再質問がございましたら。

１１番中村有秀君。

○１１番（中村有秀君）　再質問をさせていただきたいと思います。

まず１点目の、１９年ぶりに全面改訂ということでございましたが、この計画に基づく実施の町長の決意というものをお伺いをいたしたいと思います。

確かにこの１７年の防災計画の中では、総論、それから災害予防計画、災害応急対策計画、それから災害普及計画と、そしてまた資料というようなことで分かれていて、それぞれの災害の分野のことに分類をされていて、非常にわかりやすいというような判断をしております。

したがって、後ほどまた言いますけれども、６１年版の実施状況を踏まえて、この１９年ぶりになった１７年度版に対する町長の実施上の決意について、まず１点をお伺いしたいと思います。

それから、次に、今回の上富良野町防災計画の発行とともに、職員の災害初動マニュアルというのが一緒に出されました。その中に、対策チェックリストということがありまして、恐らくどなたでもそのセクションに行けば、この業務はこうやれるのだとというような、そのリストが的確につくられているということで、非常にわかりやすくできているなということで判断をしています。

しかし、問題は、これらの職員周知が、すぐ職員がそれぞれ初動マニュアルどおり進める、それからそれ以上にレベルを上げるということも含めて、職員周知、それから協議というものをどのように進めていくかということで、２点目。

それから、次に、１７年度版が今後、訂正箇所等が出た場合に、どのような差しかえ、訂正等が、本自体はもう完全にのりづけになっていますからできないので、前の防災計画書ではこうふうになって差しかえができるようになっているけれども、そういう関係で、どのような方法でやられるかということでお尋ねをいたしたいと思います。

次に、２点目の、国土交通省のアンケートの関係です。

これは、調査主体が国土交通省北海道開発局旭川開発建設部、調査協力は北海道旭川土木現業所と上富良野町、調査委託は財団法人砂防地すべり技術センターということになっておりました。

これによりますと、現在公表されている上富良野町防災計画緊急避難図について、皆様の認識や活用の度合いを掌握し、今後の噴火対策全般について基礎的な資料とすることを目的とするということになっております。

これは、１５年の１１月２５日の締め切りです。したがって、我々の議会の控え室に、平成１６年１月の段階で上富良野町地域防災計画書が作成されて、これは北海道上川支庁を経由と協議の上、さらに修正作業を得た後に承認を受ける予定ですということで承認を受けて、本年の３月３１日付で上富良野町地域防災計画書が発行されたというふうに私は判断しています。

同じように、上富良野町もこの調査にかかわっているということでございますから、私の質問通告を受けてから旭川開発建設部に資料の提供を求めるというのは、本来的にはもう１５年の１１月、いろいろな集約等の関係からいっても、１７年度のこの３月３１日に発行するものに反映するという期間が、僕はあったように思うのです。

ですから、せっかくアンケート調査をしながら、これに対する調査の結果の集計等を、私が一般質問を出したからということではなくて、町が本来的に自主的にどうなっているのだと、その分析に基づいてまた今後の対策というのが、私は本来、計画書に

載って当然だろうと思うのですが、その点、なぜ情報の入手に努めてこれの反映にできなかったのかということで、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、このハザードマップの関係で、例えば問いの１３の中に、あなたは平常時や緊急時の十勝岳の活動状況について、どのような方法で情報を得るのが望ましいと思いますかと。１番目は、防災行政無線、これが５９０、２番目がテレビ、５４１、それから３番目がラジオ、３０３というような状況になっております。

したがって、先般、新聞報道で見ると、札幌市がこの防災上の情報提供ということで、地域ＦＭ放送、札幌の場合、ラジオカロス札幌、さっぽろ村ラジオ、三角山放送局、ＦＭアップルということでやっております。

したがって、この近郊では、ラジオふらのが昨年の１１月から放送を開始しております。その関係でここと一応情報提供、言うなれば、地震が起きたら、例えば無線塔が倒れたとか、もしくは自宅から逃げたとか、いろいろなことが想定をされます。そうすると、よく防災の何々という中でラジオというのも入っておりますので、そういうことも一つは視野に入れた形で、特に地域密着型の情報発信ということでラジオふらのもやっておりますので、これらの提携についても考えていってはどうかという問題。

それから、次に、ハザードマップの今後の発行予定です。

平成４年、平成１１年、平成１３年に配布をされております。それから、防災上のいろいろな対策が施されたり、それから、道路の関係だとか河川の関係、いろいろな状況変化もあるだろうと思いますし、住宅・建物の建設等もあろうかと思いますが、今後の発行予定についてお伺いをいたしたいと思います。

それで、このハザードマップに関するものの中で、問いの１２、上富良野町防災計画緊急避難図について、今後、作成するとしたらどのような形態のマップが欲しいと思いますかということで、複数回答もよろしいということの中に、１番目が、手帳のような緊急時に持ち出しできるもの、これが４５０件、それから、冊子やパンフレットなどより詳細な情報が見られるもので３１３件、火災・火山現象地区別、自分の必要な情報を選択できるもの、２４５というような、こういうような皆さん方のアンケートの中で出ておりますので、そういうことも参考にしながら、ぜひ発行の段階では考慮をしていただきたいというところでございます。

それから、次に３点目の、６１年版の地域防災計画の加除訂正の関係です。

私は、この赤い本、これを見た段階では、６１年３月に発行されて１９年間、上富良野町地域防災計画の加除訂正は１回のみと、今、町長の答弁でございました。

その１回は、６１年３月に発行された２年後の昭和６３年７月２０日なのです。このときは、町長の答弁では一部分の文書の差しかえということでございますけれども、私がこの赤いやつの中に訂正１回目というのを全部計算しましたら、目次が４枚、本分が６１枚あるのですね。それから、それ以降、人の名前、役所の名前、いろいろなものが、まるっきり亡くなっている人もいれば変更になっているところも、非常にこの内容というものは全く、６３年以降だから１７年間、恐らく役場の本庁舎の本部の中ではそういうことがされていたと思いますけれども、やはり我々が目に触れるものについて、全然そういうことがなされていないということなので、そのされなかった理由というものを明らかにしていただきたいと思います。

それから、もう１点、例えば一番大事な上富良野町災害対策本部組織図というのが３ページにわたってあるのですけれども、この中に数多くの訂正、抹消箇所があります。今では課の変更等があったから、なお当然そうだとろうと、課、係、本来的にこれが中核にならなければならないものがこんな形でいいのかということで、私今回の地域防災計画書を見て驚いたわけです。

そういうことで、この全面訂正に至るまでの加除訂正の中でこのような感じをいたしましたので、この点もまた御答弁をお願いいたしたいと思います。

それから、４点目の、昭和６１年版にある地域防災計画に基づく次の実施状況ということでございます。

この一つで、十分組織の活用ということでございますけれども、町内の住民会を自主防災組織に位置づけてきておりますということでございました。現実にこの６１年版の本の中で、住民組織の活用というところで、住民組織の名称及び所在地、住民会、農事組合、地域婦人会、住民会婦人会というようなことの中に、上富良野町青年会議だとか、上富良野町体育協会、文化連盟、それぞれありますけれども、現実にはない団体もあります。

それから、２番目に、自主防災組織の名称及び所在地ということで、これは宮町住民会、本町住民会から始まって富原住民会、この自主防災組織の名称及び所在地の中では１４の住民会しか掲載をされていないのです。現在、上富良野には２５の住民会があると思いますけれども。

それから、もう一つ、住民に対する伝達方法ということで、災害情報等を住民に伝達する場合、広報車及び防災無線等により周知徹底するとともに、同時に地区情報連絡委員にも行うものとすると。その中で、地区情報連絡委員ということで、清富住民会から栄町住民会まで２１住民会、この中に旭住民会、東明、大町、丘町、泉町、西町、これらが全然抜けているのですよ。ですから、基本的にこの地域防災計画書でやらなければならないことが、今、町長の言う住民会を自主防災組織に位置づけて、単にそれは役場が位置づけただけで、住民会サイドも全然知らない。

現実に、私は何人かの住民会長、それから同僚議員の住民会長さんもいらっしゃいます。そういうような位置づけをされたという認識は、町からは受けていない。恐らく、一朝有事の場合はこういうルートで行くかもしれないけれども、そういう情報伝達連絡委員なんていう形で当然やる形にはなると思うけれども、何か一方的に文書の中でされているのではないかと。こんな形で十勝岳を抱える上富良野町の防災対策としては、余りにもお粗末ではないかというのが、私、今回調べてみて非常に驚いたわけです。

それで、ちなみに、住民会組織の中の各住民会の規約と、それから役員等がどうなっているか調べてみました。そうすると、規約の中では、防火・防犯、それから環境というようなことで、言うなれば、やる事業、目的の中に大半の住民会の規約には入っております。

それから、役員の中では、防火・防犯係、それから地域安全というところもありますけれども、最近は町の方の指導もあってか、地域安全推進委員というようなことで大体統一をされております。しかし、その方と、町内会、住民会のつながりというのは非常に希薄なのです。ですから、これも今後１７年度版の中でどうしていくかということが大きな課題だろうと思いますけれども、この住民組織の活用というのは、きれいごとの言葉では表現されていますけれども、実態はこうなのだと。これに対する町長の判断をいただきたいと思います。

それから、次に２点目の食料、給水容器等の備蓄状況であります。

非常用食料、缶詰が２,０００個前後ということですけれども、６１年版では非常用食料、缶詰が１,０００食分、これは３年間保存が可能な缶詰ということになっておりますけれども、現在はそういうことで十分食料供給業者から即時に調達ができる状況ということでも理解はできるのですけれども、ただ、ライフライン、道路だとかいろいろなものが切断された場合はどうなるのか。たまたま上富良野町には自衛隊駐屯地があるということで、一朝有事の際にはそういう体制になっているということは心強いのですけれども、例えばこの６１年防災計画の仕出し、麺類のところでは、布施製麺だとか、ニュートキワ会館だとか、もうないようなものも載っている。それから、米穀業者では及川精米所だとか、その他何カ所かないところも載っているのです。ですから、ちょっとチェックをしただけで、いかに現行維持がこの１７年間なされていなかったかということを感じております。

それから、給水容器の関係は、備蓄の計画がポリ缶２０リットル入り１００個、これが現在８１個、それから給水タンク１,０００リットル入りが１個、これが今ゼロ、それから５００リットル入り２個が現在１個、３００リットル入り１個が現在１個ということで、ある面でこの６１年の作成時と違って、いろいろなものが容易に入るという状況等もあろうかなと思いますけれども、これらについても今度の１７年度版を見ますと、あくまで備蓄はしないですぐ調達できる範囲ということで考えているようでございますけれども、それはまた別な角度で質問をしたいと思います。

それから、３点目の衣料、生活必需品対策、この中で町長は日常生活に必要な衣料、生活必需品など、失ったものに対し被害状況や世帯構成人員において一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品の給与または貸与するものとするということになっていますけれども、特に毛布などいろいろなものの備蓄の状況についてはないということでございます。

ただ、これについても、ある面で広域圏でやるか、旭川市で大分大きな防災対策の施設をつくるということでございますので、今後も引き続いてやろうかと思いますけれども、現状としてはそういうことだということでは理解をいたしたいと思います。

それから、５点目の自主防災組織の組織化の関係です。

まず、１点は、自主防災組織は、旭野、東中を除く住民会に結成されているということになっていますけれども、この地域防災計画の６１年版では、１４住民会しかないということでございます。

私は、この自主防災組織も、上富良野町は十勝岳の爆発で苦い経験なり、水害なりがあったので、そういうものの積み重ねが１７年度版に十分反映させていくということではないかなと思います。

そういうことで、終わったことだからということではなくて、６１年版のこの地域防災計画書から実施された状況を、現在までの３月以前の状況を、町

長はどう判断しているかということで、まず１点お尋ねをします。

それから、次に、１７年度版では、地域防災計画に基づく自主防災組織化ということで、大きく掲示をされております。それで、これに対する取り組みの町長の決意というのを、２点目にお伺いをいたしたいと思います。

それから、３点目には、本年１月３１日の道新に、地域住民の防災力の強化に２００５年度から本格的に取り組むということで、道の方針が出されております。そのことが報道されております。

基本的には、災害で頼りになるのは御近所同士の助け合いだと。道内では、住民同士でつくる自主防災組織の組織率が全国平均を大幅に下回っています。道は、道職員の出張講義で、防災組織の結成を促す考えでありますということで、災害対策基本法で自主防災組織の設置を、市町村の責務ということで決められております。したがって、この１７年度版にもはっきり載せてあるということでございますけれども、一応、自主防災組織化促進モデル事業ということで、組織のない３地区を選び、道職員が一、二カ月おきに町内関係者に自主防災組織の重要性や班編制、役割分担など具体的な結成方法を１年かけて講義をするということで、道も積極的に取り組むということになっております。

それで、大災害では行政の力には限界があり、御近所さんの助けが必要と。特に今回の、神戸、新潟、九州の地震からいくと、上富良野町もそうなのですけれども、上部組織は他の省庁等も含めてできているのですけれども、末端の町内会、住民会の中では具体的にできていないというのが実態であります。

したがって、私は、道のモデル事業の中に繰り入れてもらうか、もしなければこういうところから資料をいただいて、上富良野町として独自に、基本的には町内会という形が一番いいということで道も判断をしておりますので、そういうようなモデル的なことを具体的にやられるかどうかというのも、とりあえずやるべきだと判断をしておりますので、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、次に、２点目の……。

○議長（中川一男君）　中村議員、ちょっと暫時休憩をかけます。

午前　９時５４分　休憩
午前　９時５６分　再開

○議長（中川一男君）　先ほど、中村議員の質問の中で、アンケートの結果です。配布数、回答数を述べよと。配布数は１,５００、回答が１１７です。しかし、アンケートの結果の中で、各設問ごとの集計状況をお尋ねしたいということですが、この答弁の中では、中村議員のお手元に届けたとおりでありますということになっておりますが、私たちは答えを聞いておりませんので、総務課長、即書類を出していただきたい。中村議員に渡したような共通認識を持たなければなりませんので、書類集計をすぐ出してください。

今すぐ、即共通認識を持ちたいと思いますので、今後このようなことがないようにお願いします。あくまでも一般質問ですから、すべての人間が私どもわからなければいけないと、こういうミスのないようにお願いをしたい。厳重に注意いたします。今すぐにやってください。

では、次は総務に関係ありませんので、中村議員、お願いします。続けてください。

○１１番（中村有秀君）　２点目の関係、防犯・交通安全対策の地域での自主組織機関の促進ということでございます。

旭町、それから栄町等でできているということで、非常にこの青少年健全育成会の皆さん方のお話を聞いても、それから学校側の意見、それからその沿道にある、通学する父兄の皆さん方の御意見を聞いても、非常にやはり助かるというようなことが出されております。

したがって、私は、これらの関係の、例えばのぼりを立てるだとか、いろいろな形の方法で、そういうことの抑制力になるのではないかというような気がいたします。

したがって、これらについて、地域的に自主組織ということで積極的にやっていただきたいというのと、それからもう一つは、北海道警察もこれらについては積極的に進めるということでやっております。したがって、地域安全・安心ステーションというようなことで、モデル事業ということで展開をしております。したがって、そういう経験を踏みながら、上富良野町としてこれらの関係の実質的な進化ということで、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に、２点目の町内自治安全・安心の組織状況ということでは、これはこういうことで理解できます。したがって、例えば地域１１０番だとかということで、車の中にステッカーをつけるというような地域もありましょうし、それから扇山小学校のように、父兄の皆さん方が扇山小学校の校下の中でという運動も起こしているところもありますので、組織状況については、とりあえずこういうことだということは理解をしたいと思います。

それから、町内の各種団体と町が協力しての実施状況ということですけれども、これはこれなりにアピールする形があると思いますので、なおこれらの内容の密の濃い形を進めていただきたいと思います。

次に、４番目の交通安全関係団体、防犯関係団体の統合の動きがあるということでございますけれども、一応明年の４月１日がスタートということでございます。したがって、全町的な上のものはできたけれども、住民会の中で、それからもう一つは町内会の中で、こういうような形のものを主組織としてつくっていかなければならないのではないかと。

例えば、今、地域安全活動推進員の活動の範囲は、どちらかというと町が要請をするから町の中でやるということで、地域の中での活動というのは非常に希薄だし、それからその町内の認識も非常にないということなので、そういう点では何とか今度の統合する段階で、統合されてすぐというわけにはいかないと思いますけれども、それに連動した形で町内会の中でつくっていくということをやっていただきたいと思います。

北海道では、自主防災組織の組織化を上げるということですけれども、どちらかというと町内会の役員が兼務しているというケースが非常に多いということでございます。しかし、現実に、今、自主組織が１４ありますよといっていても、それぞれの住民会は認識はしていないわけだから、ですからそういう点では町内会単位でこういう組織を立ち上げていく時期に来ているのかと。そうすると、やはりそれは、町内会が自主的に考えてくださいということは前提にはあるけれども、町がやはり啓蒙・指導をするということにあって、できるだけ立ち上げを２年以内ぐらいにでもやっていくというようなことを、ぜひやっていただきたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第１点目の地域防災計画の想定的な観点からの、新たに改訂された防災計画に対する町長の決意を聞きたいということでありますが、中村議員の方から、昭和６１年に策定いたしました旧防災計画につきましての実践状況につきまして、るる細部御質問がございました。このことにつきましては、６１年作成の防災計画は、御案内のとおり、十勝岳噴火のみを前提とした災害の対応であったというようなこともありまして、十勝岳の防災訓練等々のための防災計画的な部分もございまして、その対応の中ではいろいろな面で、職員の怠慢と申しますか、対処の仕方の悪かった部分が全体的に数あったと。いろいろな面の差しかえ等々がなされていなかったというような部分も多々あるわけでありまして、これらの部分につきましては、まことに申し訳なく心からおわびを申し上げるところであります。

今後、そのようなことのないような体制で、新たな防災計画にのっとった綿密な対応を図らせるように指導していきたいというふうに思っております。

さて、その改訂版についての決意でありますけれども、基本的には先ほど申し上げましたように、十勝岳噴火災害のみの防災計画であったのが、北海道の指導等々を受けながら、地震あるいは風水害、台風等々の全般的な災害に対する防災計画に変わったということで、新たな形の中で取り進めさせていただくと、防災推進を図っていくということに相なって、それらの中にありましては、先ほど議員からもお話がありました、職員の災害初動マニュアル等々の職員の行動マニュアルも細かくつくり上げてきたところであります。

今までの６１年に策定されました防災計画に載っております対応につきましては、主体的には何であったかといったら、今まで防災訓練等々でも何度も申し上げてきているところでありますが、本部機能、本部がどのような対応をとって、そして連携する、自衛隊だとか、警察だとか、各機関との連絡調整、情報の共有化、そういったものをどうやってやるかということを中心とした防災訓練を重ねてまいりました。しかし、これからの新たな防災計画では、そういった部分と、もう一つ大切なのは、議員何度も御質問の中で御指摘いただきました地域の自主防災組織の結成、これは当然にして重要な課題でありまして、これからの防災訓練の中では、これらを重点的に取り込んだ訓練を進めていきたいなというふうに思っているところでありますが、現在もそれぞれの地域にあるわけでありますけれども、十勝岳噴火ということを前提としたがゆえに、ハザードマップの危険地域の住民会長さんを中心とした中での、地域の皆さん方だけの対応であったという部分がございます。

これからは、台風だとか、水害だとか、地震だとかということも含めていく中にありましては、全地域が網羅された中での対応をしなければならないというふうに思っておりますし、職員の行動につきましても、これからの新たな分野の中で、従前の計画とは違って新たな計画の中では、職員に対する訓練も必要であるなというふうに思っておりますので、それらを今回の改正版の計画どおりの対応ができ得るように、常に今後十分見きわめていかなければならない。また、訓練、あるいは指導をしていかなけ

ればならないなというふうに思っているところであります。

次の、６１年版の改正の差しかえ等々につきましては、細部につきましては総務課長の方からお答えさせていただきますのと、国土交通省のアンケートの対応、これにつきましても議員のところにのみ配付し、全議員の皆さん方の方には配付されていなかったということで議長の御指摘を受けましたが、まことに申し訳なく思っているところでありまして、早急に配付させていただきますが、このアンケートの対応状況につきましても、総務課長の方からお答えさせていただきます。

次に、防災広報等々の中におけるラジオふらのの件でありますが、これにつきましてはごもっともな御意見でございますので、これは上富良野だけの問題ではなくて、富良野広域圏としての対応の中でも、十分ラジオふらのに対する協力をお願いすべきであるなというふうに思いながら御意見を承っておりました。これは、早急に広域圏としての対応の中で、また検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

ハザードマップの今後の発行についての予定でありますけれども、アンケートの中にはいろいろな御意見がございまして、議員からお話がありましたように、手帳のようなものがいいのではないかとかという話がありましたが、基本的に町が考えておりますハザードマップというのは、細部についてはまた別に考えなければならないわけでありますけれども、なるべく１枚を掲示しておくことによって、簡単と言うと語弊がありますが、重要な部分について、住民の皆さん方がぱっと見て、ぱっと避難できて態勢が整えるというようなものを考えているところでありまして、細かく手帳のようにしてポケットの中に入れてというのは、常にそれを対応していただけるかどうかというようなこともございまして、ハザードマップの意義からするとなかなか難しいのかなという気もしますが、ハザードマップ外の問題として考えるべきものは、今後あるのかなというような気もいたしておりますけれども、このハザードマップとしての考え方としては、従前のような対応の中で進めさせていただきたいなというふうに思っております。

また、発行予定につきましては、その都度大きく状況が変わったというようなことがあれば、改訂版の発行もありますけれども、私としては、時期的に、どこかにしまい込んだとかでなくなった家庭も出て来るであろうというようなことを想定しますと、それらの分の補充は対応できるような体制は常にしておかなければならないなというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、６１年版の旧防災計画のいろいろな面につきまして、加除の更新が６３年に１回しかなされていなかったと。その後、いろいろな部分について、もう既になくなった店だとか、いなくなった方々の名前まで入っているというようないろいろなもので、修正を加除の差し込みの対応ができ得なかったということは、先ほど冒頭謝罪申し上げましたように、大きな課題として申し訳なく思っているところでありますが、新たにこれからのスタートにおきましては、そういうことのないように十分指導を徹底してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、自主住民組織の件でいろいろと御意見を賜りましたが、私は今まで防災訓練を実施させていただきまして、先ほど申し上げましたように本部機能の充実、本部機能の対応ということで、重点的な防災訓練を実施させていただきました。このことにつきましては、大体連携がうまくいくようになったなというふうに思っておりますので、これからはこの自主防災組織の活動をどのように助長していくかということが大切でありまして、議員と同じ考えを持っているとこでありまして、この自主防災組織、私としては住民会組織を中心とした中で、町内会単位の組織ができ上がるべきであると。

例えば、避難所に避難をした場合において、過去の他の地域の実績からいたしましても、全然知らない人たちの中で対応するのではなくて、町内会単位、あるいは住民会単位で対応できる、そういうような自主防災組織が住民会組織の中で対応していただける、そういうような形で今後推進を図っていくように住民会の協力をいただきたいなというふうに思っているところであります。

議員からるる御指摘を受けましたが、旧防災計画の中におきましては、やもすれば自主防災組織につきましても、住民会の発足のときは私もよく記憶はしておりませんけれども、発足の段階では当時の住民会長さんなどを集めて説明して、御理解をいただいて発足したのだと思いますが、その後の体制整備が十分ではなかったということにつきましては、深く反省をいたしておりますので、これからはそういった部分についても十分対応していきたいというふうに思っております。

それから、情報の伝達方法につきましても、地区情報伝達員等々の対応でありますが、これも先ほど申し上げましたように、スタートの段階では十分御理解をいただいて発足したのだと思いますが、その後の調整といいますか、協力依頼と申しますか、そ

うした部分が十分対応でき得ない部分が多々あったということにつきましては、深く反省をいたしております。

今後の新たに改正した地域防災計画におきましては、先ほど申し上げましたように、そういうことのないように十分配慮しながら推進を図っていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、備蓄対策の問題でありますが、食料、給水、あるいは生活必需品等々の対応でありますけれども、これにつきましては、旧対応ではある程度の備蓄を確保しておくということでありましたが、改訂版ではそれらの備蓄をしないということで、それらの対応につきましては日赤等々の対応を図っていくというような、また、地域との連携を図っていくと。

私も、富良野圏域の、これは防災につきましては各自治体で協定を結んでいるわけでありますけれども、富良野圏域におきましても避難所等々の協力だとか、いろいろな面で圏域の自治体の皆さん方に協力をお願いを申し上げているところでありまして、長期間の避難になりますと、どうしても町の避難所だけでは手狭になってくるというようなこともありますので、富良野圏域の皆さん方の協力をいただくということで、それらの部分についてもお願いをいたしているところでありまして、圏域の皆さん方にも理解をいただいているところであります。

そのようなことで、食料等々の対応につきましても、議員の御意見にもありましたように、地元に駐屯地があるということで、毛布等々につきましても相当のものがありますよというようなお話も聞いておりますし、給水につきましては、議員の皆さん方の御理解をいただきまして、１５年でしたか、２師団の、今、イラクへ行っております給水器の水質検査、これにつきまして、上富良野町の河川３カ所を、国の基準に従った水になるかどうか、その検査につきまして予算化させていただきまして、検査をさせていただきまして、上富良野町のあの硫黄川の水も飲料水として使用できるというようなことで検査結果も出ておりますので、そういったことを含めながら、何とかその対応というものも図っていけるのではなかろうかなというふうに思っております。

それから、最後でありますが、自主防災組織の充実等々の対策を十分図れていないということにつきましては、先ほど何度もお答えさせていただきましたように、前防災計画の中におきましては、あらゆる面でいろいろな課題を残し、いろいろな不備を残した中での対応に相なったというような御指摘も多くある処理をしていたということにつきましては、深く反省をし申し訳なく思っているところでありまして、今後、新たな防災計画におきましては、そのようなことのないように対処していくように指導強化をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、防犯・交通等の問題でありますが、これにつきましても先ほどの自主防災組織と同じように、今、２カ所の住民会の皆さん方、地域の皆さん方が、地域に対する地域の防災・防犯組織を結成してパトロールの強化を図っていただくと。

私も、出勤途中でパトロールをされている方々に会うわけでありますけれども、本当に感謝を申し上げるわけでありまして、これらの皆さん方の御苦労が芽生えて、それぞれの地域にこういった形で結成が促進されていけばなと。そうすることによって、地域における防犯・交通安全の対応が充実していけるなというふうに期待をしているわけでありまして、これらにつきましては行政が組織化を促進するわけにはいきませんけれども、そういった組織が立ち上がることに対しましては、町としてできる限りの支援策を講じながら、議員からの御意見にもありましたように、のぼり旗を立てるとか、あるいは今町がやっております腕章だとか、些細なものでありますけれども支援をさせていただいておりますが、そういったことも含めて、今後も対応を図っていきたいと言うふうに思っております。

今、二つの組織ができ上がったということが、これがひとつ契機となって、それぞれの地域で活動を展開していただきたいものだなというふうに願っているところであります。

それから、防犯組織と交通安全組織の統合でありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、それぞれの対応の中で、組織の中で承諾をいただいたところでございます。これらの組織につきましては、それぞれ自主組織でございまして、町民の皆さん方から全会員となって会費をちょうだいして、それぞれに運営しております自主組織でございますから、行政から口出しをすることはできませんけれども、何とかこれらの組織が統合されて、地域の防犯・交通安全等々の対応が促進されるように、行政としての果たすべき役割を果たしながら支援をしてまいりたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　暫時休憩いたします。

資料を配ります。

午前１０時１８分　休憩
午前１０時１９分　再開

○議長（中川一男君）　暫時休憩を解きます。

会議を続行いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　資料をほかの議員さん方に配付をしていなかったことを、深くおわびを申し上げたいと思います。

それでは、残りの２点の質問についてのお答えを申し上げたいと思います。

まず、１７年版改訂の計画でございますが、これにつきましては本になってございます。この後、内容の変更があった場合は、また計画書を本にして出さざるを得ないと考えております。

それから、もう１点の火山ハザードマップのアンケートに関する質問についてでございますが、これにつきましては、町長も説明で申し上げましたとおり、国土交通省の政策評価という中でのアンケートでございました。このことから、町はこのアンケートには協力いたしましたが、その結果につきましては公表されることなく、また、発表されることなく今日に至ってございました。今回の質問に際しまして、旭川開発建設部の方から資料を取り寄せた次第でございます。

このことから、平成１５年１１月にアンケートは行われておりますが、この時点におきまして、町の新たな地域防災計画につきましては、もう既に１４年から発注を始めまして、この段階では既に道の協議に上がったところでございます。

道の審査の都合で１年延びた発行となりましたが、このハザードマップに関するアンケートを、この中には当然生かすことができない状況でございました。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　再々ございますか。

１１番中村有秀君。

○１１番（中村有秀君）　今、総務課長の答弁の中で、訂正の関係で、訂正されたらまた再発行ということが安いのか、この差しかえ方式の方が安いのか、現実にどの程度のあれが、というのは、役場の課長会議の中で助役の説明が、これに関して記述が載っているのです。そうしたら、３人に１人ぐらいずつ配付をするし、課長にも全部上げますと。それから、課内の中の徹底を図ってほしいというようなことがあるというなれば、この地域防災計画はどの範囲まで、何冊あるのかということと、それに基づいて何年に１回か。というのは、旧の６１年と比べると、地域のいろいろな個人の名前だとかは全部なくなっているのです。だから、そういう点では、頻度は少ないと思いますけれども、基本的に我々からすれば、差しかえの方が安いのかと思いますけれども、その点ちょっとお伺いをいたします。

それから、この地域防災計画の中で、職員の初動マニュアルの関係で、助役の方で職員にそれらを徹底ということで、４月の課長会議のときの記録の中に私ちょっと見たのですが、現実に職員がそれに対する取り組む姿勢というのは、担当課が積極的にやらないとなかなか動かないのかなという気がします。

したがって、それらの関係で、課としての今までの６１年版の動きを見ると、非常に鈍いなという感じがいたしますので、その点で再度、町長の決意は聞きましたから、担当課として町長の命を受けてやるということで意見を伺いたいと思います。

それからもう１点、モデル事業の関係で道が今進めております。しかし、うちが該当するかどうかはわかりませんけれども、該当すればそういうこと、それからしなければそういう資料をもらって、うちとして何カ所かモデル的な形で進める意向はないかということが、これが答弁漏れになっているのです。その点も確認をいたしたいと思います。

それから、阪神淡路大震災やいろいろな経験の中から、地域の人が、住民が気づいた建物から被災者を助け出すケースもあるということで、うちの場合は十勝岳爆発、それから地震等のことが想定されますけれども、どこの家にだれがいるということは地域の町内の人しかわからない、近所の人しかわからないというのが今の現状ではないかなという気もします。

したがって、先般見ますと、上富良野町の条例などがあるところを見ますと、それぞれの住居名簿も全部ひとつのファイルの中に入っています。それを見ますと、ゼンリンが１９９９年に発行している住宅名簿で分けてあるのです。

ですから、私は、今後この自主組織をつくるということになると、プライバシー、情報漏れのこともありましょうけれども、そういうふうに地域地域の中でそれらをつくっておくという指導も、僕は必要ではないかと。避難したら、あそこの家のだれが来ていない、あの人は動けないだとか、いろいろな条件がありますので、そういうものは災害対策本部が全部掌握できなくて、地域の中の人たちがやるというような方法をしていかないと、大規模災害になると対応はし切れないと思うのです。その点でひとつ確認をしたいと思います。

それから、次に、ハザードマップの関係です。

今、議員の皆さん方にお配りをされていると思いますけれども、その問い５の中で、ハザードマップである上富良野町防災計画緊急避難図を見たことがありますかと。これは、丸が一つあります。それか

ら、７１７の回答のうち５５５が見たことがあると。これは７７.５％。それから、見たことがないというのが１６１人、これは２２.５％。言うならば４人に１人は見ていないという感じが出てきます。

したがって、こういう点では、町長の言う大きなやつをあれして、家庭でみんな見れるというような状況もよろしいだろうし、それからしょっちゅう出歩いている人は、何かコンパクトなということもあるかもしれないけれども、いずれにしても１回見て、自分はどこの避難地でどうするのだということになれば、４人に３人が見て、４人に１人は見ていないということであれば、そういうことの現状は７１７人の回答でございますけれども、そういう点でこれを参考にしながら、今後のハザードマップの発行と、それから利用について検討をしていただきたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　私の方から２点だけお答えさせていただきたいと思います。

改訂版の件と職員初動マニュアルの件、それから道の防災モデル事業の件につきましては、担当の方からお答えさせます。

自主防災組織の中における地域住民の避難対応でありますけれども、６３年のときの避難対応のときにも、避難者カードの配付等々、対応が十二分に図れたかどうかという反省もあるわけでありますが、これらにつきましては、この防災訓練の中でも課題として押さえているところであります。

その後、住民がどこに避難をするかということも十分認識できるように対応していこうということで進めているところでありますが、まず１点目の弱者の対応、これにつきましては保健福祉課でちゃんと持っておりますので、今までの避難訓練の中では、弱者の家庭につきましては、一通り確認を進めているところであります。

これは、プライバシーの問題だとかいろいろなものがありまして、この避難者対応につきましては保健福祉課が担当する中で、それぞれ個々の対応をしているということと、もう一つは、３年ほど前から避難が終了した後の全戸の避難確認の対応を、警察と自衛隊、消防で実施しておりまして、未避難者がいないかどうかという確認を、全戸一通り歩いてどうなのかということの訓練も実施しておりますので、これらの対応の中で迅速に避難し、弱者については迅速な、前もった避難態勢がとれるような訓練は今までもさせていただいておりますが、これはあくまでも十勝岳噴火ということを前提とした地域だけでありますので、今後はこの防災計画の中にあります地震だとか、あるいは台風等々の件も含めた中で大きな課題となってくるのかなというふうに思いますが、これらの対応についても十分配慮していきたいなというふうに思っております。

それから、ハザードマップの件でありますけれども、旭川開発建設部がやった国土交通省のマップのときから見ると、率として見たことがある、ないというのは、この率は少し高いなというのは、ということは、何年か前に群馬大学の何とかという教授が、ハザードマップの危険地域の住民の皆さん方を代表として、学生諸君も含めて、これと同じではありませんけれども、ハザードマップがあるかとか、知っているかということの調査をしたことがあったのを記憶すると、そのときのデータ等はどうなのかなという気はしますけれども、これからこれについては十分、今まではただ配布していたという反省のもと、配布すればいいのではなくて、配布した後の各戸の家庭での使い方、見やすいところに張ってくださいとかということを逐次対応していくということが大切だなと。そしてまた、何年かごとに、ハザードマップのない人は取りに来てくださいというような、先ほどのいろいろな件で御指摘を受けた部分の反省を含めて、一度やればいいのではなくて、その後の継続した対応が重要であるというふうに十分反省をさせていただきましたので、これらの部分を含めて今後対応していきたいというふうに思います。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　まず、さきの１点目の加除の件でございますが、これにつきましては電子情報でもいただいておりますので、訂正があった場合、自分のところで訂正をして、これから発行できる環境にあります。それで、もしあった場合は、自分のところで自前で印刷して発行していきたいと考えています。また、発行の冊数でございますが、全部で４４冊、今回印刷をしているものであります。

それから、もう１点目の初動マニュアルの徹底でございますが、これにつきましては議員の御質問にもございましたとおり、職員に徹底を図りまして災害に備えていきたいという決意をここで述べさせていただきたいと思います。

それから、町長の説明にもう１点つけ加えさせていただきたいと思います。ハザードマップの発行の件でございます。

実は、この件につきまして、今、土木現業所とこのハザードマップについて協議中でございます。土木現業所と町で協議が整えば、火山学者等の監修を受けた中で今年度発行できる体制にあるということ

で、３,０００枚の印刷、これが整いましたら発行していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　総務課長、費用比較をしているのですよね。再発行と差しかえと、どちらがあれなのかということを言っているので、その答え。

○総務課長（越智章夫君）　失礼いたしました。

加除の方が今回の場合は当然費用がかかります。今回、先ほども言いましたように、自前でまた新たなものができるような体制ができましたので、新たな本の発行でまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　それから、道のモデル事業への対応でございますが、これにつきましてはこれからその対応等の検討を図っていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　暫時休憩します。

午前１０時３５分　休憩
午前１０時３５分　再開

○議長（中川一男君）　暫時休憩を解きます。

助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　中村議員のモデル事業の関係でございますけれども、当然、道の指定がなくても、火山との共生の町でございますので、その自主防災組織の重要性ということを考えたときに、町としてもそれに倣ったような形で取り組みをしていくことが拡大につながっていくというふうに考えておりますので、今後検討させていただきます。

○議長（中川一男君）　以上をもちまして、１１番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。１１時まで。

午前１０時３６分　休憩
午前１１時００分　再開

○議長（中川一男君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　議案第１号

○議長（中川一男君）　日程第３　議案第１号平成１７年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました議案第１号平成１７年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）の要旨を御説明申し上げます。

まず、このたびの補正予算の主な要素となります４点を、以下申し上げてまいります。

１点目は、平成１６年度各会計決算の結果が、病院会計を除きましてすべてが黒字となりましたことから、会計ごとに翌年度へ繰り越す額の繰越手続をとることに伴い、一般会計が精算繰り戻しを受ける必要のあるものについて、所要の予算措置を講じております。

２点目は、４月以降、町内外の方から御寄附をちょうだいしましたので、それぞれの趣旨に沿って予算措置をいたしております。

３点目は、平成２年度から平成３年度にかけまして、黒毛和種、いわゆる肉牛の増殖を目的として実施いたしました子返し事業が、平成１６年度の事業期間を満了し、事業経費等を精算いたしました結果、当時、町の助成額から評価損を相殺しました金額１,４８６万円を精算金としまして、歳入予算に計上をいたしたところでございます。

４点目は、既定の事務事業の関係でございますが、まず、本年度から着手しております島津地区経営体育成基盤整備事業に関連するソフト事業が、当初補助事業でございましたけれども、交付金事業となり、あわせまして、資金の流れが町の会計を経由することになりましたので、歳入歳出予算に同額の計上をいたしたところでございます。

また、ベベルイ川砂防事業では、国庫債務負担行為によりまして事業の促進が図られることから、債務負担行為の設定を行うとともに、当該年度の予算につきましても、一部増額の計上をいたしてございます。

また、倍本地区飲供施設の改修事業では、取水施設の改修につきましても、前倒し施工することになりましたことから、所要額を歳入歳出予算に追加計上いたしてございます。

また、翁地区飲供施設整備事業では、鉄骨材の高騰等によりまして、所要額を追加計上するとともに、財源は地方債を予定していましたことから、地方債限度額につきましても変更をいたしてございます。

また、教育関係では、上富良野高等学校の卒業生を対象にしました修学資金の希望者が年度当初予定数を下回りましたことから、予算額の減額をいたしてございます。

また、放課後の児童居場所づくり対策として実施してございます、地域子ども教室推進事業への助成経費に不足を生じる見込みでありますことから、増

額の予算をお願いするものであります。

以上、申し上げました大きな４点を主な内容としまして、財源の調整を図った上で、さらに、財源的に余剰となります部分につきましては、現時点では今後の財政収支見通しを正確に予測することが困難でありますことから、当面、予備費に計上いたすことで補正予算の調整をいたしたところでございます。

それでは、以下、予算議案につきましては、議決対象項目に限り朗読をしながら、必要な部分について説明を加えてまいります。

議案第１号平成１７年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）。

平成１７年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,０６７万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億７,２６７万７,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

それでは、１ページに移ります。

第１表、歳入歳出予算補正。

この第１表では、歳入及び歳出ともに款の名称ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

１、歳入。

１４款国庫支出金４,２３５万５,０００円、１５款道支出金１８９万６,０００円、１７款寄附金１２１万３,０００円、１８款繰入金１,２２９万円、１９款繰越金３,７５６万３,０００円、２０款諸収入１,４８６万円、２１款町債５０万円。

歳入合計１億１,０６７万７,０００円となります。

２ページに移ります。２の歳出の内訳について申し上げてまいります。

１款議会費６万３,０００円、２款総務費１８０万円、３款民生費９万１,０００円、４款衛生費２,５１３万９,０００円、６款農林業費２００万円、８款土木費１,６３０万９,０００円、９款消防費４０９万２,０００円の減、１０款教育費１５１万６,０００円の減、１２款公債費１万７,０００円、１５款予備費７,０８６万６,０００円。

歳出合計につきましても、１億１,０６７万７,０００円であります。

次、３ページに移ります。

第２表、債務負担行為補正。

ここでは、冒頭も申し上げましたが、現在、東中地区で障害防止事業として実施してございますベベルイ川砂防事業につきまして、国の債務負担行為によりまして事業の促進方針となりましたことから、本町におきましても債務負担行為を記載のとおり設定するものでございます。

次に、第３表、地方債補正。

ここにつきましても、冒頭申し上げましたように、事業費の不足によりまして増額することから、その財源となります地方債の増額を変更するものでございます。

以上を申し上げました議決項目につきまして、説明をさせていただきました。

原案どおりお認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第２号

○議長（中川一男君）　日程第４　議案第２号平成１７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君）　ただいま上程されました議案第２号平成１７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

１点は、平成１６年度にかかわります歳入歳出の精算によりまして、平成１７年度への繰越額が８,１９９万６,０００円と確定したことから、当初予算の２,０００万１,０００円に６,１９９万５,０００円を歳入増額計上し、あわせて所要の補正をしようとするものであります。

２点目といたしましては、平成１７年度の老人保健拠出額、さらに介護給付費納付金額が下回り、所要の補正をするものであります。

３点目は、国保実績システム用電算機器の故障によりまして、更新しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第２号平成１７年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

平成１７年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,６９９万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億７,００１万５,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きいただきたいと存じます。

第１表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

７款繰入金、補正額２,５００万円の減、８款繰越金６,１９９万５,０００円。

歳入合計といたしまして、３,６９９万５,０００円となります。

２、歳出。

１款総務費５０万円、３款老人保健拠出金２１万１,０００円、４款介護給付金２８万７,０００円の減、１０款予備費３,６５７万１,０００円。

歳出合計といたしまして、３,６９９万５,０００円となります。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３号

○議長（中川一男君）　日程第５　議案第３号平成１７年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君）　ただいま上程されました議案第３号平成１７年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

１点は、平成１６年度会計にかかわります支払基金交付金等の精算を加えました歳入歳出の精算によりまして、平成１７年度への繰越額が８５３万円と確定したことから、所要の歳入補正計上をしようとするものであります。

２点目といたしまして、平成１６年度分の国庫負担金、道費負担金、一般会計繰入金等の精算によりまして、返還等に要する所要額を歳出計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第３号平成１７年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第１号）。

平成１７年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,２８３万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億８,２１５万１,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きいただきたいと存じます。

第１表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

１、歳入。

１款支払基金交付金、補正額１７万８,０００円、３款道支出金４１２万４,０００円、５款繰越金８５２万９,０００円。

歳入合計といたしまして、１,２８３万１,０００円となります。

２、歳出。

３、諸支出金、補正額１,２８３万１,０００円。

歳出合計としまして、１,２８３万１,０００円となります。

次ページの歳入歳出補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第４号

○議長（中川一男君）　日程第６　議案第４号平成１７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程いただきました議案第４号平成１７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、補正内容を御説明申し上げます。

１点目といたしまして、平成１６年度の介護保険特別会計決算におきまして、繰越額が確定いたしましたことから、介護保険事業基金への積み立てのほか、本年度収支不足が生じた場合に備えるための予備費の補正を行うものであります。

２点目といたしましては、前年度の保険給付費及び事務費の精算により、国庫負担金及び道負担金、一般会計繰入金の超過交付に係る返還金の所要額を補正するものであります。

３点目は、前年度の支払基金交付金の不足分にかかわる追加交付額の歳入補正であります。

以下、議案の朗読により御説明いたします。

議案第４号平成１７年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

平成１７年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２,３０４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億７,５６４万５,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

１、歳入。

４款支払基金交付金６０万５,０００円、７款繰越金２,２４３万５,０００円。

歳入合計２,３０４万円となります。

２、歳出。

５款基金積立金９００万円、６款諸支出金１,２２１万５,０００円、７款予備費１８２万５,０００円。

歳出合計、同じく２,３０４万円となります。

２ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認め、よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５号

○議長（中川一男君）　日程第７　議案第５号平成１７年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第５号平成１７年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

１点目としまして、北海道簡易水道等環境整備協議会負担金の事業費割増に伴う補正でございます。

２点目としまして、備品購入費の量水器購入費の減額でございます。

３点目としまして、平成１６年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

内容としまして、歳入では使用料の減、歳出では一時借入金の資金運用によるもの並びに一般管理費

用などの執行残でございます。
以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。
議案第５号平成１７年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）。
平成１７年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３３万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６,８２１万３,０００円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
次の１ページをお開き願いたいと思います。
第１表、歳入歳出予算補正。
款の補正額のみ申し上げます。
１、歳入。
３款繰越金１３３万８,０００円でございます。
２、歳出。
３款繰出金１３３万８,０００円でございます。
次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。
以上で補正予算の説明といたします。
御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。
質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第５号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第６号

○議長（中川一男君）　日程第８　議案第６号平成１７年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
○建設水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第６号平成１７年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましての補正の要旨としまして、平成１６年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。
内容としまして、負担金、使用料などの増及び執行残でございます。
以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。
議案第６号平成１７年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）。
平成１７年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２７万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億６,７５７万４,０００円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
次の１ページ、２ページをお開き願いたいと思います。
第１表、歳入歳出予算補正。
款の補正額のみ申し上げます。
１、歳入。
４款繰越金３２７万４,０００円でございます。
２、歳出。
３款繰出金３２７万４,０００円でございます。
次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。
以上で補正予算の説明といたします。
御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。
質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第７号

○議長（中川一男君）　日程第９　議案第７号平成１７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（早川俊博君）　ただいま上程されました議案第７号平成１７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

１点目としまして、平成１６年度の決算におきまして、繰越金が当初見込み８００万円に対しまして２,８４６万４,０００円と確定いたしましたことから、そのうち１,５００万円を施設整備基金に積み立てし、５１０万円を予備費に計上し、今後の不測の事態に備えようとするものでございます。

２点目といたしまして、特別養護老人ホームの産休代替職員設置事業の補助金が一般財源化されましたことが、当初予算におきまして事前に把握できず、予算計上してございました３７万３,０００円を減額し、財源の組みかえをするものでございます。

３点目といたしまして、施設入所者の方から１,０００万円の貴重な御寄附をちょうだいいたしましたことから、御本人の意向に沿い、施設の整備及び備品の購入に充て、入所者の処遇の改善を図るよう予算の計上を行っております。

４点目といたしまして、施設内に清涼飲料水の自動販売機を設置することによります使用料を見込むものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第７号平成１７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第１号）。

平成１７年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,０１０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億１,１１０万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款道支出金３７万３,０００円の減、３款寄附金１,０００万円、５款繰越金２,０４６万４,０００円、７款使用料及び手数料９,０００円。

歳入の合計といたしまして、３,０１０万円でございます。

２、歳出。

１款総務費３００万円、３款施設整備費７００万円、４款基金積立金１,５００万円、６款予備費５１０万円。

歳出の合計といたしまして、３,０１０万円でございます。

２ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１２号

○議長（中川一男君）　日程第１０　議案第１２号専決処分（平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号））の承認を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました議案第１２号平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）の専決処分を行いました要旨を御説明申し上げます。

本件は、これから申し上げます４点の要因によりまして、年度末の３月３１日をもって、町長において専決処分を行った次第でございます。

まず、１点目は、特別交付税についてでございますが、３月交付分の決定の結果、その総額は、前年対比で１,７６１万５,０００円減の、総額で２億９,５６４万８,０００円となったところでございます。

この特別交付税の当初予算計上時点では、全国的に合併の動きがあることや、昨年のたび重なる本州での大規模な災害発生状況の中で、特殊要因に該当

しない自治体におきましては、大幅な削減になる旨の助言を受けておりました。しかしながら、北海道におきましても、予想を反しての雪の多さなどの影響からか、結果としまして、本町におきましては、現計予算額より５,９００万円ほどふえたことになったわけであります。

このほか、国から交付される地方譲与税を初め各種の交付金額の確定にあわせまして、予算の構成手続をとったところでございます。

また、加えまして、町税の収納につきましても、諸対応によりまして増額の見込みとなりましたことから、１,６１０万円を増額計上したところでございます。

２点目は、寄附関係でございますが、上富良野振興公社から１,８００万円、また、一般町民の方から３件で１５万円それぞれちょうだいいたしましたので、趣旨に沿いまして予算の措置を講じたところでございます。

３点目は、既定の事業に関してでございますが、ベベルイ川砂防事業では、繰越明許費分の金額に減額要素が生じましたことから、一部予算減額を行ったところでございます。

また、町営住宅建設事業及び富原南地区の道営事業につきましても、財源として見込んでおりました起債額に一部変更が生じましたことから、それぞれ起債限度額の調整を図ってございます。

その他、既定の事務事業にかかわる予算につきましても、必要に応じまして予算の減額補正を行いましたほか、特に新たな対応を必要とするものにつきましては、予算化を行ったところでございます。

４点目は、これまで申し上げました案件の調整の結果、さらに財源的に余剰となります部分につきましては、財政調整基金へ１億５,０００万円、減債基金へ４,０００万円、十勝岳地区開発事業基金に１,０００万円をそれぞれ積み立てすることを内容として、予算の専決処分を行った次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目とし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますことを御了承願います。

議案第１２号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成１７年３月３１日、上富良野町長尾岸孝雄。

それでは、予算書につきましては、議決対象項目につきまして、朗読をしながら必要な部分につきまして説明を加えてまいります。

平成１６年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）。

平成１６年度上富良野町の一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２,５９０万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億１,２７６万７,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第２条、繰越明許費の変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

１ページに移ります。

第１表、歳入歳出予算補正。

この第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げてまいります。

まず、１、歳入の内訳を申し上げてまいります。

１款町税１,６１０万円、２款地方譲与税１,００３万９,０００円、３款利子割交付金２０２万４,０００円、４款配当割交付金１６万８,０００円の減、５款株式等譲渡所得割交付金２２万９,０００円、６款地方消費税交付金１,４５０万９,０００円、７款国有提供施設等所在市町村助成交付金９２万６,０００円、８款自動車取得税交付金１８５万２,０００円の減、９款地方特例交付金７８万２,０００円、１０款地方交付税６,６０６万７,０００円、１１款交通安全対策特別交付金２７万円、１４款国庫支出金１５２万５,０００円の減。

２ページに移ります。

１５款道支出金３１万８,０００円、１７款寄附金１,８１５万円、１８款繰入金６万４,０００円の減、２１款町債１０万円。

歳入合計１億２,５９０万５,０００円となります。

次、３ページをお開き願います。

２、歳出について申し上げてまいります。

２款総務費１億５,０００万円、７款商工費１,０００万円、８款土木費１３９万７,０００円の減、１０款教育費６万３,０００円の減、１１款災害復旧費１２４万５,０００円の減、１２款公債費２,３９３万６,０００円、１５款予備費５,５３２万６,０００円の減。

歳出合計につきましても、１億２,５９０万５,０００円となります。

次、４ページに移ります。

第２表、繰越明許費補正。

ここにつきましては、記載の事案につきまして、事業費調整等によりまして減額で確定しましたことから、その手続をとるものでございます。

次に、第３表、地方債補正であります。

記載の２件の事業につきまして、事業費の確定に伴い変更をいたすものでございます。

以上、議案第１２号の予算専決処分内容の説明といたします。

お認めくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎日程第１１　議案第８号

○議長（中川一男君）　日程第１１　議案第８号特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（越智章夫君）　ただいま上程いただきました議案第８号特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、初めに提案の要旨について御説明を申し上げます。

地方を取り巻く財政状況につきましては、景気の低迷による税収の落ち込み、また、国におけます三位一体の改革等で、主要な財源であります地方交付税の減額、また、補助金の一般財源化など、極めて厳しい状況にあります。

当町におきましても、同様な状況下にありますことから、昨年度、自主・自立に向けました、上富良野町行財政改革実施計画を定め、歳入に見合った財政基盤を目指し、人件費につきましても大幅な削減抑制を行おうとしているところでございます。

また、２年前の上富良野町特別職報酬等審議会におきまして、２カ年程度において、特別職の報酬につきまして再評価するべきとの附帯意見をいただいておりますことから、４月２２日に、新たに１０名で構成されました特別職報酬等審議会に対しまして、特別職の報酬等のあるべき水準額につきまして諮問をいたしたところであります。

以降、延べ３回にわたります集中審議が行われまして、５月３１日、特別職報酬等審議会から支給水準を引き下げる内容での答申があったところであります。

この答申書につきましては、既に議員の皆様方にもお知らせしているとおりでございますが、厳しい財政状況を背景に、町の常勤４役の給与並びに議会議員の報酬につきまして、年収額につきまして５％から１０％を引き下げる内容での審議がなされまして、今回は特に期末手当につきまして、職員の勤勉手当相当額に当たる一部分を削減することが望ましいとの意見から、０.９カ月分の期末手当の減額をすること、並びに町長、助役の給与月額の減額について答申をいただいたところであります。

特別職報酬等審議会からの答申内容につきましては、過去同様に十分尊重するとともに、この内容に従いまして、特別職の職員に関する条例の一部を改正することとしたところであります。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬につきましては、審議会の考え方を踏まえまして、連動して引き下げる改定を行うことが適当であるとの判断をいたしまして、役職ごとに、現行額からおおむね５％の額で引き下げることで関係条例の改正をしようとするものであります。

この改正条例の適用は７月１日となっておりますことから、常勤４役、非常勤の特別職につきましては、２年ぶりの改定となるところであります。

また、この改正によります削減の効果でありますが、年収ベースで申し上げますと、町長におきましては１００万３,０００円の減で７.８９％の引き下げとなり、助役におきましては７２万２,０００円の減となりまして、６.８９％の引き下げとなり、また、収入役、教育長におきましては、５０万８,５００円の減、５.４％の引き下げとなります。４役の総額におきましては、２７４万２,０００円、また、非常勤の特別職につきましては、８０万５,

０００円の減になるものと試算しているところでございます。

また、この改正条例の中におきまして、既に上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例が廃止されておりますことから、これに関する部分の削除をいたすとしております。

以上、申し上げました内容に基づきまして、関係する２条例を一括して改正するものであります。

議案第８号特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第１条、特別職の職員の給与に関する条例（昭和３５年上富良野町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、常勤、特別職の町長、助役、収入役におきます給与を定めている条例でございます。

第２条第４項に定めております期末手当の支給率を、６月におきましては、１００分の４０を引き下げまして、１００分の１７０に、また、１２月につきましては１００分の５０を引き下げまして１００分の１８０に改めるものであります。

別表第１につきましては、３役の給料月額を規定しておりますが、町長におきましては、現行額から２万円を引き下げまして７５万円に、また、助役におきましては、１万円を引き下げまして６２万円に改めるものであります。

また、教育長の給与につきましては、上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例において定めておりますが、期末手当につきましては、この条例を準用することになっておりますことから、同様に引き下げるということでございます。

第２条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年上富良野町条例第３号）の一部を次のように改正する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬を改めるものであります。

役職ごとの報酬につきましては、別表で定めております。代表監査委員の現行７万５,３００円を３,８００円引き下げまして７万１,５００円に、同じく監査委員、農業委員会委員代理の現行４万７,２００円を２,４００円引き下げまして４万４,８００円に、農業委員会会長の現行６万７,３００円を３,４００円引き下げまして６万３,９００円に、農業委員会委員の現行４万１００円を２,１００円引き下げまして３万８,０００円に、教育委員会委員長の現行５万１,２００円を２,６００円引き下げまして４万８,６００円に、教育委員会委員の現行３万５,１００円を１,８００円引き下げまして３万３,３００円に、選挙管理委員会委員長の現行３万２,１００円を１,７００円引き下げまして３万４００円に、選挙管理委員会委員の現行２万４,１００円を１,３００円引き下げまして２万２,８００円に、日額報酬として、時間が４時間未満の場合の現行額３,８００円を２００円引き下げまして３,６００円に、同じく４時間以上の場合、現行額６,６００円を４００円引き下げまして６,２００円に、また、年額報酬として定めております学校医の現行２１万５,９００円を１万９００円引き下げまして２０万５,０００円に、同じく年額報酬額の学校薬剤師の現行１０万４００円を５,４００円引き下げまして９万５,０００円にそれぞれ改めるものであります。

また、要旨でも御説明申し上げましたとおり、スポーツ振興審議会につきましては、スポーツ振興審議会条例、既に廃止していることから、条文より削除をするものであります。

次に、附則でありますが、第１項では、この条例の公布の日から施行するとしますが、第１条及び第２条の別表の給与月額、報酬の額にかかわります改定の規定につきましては、平成１７年７月１日から施行するといたします。

第２項では、スポーツ振興審議会の委員の削除をする条文の規定につきまして、平成１７年４月１日から適用とするところであります。

第３項、第４項におきましては、年額報酬の場合の改正に当たり、算定する方法等、既に支給している場合は、内払いとする旨の取り扱いを定めてございます。

以上が議案第８号の条例改正の説明でございます。

御審議いただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　第２表のところの、代表監査委員が７万５,３００円とありまして、ずっと行きまして、農業委員長が６万７,３００円が６万３,９００円、ここのところはよろしいのですが、その次、議員協議会には、農業委員会の代理というところの提案がございまして、４万７,２００円が４万４,８００円と、こういう御提案がございましたが、今回これが抜けているのですけれども、これはどのようなことなのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　監査委員の方と農業委員会代理の方の月額につきましては、改正の表の中では同じ額でございますので、一括改正するということで先ほど説明をさせていただきました。

ですので、監査委員及び農業委員会代理の現行４万７,２００円を２,４００円引き下げまして、４万４,８００円となるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　他にございませんか。

１１番中村有秀君。

○１１番（中村有秀君）　議案第８号の根幹にかかわる問題だと思うのですけれども、一つは、特別職報酬審議会では答申書が出ておりまして、その１の答申に当たっての基本的な考え方という最後の方に、平成２０年まで１５％の削減要請を行うことが必要であるとの町長からの諮問に基づき審議を行ったということがあります。

しかし、４月２２日の、報酬額についての諮問ということで、諮問の理由の中に、２０年まで１５％削減というのは、一切この文言が入っていないのです。先ほどの説明の中ではあったかもしれないけれども、しかし、諮問に基づいてということであれば、この諮問の理由の中に、ちょっと読んでみましょうか。

本町において、自主・自立に向けた地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進し、効率的で持続可能な財政の転換を図ることが急務とされ、財政的自立に向けた道筋をつけるため、昨年、上富良野町行財政改革実施計画を策定し、行財政改革を推進しております。

平成１７年度は、新行財政改革実施計画の実質的な推進を図る初年度であり、健全な財政基盤の確立から歳出の見直しを図るため、実施項目である人件費の抑制を行うことが必要であると考えております。

また、平成１５年開催の特別職報酬審議会の答申にある、２年程度の周期的な見直しを検討するべきである意見もあったということで開催をするということなのですけれども、この点、諮問の中に、平成２０年まで１５％削減・抑制を行うことが必要であるとの町長からの諮問ということなのですけれども、この文言ではないのですけれども、この点いかがなのでしょうか。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に答申の中では、財政状況を見きわめた中での適正な報酬額の答申をいただきたいということで、答申書の中には対応しているわけでありますが、ごあいさつの中で、私の方といたしましては、行財政改革実施計画に基づきます平成２０年までの財政構造改革におきまして、人件費の総額１５％削減ということを基本としているのだということを申し上げた経緯がございます。

基本的に、何ぼ削減せよとか、何ぼにしますよということを前提として諮問することは、審議会に一つの枠をはめてしまうことに相なりますので、そういった形の諮問は避けさせていただいて、ただ、町の今の財政状況からして、こういう構造改革を進めておりますということの、ごあいさつの中でお話を申し上げたということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中川一男君）　１１番中村有秀君。

○１１番（中村有秀君）　行財政改革の中で、２０年までの削減の目標ということで、そういうくだりはありますけれども、現実の問題、答申書の中に、こういうことで明文をすべきではないと思うのです。諮問されていないのだから、具体的な内容を。数字でされていないのに、何でここで数字で出てくるのかという疑問なのです。

ですからこれは、諮問をつくる事務方の方が、この中で最終的に今、特別職報酬審議会の皆さん方の意見を聞きながらつくられたと思うのですけれども、その点で私は非常に、こういう形で答申書が出てくるということ自体が、やっぱり適切を欠いているのではないかという気がするのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　１１番中村議員の質問にお答えを申し上げます。

審議会の審議の経過の中で、町長が当初あいさつで申し上げました文言、２０年まで１５％の削減ということを、審議する中で常々言葉で語られておりまして、審議会の会長におきましても、その文言、答申書に盛り込むということでの内容の協議をいたしましたところ、その意思を確認いたしまして、答申書等をまとめまして、それぞれその意見につきましては、委員各位にもその場で確認して答申書としてまとめたもので、審議会の意見としてまとまったものと理解をしています。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　１１番中村有秀君。

○１１番（中村有秀君）　私は、ここに大きな問題があると思うのです。行政改革の町民推進会議の委員長が特別報酬審議会の委員長であるし、委員の中にも１人いらっしゃいます。ですから、何となくそ

ういう形で流れたのかなと。

ただ、計画書の中では、１５％を２０年まで削減する目標であるというくだりなのに、何でここでこういう数字が具体的に出てくるのかという問題なのです。諮問で数字的に出していないわけだから。出していないのに諮問を受けたと書いてあるのですから。そうではないですか。削減の内容については理解します。だけれども、答申の文書の中に、こういうことが続くのであれば、今度は２年後の平成１９年、またこういうふうなことで、勝手に報酬審議会の方で出す可能性があるのではないですか。私はその点を言っているのです。おかしいですよ。

○議長（中川一男君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

報酬審議会の審議内容、答申の内容につきましては、私どもが関与する段階のものではなくて、議員のお考えというものにつきましては、報酬審議会の方でどういうふうに審議されたのか十二分に掌握はしておりませんけれども、独立した審議委員会としての答申書でありますので、私は尊重して受け取ったということでありますので、御理解をいただきたいと思います。私どもが答申内容を関与すべきものではないというふうに認識しております。

○議長（中川一男君）　８番吉武敏彦君。

○８番（吉武敏彦君）　私も答申書を見たときに感じたのですが、２０年度までに１５％削減すると。報酬審議会は２年後の１９年にやるということは、１９年度で一気に１５％の目標を達成するための削減が行われるのではないかというふうな、答申書を見て私は感じたのですけれども、それを見て皆さんはどういうふうに感じたのかわかりませんけれども、個人的には、私はそういうふうに感じて見ました。

以上です。

○議長（中川一男君）　答弁を求めます。

助役。

○助役（植田耕一君）　町長がただいま申し上げましたとおり、当然、報酬審議会の附属機関としての役割の中で御判断されているわけでございます。私どもの方で、町長が諮問する方向として行政改革の方針を述べた中で、たまたまそういう受けとめ方をされているという趣旨のことを盛り込んだ中で答申をされてきたというふうに思ってございます。

基本的には、今回の答申におきます最終の額は、ここにお示しした内容というふうに受けとめております。当然、審議会の中では、そういう、町の行政改革の趣旨を踏まえた中で、そういう言葉を使われたのかなというふうに私は理解をしているところでございますので、そういう面で御理解を賜っておきたいなと思います。

○議長（中川一男君）　他にございませんか。

１６番渡部洋己君。

○１６番（渡部洋己君）　この内容については、とやかく言うあれはないのですけれども、一応意見として聞いていただきたい。

審議委員のメンバーのほとんどが、充て職といいますか、各代表が集まっているというような。私も前回、審議委員になったことがあったのですけれども、メンバーをある程度見ると、前回のメンバーがほとんどいない状態で審議が開かれているというか、だから、そこら辺が、せめて半分ぐらいはある程度長い期間いるというか、そういう人方でないと、前回のこともわからないで、かわった人ばかりでやってしまうとどうなのかなという気がするのです。だからそこら辺は、メンバーを今さらかえろといってもあれだけれども、そこら辺の構成をもうちょっと考えた方がいいのかなというふうに思うわけです。

○議長（中川一男君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　渡部議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的には、附属機関の委員については町長が指名するということで、任期は２年ということになっているところでございます。今、渡部議員の御趣旨の点につきましては、制度的な問題もあろうかと思います。そういう中で、長期的にこれを任命しておく方法がいいのかという点、ただいま御提言ございましたので、そういう中で、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（中川一男君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

（発言する者あり）

○議長（中川一男君）　暫時休憩いたします。

午後　０時０６分　休憩
午後　０時０６分　再開

○議長（中川一男君）　休憩を解きます。

これより、議案第８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

不手際、申しわけありませんでした。

昼食休憩といたします。

○事務局長（北川雅一君）　午後の再開を午後１時といたします。

午後　０時０７分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（中川一男君）　昼食休憩に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１２　議案第９号

○議長（中川一男君）　日程第１２　議案第９号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（越智章夫君）　ただいま上程いただきました議案第９号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

昨年１０月から、地域の住民の方も利用できるよう、混乗方式で運行をしておりますスクールバス路線のうち、江花・島津線及び東中線におきまして、地域住民の方をより利便に供するため、また、児童生徒の通学と安全確保のために、運行路線の一部を変更しようとするものであります。

江花・島津線の江花地区の路線におきまして、山花線から江幌地区に抜けます山花支線に吉田宅前停留場を設けること、また、東中線におきましては、東４線北２３号に停留場を設けようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第９号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例。

上富良野町スクールバス条例（平成１６年上富良野町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

５条の３号につきましては、江花・島津線でございます。路線に町道山花支線を加えまして、延長路線を５００メートル延ばし２万５,１００メートルとするように、また、同条４号につきましては、東中線でありまして、路線に町道長野道路、町道東４線道路を加えまして、道路延長を６００メートル延ばしまして、２万５,１００メートルとするように改めようとするものであります。

また、別表１の東中線につきまして、東４線北２３号を加えまして、また、江花島津線に吉田宅前を加えるように改めるものであります。

附則。

この条例は、平成１７年７月１日より施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１０号

○議長（中川一男君）　日程第１３　議案第１０号上富良野町図書館条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（岡崎光良君）　ただいま上程されました議案第１０号上富良野町図書館条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、改修工事を行っております公民館の図書室を２階から１階に移し、安全性を確保するとともに、図書記録、その他資料収集の充実を図り、さらに閲覧スペースの確保などの図書館としての機能を備え、多様化、専門化する利用者ニーズにこたえるため、図書館法の規定に基づきまして本条例を制定するものでございます。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

第１条につきましては、図書館の設置と目的についての規定であります。

第２条につきましては、名称と位置についての規定でございます。

第３条につきましては、管理についての規定であります。

第４条につきましては、職員を置くことの規定でございます。

第５条につきましては、使用の制限についての規定を設けてございます。

第６条につきましては、損害賠償についての規定であります。

第７条は、委任の規定であります。

附則につきましては、この条例の施行を平成１７年１０月１日から施行するものでございます。

以上、説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１１号

○議長（中川一男君）　日程第１４　議案第１１号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（岡崎光良君）　ただいま上程されました議案第１１号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

先ほど議決賜りました議案第１０号との関連がございますが、施工中の公民館改修工事により、現在の公民館の１階部分を図書館としての機能を高めていくよう整備し、また、２階は公民館としての機能を維持していくものでありますが、現行の公民館施設は、町民福祉の増進並びに文化、教養向上を目的としての上富良野町福祉センター設置条例、同じく管理条例、さらに、青少年の健全育成を図ることを目的としての上富良野町青少年会館設置条例、同じく管理条例に基づき運営してきておりますが、このたびの改修により、これまでの施設の内容に変更が生じることから、これらの条例を廃止し、上富良野町公民館条例の一部改正により整理・統合いたしまして、公民館としての運営上必要な条項について、条文の整理をするものでございます。

以下、条文を要約して御説明申し上げます。

議案第１１号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例。

上富良野町公民館条例（昭和４２年上富良野町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

初めに、第３条の第２項につきまして、分館設置の規定ですが、分館の位置につきまして内容を整理いたします。

同条第３項といたしまして、分館の使用に関する規定を加えます。

第６条から第８条までは削除し、第５条の公民館運営審議会を置く規定、さらに、第４条の職員を置く規定の条文を整理した上、一つずつ繰り上げます。

第３条の次に第４条として、管理に関する条文を加えます。

第６条の次に次の９条を加えます。これは、公民館の使用に関する規定を加えるものであります。

第７条は、使用の許可についての規定であります。

第８条は、使用の制限についての規定であります。

第９条は、使用許可の取り消しなどについての規定であります。

第１０条は、使用料についての規定であります。

第１１条は、使用料還付についての規定であります。

第１２条は、使用者の義務についての規定であります。

第１３条は、特別設備等の許可についての規定であります。

第１４条は、損害賠償についての規定であります。

第１５条は、委任についての規定であります。

別表につきましては、第１０条に規定する公民館使用料でございます。

備考として、６項目の条項を掲げてございます。５項目めに新たに電気陶芸窯の電気料加算の規定を加えておりますが、そのほかは現行の福祉センター管理条例及び青少年会館管理条例の規定を基本として整理してございます。

附則といたしまして、施行期日及び既存条例の廃止並びに一部改正を規定してございます。

附則の第１条は、この条例を平成１７年１０月１日から施行するという規定でございます。

第２条は、上富良野町青少年会館設置条例を廃止する規定であります。

第３条は、上富良野町青少年会館管理条例を廃止する規定であります。

第４条は、上富良野町福祉センター設置条例を廃止する規定であります。

第５条は、上富良野町福祉センター管理条例を廃止する規定であります。

第６条は、上富良野町公民館使用条例を廃止する規定であります。

第７条は、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する規定でございます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１３号

○議長（中川一男君）　日程第１５　議案第１３号財産取得（総合行政システム）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（越智章夫君）　ただいま上程いただきました議案第１３号財産取得の件につきまして、提案の要旨について説明を申し上げます。

現行の行政システムにつきましては、平成１０年から１６年までの賃貸契約により稼動しておりますが、このシステムにつきましては、開発が既に中止をされておりまして、後継システムの切りかえが必要となってございます。

このことから、今年度１年間、賃貸期間を延長いたしまして、今年度中に次期総合行政システムへの切りかえ・移行作業を行いまして、平成１８年度から各種業務の稼動に万全を期そうとするものでございます。

本件の取得いたします財産の総合行政システムにつきましては、６月１４日に北海道市町村備荒資金組合と株式会社コンピュータービジネスとにおいて、６,９８２万５,０００円の売買契約の締結に関する仮契約の締結がなされてございます。

この取得財産であります総合行政システムにつきましては、平成１８年３月３１日に北海道市町村備荒資金組合から当町に譲渡をされるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年０.４％の利息をつけまして、本年度から平成２１年度までの５カ年で支払いをするものであります。

また、今年３月の第１回町議会定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第１３号財産取得の件。

上富良野町総合行政システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的、総合行政システム整備事業。

２、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

３、取得金額、６,９８２万５,０００円（うち消費税及び地方消費税３３２万５,０００円）。

４、取得の相手方、札幌市中央区北４条西６丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長上野晃。

５、納期、平成１８年３月３１日。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

１７番西村昭教君。

○１７番（西村昭教君）　今、説明を受けたわけでありますけれども、この機械が入るというのはわかりますけれども、この総合行政システム自体の、今までもあって、今度これに変わるのだろうと思うのですけれども、どういう機能がどうなってというのが、ちょっと詳しくわからないものですから、そこら辺、少しわかりやすく、できれば御説明いただきたいと思うのです。

今までのいろいろな、財務の会計システムが入っているとか、それから、ここの関係でコンピューターが入ってと、いろいろ入っているのは記憶にあるのですけれども、この機械が全部それをどうこうするのかどうなのか、ちょっとよくわかりませんので、そこら辺わかりやすく、できれば説明いただきたいと思うのです。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　１７番西村議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

現在の総合行政システムにつきましては、住民基本の手続といいますか、住民情報を基礎として、それぞれ国民健康保険、それから国民年金、介護保険、それから福祉医療、それから健康管理、それから下水道、水道、それから税、選挙などの利用をし

てございます。こういう総合システム、これをすべて網羅した中でのシステムの開発でございます。それぞれ、今までもしてございましたが、先ほども申し上げましたとおり、今使っているシステムが既に開発中止になって、これ以上の新しい機能もできませんことから、今回、開発をいたしまして、新しいシステムに切りかえようとするものでございます。

行う業務につきましては、今とさほど変わるものではございませんが、これから将来に向けて、さらなる発展的なシステムの、各種さらにこれに連動するシステムができるのかなと考えてございます。

ただ、今質問にありました予算システムとか、そういうものは別なものでございまして、これに連動しているものではございません。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　１７番西村昭教君。

○１７番（西村昭教君）　あらあらわかりやすくといえばわかりやすくなのだろうけれども、例えば、今、新しくいろいろなシステム、行政の仕事が出てくると思うのですけれども、そういうものを新たに付加しても対応できる機種という理解でいいのですね。

それと、もう一つは、今までと大した変わらないと言うのですけれども、では、効率化からいうと、例えばスピードが速くなるとか、処理速度が速いとか、いろいろなことがあると思うのです。例えば、発送業務が、１０分かかるものが５分で終わるとか、そういうような見える部分というのはあるのですか。そこら辺も、もしわかれば。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　今回のシステムにつきましては、今、議員から質問ありましたとおり新しい機種ですので、処理能力が相当スピードアップするものと期待してございます。

また、新しいものがこれに付してできるかどうかという質問でございますが、これからのシステムにつきましては、新しい事業なり事務なりが生じた場合、当然これに付随した開発は行っていけるものと思ってございます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　１７番西村昭教君。

○１７番（西村昭教君）　もしそういうことであると、多分、かなり機能的にアップすると。これは、取り扱いという部分もあると思うのですけれども、取りやめになりましたけれども、一時専任のものを入れたいということがあったと思うのです。そういう専任のものを、機械をきちっと理解して、保守点検ができるという人間が必要になるのかどうかということ、先ほど言った、効率的になって人として合理化できるのか、それとも仕事量としてスピード化になるので十分余裕が出るのか、それとも同じ量でほかの仕事が、１００やったものが１２０にも１３０にもできるよと、機械もしますけれども人間もそれで余裕が出てできるよというとらえ方でいいのかどうか、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　そうですね、２、３年前に専従のエンジニアを入れようとした経緯もございますが、そういうものがなくても当然、委託会社に保守管理委託する中で、そういうものはやっていけるものと考えております。

また、これによりまして、人員的に余裕が出るのかというお話でございますが、事務的な処理でございまして、これによりさらに減員が図れるというものではないとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　１２番金子益三君。

○１２番（金子益三君）　ちょっと関連で、わからないので聞きたいのですけれども、先ほど総合行政システム、これはシステムですから、当然ハードとソフトと両方になるべきだと思うのです。今まで既存に使っていたものが廃止されたので入れかえるということは、いいです。ハード面がどれぐらいかかって、内容のシステムが幾らなのかということがわかれば後で教えていただきたいことと、先ほど言った住民の台帳であるとか、介護保険であるとか、選挙であるとか何であるとかということのためにこれをつくって、決算や何か、そういう財務の方とは整合性がとれないというような話を、今、課長おっしゃっていただいて、さらに、たしか今年度からだったか前年度だったか、ＬＧＷＡＮでいろいろ今、庁舎内のイントラを組んでいますよね。

それで、私が言いたいのは、７,０００万円近くかけるのであれば、この総合行政システム事業だけを独立させるのではなくて、今やっているそういうすべての、ＩＴの部分であったりとか、こういう機器の部分を、それぞれ整合性を持たせて連動させられるようにする方が、同じお金をかけるのだったら効率があって、ここの部分はＡ業者ですよと、片方の計算の部分はＢ業者ですよと、それぞれに違うものが上がっていたら、それぞれにお金をむだに使っているというふうに私は聞こえるのですけれども、結局それらを予算立てをして、債務負担行為をして行うということに関しては、こちらから今あるシステムと連動を図れるようなソフトを組んでくれないかということは言わなかったのですか。もう一方的に向こうから、このシステムとこのハードを導入してくださいということだったのか、その辺の経緯を

教えてください。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　１２番金子議員の質問にお答えを申し上げます。

ハードとソフトの内訳でございますが、これにつきましては、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後でお答えしたいと思います。

それから、ほかの財務会計、またＬＧＷＡＮとの整合性のお話でございますが、これにつきましては、システムそのものが違うものと考えてございます。今回入れようとしますのは、あくまで住民の情報に係る分の処理をする部分でのシステムの開発と、そういう機器の取り入れでございまして、ＬＧＷＡＮ並びに財務会計等の事務につきましては、全く別な単位での仕事だと考えてございますので、その辺の整合性は相当難しいものと思ってございます。

○議長（中川一男君）　暫時休憩をいたします。

午後　１時２４分　休憩
午後　１時２５分　再開

○議長（中川一男君）　休憩を解きます。

特別に、情報管理班主幹の答弁を求めます。

○情報管理班主幹（北向一博君）　１２番金子議員の御質問にお答えいたします。

まず、金額の内訳についてですけれども、ソフトウエア関連が約４，０００万円です。それから、ハードウエア関係が２，６５０万円、これに消費税がかかるという金額になります。消費税が入った金額については、ちょっと今、計算ができませんので、これでお願いいたします。

それから、どうして同時に効率的な整備ができなかったかという御質問につきましては、今回整備します総合行政システムにつきましては、個人情報系、要するに住民情報を扱う、中心に扱う情報が住民の情報を、例えば税の情報につなげるとか、福祉の情報、それから上下水道、料金システムとか、そういう関係で、一昨年度、１５年度に行いましたイントラネットの整備事業とは全く時限の異なる整備となっております。それで、同時に整備したとしても、完全に切り分け整備しますので、例えば効率的になるかといいますと、若干の効率面が出てくるのかという程度のことになると考えております。

以上です。

○議長（中川一男君）　１２番金子益三君。

○１２番（金子益三君）　済みません、そういうことを聞いているのではなくて、同時に改革しなかったことと、ＬＧＷＡＮと分けるというのは、それはわかります。今言ったシステム、ソフトの部分というのは、いわゆるデータベースの部分というのが非常に大きいですよね。

私が言うのは、前年度、財務の部分で、決算の部分とか変えた、それぞれの既存のソフトがありますよね。それらと一緒に何とか連動できるようなものも一緒に組めば、もうちょっと効率がよくなるというか、今あるものもよくなるだろうしということを言っているので、ＬＧＷＡＮは、いいです。それは、企業内イントラネット、情報のやりとりをする環境はできたというのはいいのです。そして、今、新たに７，０００万円近くをかけて、データベースの部分が大きくなるソフトをつくらせるのであれば、せっかく今、いい財務の部分の計算をするソフトがあるのですから、システムというハードが、それらとうまく連動させて、何とか効率性を上げることを考えなかったのかということを聞いているのであって、御答弁をお願いします。

○議長（中川一男君）　情報管理班主幹、答弁。

○情報管理班主幹（北向一博君）　何度も申し上げますけれども、１５年度に整備しましたイントラネット事業、これは、伝送路を整備する事業です。要するに通信回線を、電話でいえば電話線を整備する事業、それがイントラネットの事業です。それとＬＧＷＡＮという事業は、これはまた完全に別なのです。ＬＧＷＡＮというのは、Local Government Wide Area Network といって、都道府県、市町村、それから国の機関を行政ネットワークで結ぼうという、これは外部ネットワークになります。ですから、そのネットワークの関連は、この二つは伝送路の、道路を整備する事業になっています。それにあわせて、先ほど言われておりました財務会計システム、これは、従来運用してきていました財務の関連の予算編成、それから決算、それから、企業会計の関係もありますけれども、企業会計は先般の財務会計では整備しておりません。一般会計部分のみということで、既にあったものを、サポート期間が切れたものですから、ちょうど期間が合ったので財務会計システム、これは１５年度に置きかえております。さらに充実した形で置きかえておりますけれども、置きかえました。

今回、１７年度にかけて、譲渡事業で整備しようとしているものにつきましては、今現在動いているシステムが、総務課長の方の説明でもありましたとおり、開発が中断したのではなくてサポートがもう終了しています。開発した企業、これは申し上げてもいいかと思いますけれども、沖電気という会社が整備したキャメックスというシステムを使っています。これは、基幹のＯＳというパソコンを動かすソ

フトが、ここのところWindowsのＭＥというものから、それから２０００、それからＸＰと、４、５年の間に急速にバージョン変更がありまして、企業の方でこのバージョン変更に対応できないということで、開発をもうあきらめてしまいました。

現行動いているキャメックスというシステムは、Windows９５で動いております。Windows９５、それから９８でも一部対応できるシステムがありますけれども、９５が事実上Windowsの開発元、マイクロソフト側でもサポートをもうやめました。ということは、ＯＳ、パソコンを動かす基本ソフトも改善されていかない、サポートされていかない。そして、データベースは、基幹のシステム、キャメックスというものについても、キャメックス自体も更新しないという状態になっております。ということは、事実上、今後使えないということになっています。

そして、このキャメックスの設定期間が、平成１０年から平成１６年度まで、昨年度までだったわけです。期間が終了しましたけれども、町の方で後継のシステムをどうするかということが、明確な方針が定められなかった関係がありまして、１７年度だけ、１年間何とか動かし続けてくれということで、１年間延長をかけて動かしてもらっています。その後、もう、サポートも何もないので、何か事故が起こった場合、完全に停止してしまう状態になっておりますので、１８年度の４月１日から新しいシステムに切りかわるよう、今、譲渡事業を使って整備しようとしています。

金子議員のその前の質問にも若干ありましたけれども、新しいシステムに対応できるかということがありましたけれども、当然、今後少なくても５年以上は新規のシステムの使用を続けなければなりませんので、その間に、国が現在進めております e-Japan 計画の関係で、各家庭からいろいろな申請事務、それから届け出をする事務ができるようにということで、これはインターネット経由で、主な生活に密着した行政サービスを受けられるようにするという国の方針があります。その国の方針に沿って、全国市町村、都道府県もあわせて、各種それに対応できるソフトウエアを開発している最中です。

北海道につきましては、聞かれたかと思いますけれども、ＨＡＲＰという略称になりますけれども、北海道電子自治体推進協議会という組織が自治体を中心に結成されております。北海道が中核になっておりますけれども、それに民間の関連事業者、それから道内市町村、１７０前後が加入して、各家庭から使用できるシステム、それから、家庭でも住民票を交付できるようなことが可能になるように、これは、いつ実行できるかというものについては、各市町村の対応状況、それからセキュリティーをいかにして保っていくかということが技術的に可能になった時期で、恐らく北海道が呼びかけ人になって道内に実施が広まっていくものと考えております。

このＨＡＲＰの動きにも合わせて対応できるという条件をつけて、今回、上富良野町に登録を受けております１７事業者に提案いただけないかということでお願いした結果、７事業者からそれに対応できるシステムがあるという提案を受けまして、それの中から現行の上富良野町の事務に合う形、組織体系とかそういうものに合う形ということで、徐々に絞り込み、削り落としを行って、最終的に残った業者が今回導入になるということで、現行の業者とたまたま同じになりましたけれども、これは提案いただいた７事業者から、最もいい条件、それから適合するシステムということで選定したものであり、現行の業者を優先して選定したという経過にはございません。たまたま同じ業者になったということになります。

以上です。

○議長（中川一男君）　他にございませんか。

９番米沢義英君。

○９番（米沢義英君）　今回の財産の取得では譲渡という形になっておりますが、これは十何社か絞り込んだということなのですが、随意契約ということで押さえてよろしいのでしょうか、それとも指名競争なのか、一般入札で行われたのか、この点です。

これは、備荒資金独自でこのシステムを開発したのかどうなのか、ちょっとよくわかりませんので、そういう組合、こういうノウハウを持っていれば、そこと直接、会社とやりとりでいろいろつくれるということは可能だと思いますが、その点がよくわかりませんので、これを使っていた機種を、単純に解釈すれば譲り受けたというふうになるのですが、その点はどうなのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

いろいろなことを言われましたが、これから新しい、家庭からの住民票交付も対応できるということでありますから、それは相当な、機種の充実という点ではいいのかもしれませんけれども、もう１点よくわからないのでお聞きいたしますが、現在の機種では、会社が開発をやめたからできなかったというだけで、会社がこれを引き続きサポートしてくれれば運用できるということで解釈してよかったのだろうというふうに思うのですが、その点です。

これらの問題というのは、とかくやはりきちっとした透明性が確保されていないとだめなものですから、もっと価格競争が安い条件の中で、一般競争、あるいは、やればもっと安く購入できるという条件

もあったかと思うのですが、そこら辺のやりとりがちょっとよくわかりませんので、その点も含めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（中川一男君）　総務課長、答弁。

○総務課長（越智章夫君）　９番米沢議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、業者の選定でございますが、これにつきましては、先ほど主幹も説明いたしましたが、１７社に呼びかけをいたしまして、そこから業者をずっと選考していきまして、最後に１社残った。その中では、当然システムのよしあし、金額の高い安い、それらも勘案いたしまして、１業者を最後に選びまして、そこと随意契約になります。随意契約ということでの契約を結ぶということで、その契約につきましては、うちで業者は選んでございますが、随意契約につきましては、北海道備荒資金組合と株式会社コンピュータービジネスの間で行われるものでございます。

譲渡事業で今回、この機種を入れようとしますが、譲渡事業というのは、北海道備荒資金組合が、実は、本来は災害等の準備のため、この組合につきましては、日ごろから各市町村から基金を募ってお金を準備しているところでございますが、最近、こういう、災害もそれほどないことから、こういうような資金の融通をしてございます。それを利用いたしまして、今回、一時的に北海道市町村備荒資金組合からお金を出していただいて、うちで後でそこに分割で支払うという方法をとるものでございます。

それから、この北海道備荒資金組合では、お金の貸し付けというか、そういう事業をしているだけで、ここでは直接こういう事業所の選定等は行っておらず、事業所の選定につきましては、あくまでお金を借ります市町村が行うとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川一男君）　９番米沢義英君。

○９番（米沢義英君）　流れはちょっと余りはっきりわからないのですが、おおむね流れとしてはわかりましたが、コンピュータービジネスというところが、結局この開発ということで携わって、たまたま資金繰りという点で有利に借りられるということなのか、ちょっとそこら辺わかりませんが、その関係でこういう譲渡という形になったということだと思うのですが、これは、コンピュータービジネスから直接購入すれば、中間を通りませんから、そういうことはできなかったのかどうなのか。お金を借りる以上、こういう形になったとは思うのですが、もしも直接購入するということになった場合は、資金繰りの点でどのぐらいの違いが生まれたのか、その点お伺いしたいなというふうに思っています。

あと、容量については、現行の容量では、当然、人口がふえた場合、あるいはこれから福祉関係だとか、いろいろな事務量がふえた場合は、例えば人口でいえば、現行と比べて何万人ぐらいの処理が可能なのですか、この機械というのは。そこら辺ちょっと、わかればお伺いしておきたいと思います。

○議長（中川一男君）　情報管理班主幹、答弁。

○情報管理班主幹（北向一博君）　ただいまの御質問にお答えしますけれども、処理能力につきましては、非常に大きな処理能力があります。システム自体が都道府県レベルの規模の人口まで対応できるものになっていますけれども、ただ、これは、システムの能力としてはありますけれども、今回整備するハードウエア部分が、それにそのような過剰能力を必要としませんので、処理する機械の能力は低いものを入れております。ただ、北海道レベル、もしくは東京都レベルのものにも対応できるシステム自体の能力はあります。

それから、先ほど総務課長からも若干お答えいたしましたけれども、北海道備荒資金組合につきましては、あくまで導入するために費用を立てかえ支払いしていただくという仕組みになっております。町の財政が非常に厳しいという状況もありまして、一度に支払うと単年度に負担がかかるということで、この制度を使って、分割して、２１年度までに支払うという分割支払いの形になっております。これは、支払いの形が変わるだけで、導入費につきましては、備荒資金組合のこの制度を使おうとも、直接町が支払おうとも、この金額につきましては変動がございません。

以上です。

○議長（中川一男君）　金利のこと。

○情報管理班主幹（北向一博君）　失礼しました。追加でお答えします。

もし、町がこの制度を使わないでリース制度を使った場合、業者側が一括払いして、町が賃貸料を払うという形で支払っていく形態になります。これは、賃貸料で支払う形は現行のシステムでとったわけですけれども、賃貸料で支払う場合、非常にネックになるのが、所有権がずっとリース会社に附属するため、リース会社側で賃貸料設定条件として保守を行いなさいと。保守経費が、非常に高い保守経費が付加されます。それで、町が直接取得する形になりますと、分割支払いの賃貸料方式をとると保守料が加算されること、それから、当然に賃貸設定による市場金利に即しまして、今どれぐらいになりますかちょっとわかりませんけれども、年率七、八％のリースの利率がかかるかと思います。今回の備荒資

金組合につきましては、年率０．４％という低率になります。

低率の理由につきましては、すべて北海道内の市町村が出資している基金を運用しているという関係で、非常に低利に終わっているという、非常に使い勝手のいい制度になっております。

以上です。

○議長（中川一男君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　このシステムになりますと、新しい行政の事務も取り込むことはできるのでしょうか、例えば電子入札とか。といいますのは、先ほどライフネットワークとおっしゃったので、そこら辺はどうなのでしょうか。

○議長（中川一男君）　情報管理班主幹、答弁。

○情報管理班主幹（北向一博君）　村上議員の御質問にお答えいたします。

先ほどからも言っていますけれども、新たなサービスに対応し得るという条件つきで今回導入しております。

ただ、この事務をやりたいということで、ただでできるわけではございませんで、そのたびごとにシステムの構築費用、それから組み込み費用というものが発生しますけれども、今後想定されるさまざまな電子入札などは、もう当然のことながら対応できるという条件のもとで選定・選考しております。

以上です。

○議長（中川一男君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第１４号

○議長（中川一男君）　日程第１６　議案第１４号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１６国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第１４号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

設計変更の内容につきましては、上流部の終点に位置しております西本道道路があり、道路排水は素掘り側溝により整備されておりますが、融雪水及び降雨時などの排水が下流のポロピナイ川に流入せず、道路沿いを下流に流出し、道路側溝への浸食、のり面崩壊などの被害を与えているため、道路横断管渠溝を新たに計上し、被害の防止を図るものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第１４号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１６国債）請負契約変更の件。

南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１６国債）請負契約の締結（平成１６年１２月２１日議決を経た議案第１２号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前６，１９５万円、変更後６，２４４万３，５００円。４９万３，５００円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

１４番長谷川徳行君。

○１４番（長谷川徳行君）　こういう問題は幾たびもありますけれども、現況調査というのはしていないのですか。今の説明にありましたけれども、設計の段階で。

○議長（中川一男君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（田中博君）　１４番長谷川議員の御質問にお答え申し上げます。

現況調査、測量等はやっております。しかし、演習場内でありまして、複雑な地形の動きなどがありまして、当時、調査時点では、このようなことが発生しないだろうということで設計をいたしておりましたけれども、たび重なる降雨だとか融雪水の水の流れの変更に、自然の流れの変更によりまして、このような被害が発生したということで、駐屯地の方と相談をいたしまして、流れをこちらの方に流入させようということで今回計上をさせていただいたものでございます。

○議長（中川一男君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認め、よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１５号

○議長（中川一男君）　日程第１７　議案第１５号旭野川砂防工事（Ｈ１６国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第１５号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

１点目としまして、本工事の構造物のうち、上流部に設置されます第８号床固工の現況河道が一部湾曲しており、水流が断流するため、河床部が洗掘されるおそれがあることから、護床ブロックを設置し、河床の安定を図るため計上するものでございます。

２点目としまして、床固工４カ所のそで部、のり面を、土工仕上げによる設計でありましたが、施工時において現地の土質条件を再確認したところ、降雨及び融雪水などにより、のり面が浸食される土質であるため、それぞれ段削、張り芝工及び張り芝工を平壌し、のり面の保護を図るものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第１５号旭野川砂防工事（Ｈ１６国債）請負契約変更の件。

旭野川砂防工事（Ｈ１６国債）請負契約の締結（平成１６年１２月２１日議決を経た議案第１３号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前７,８７５万円、変更後８,１２４万９,０００円。２４９万９,０００円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（中川一男君）　お諮りいたします。

農業委員推薦の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、農業委員の推薦の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　農業委員推薦の件

○議長（中川一男君）　農業委員の推薦の件を議題といたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　２番徳島稔君。

○２番（徳島稔君）　議長、動議を提出いたします。

ただいま農業委員の推薦の件につきまして、議会推薦の農業委員は１名とし、竹内和彦君を推薦することを望みます。

以上でございます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　ただいま、２番徳島稔議員より、議会推薦の農業委員については１名とし、竹内和彦君を推薦するとの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

農業委員の推薦動議を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員については１名とし、竹内和彦君を推薦することに決しました。

◎日程第１８　発議案第１号

○議長（中川一男君）　日程第１８　発議案第１号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

２番徳島稔君。

○２番（徳島稔君）　発議案第１号、朗読をもって提案いたします。よろしくお願いいたします。

発議案第１号議員派遣の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員徳島稔。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、上富良野町議会議員村上和子、上富良野町議会議員岩崎治男。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第１００条第１２項及び会議規則第１２１条の規定により議員を派遣する。

記。

１、北海道町村議会議長会主催の議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

派遣場所、旭川市。

期間、平成１７年７月１日、１日間。

派遣議員、全議員１８名。

２、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員特別研修会。

目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

派遣場所、富良野市。

期間、平成１７年７月７日、１日間。

派遣議員、全議員１８名。

３、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

派遣場所、占冠村。

期間、平成１７年８月３０日、１日間。

派遣議員、全議員１８名。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中川一男君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　発議案第２号

○議長（中川一男君）　日程第１９　発議案第２号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

１５番向山富夫君。

○１５番（向山富夫君）　ただいま上程いただきました発議案第２号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、厳しい財政状況が続く本町の財政事情や町の行財政改革実施計画の確実な推進を図るため、また、このたび上富良野町特別職報酬等審議会においての審議経過や答申内容、さらに、昨今の町民皆様の議員報酬に対する意識等を考慮し、総合的に議員報酬について勘案した結果、この際、期末手当の支給割合を改正し、支給額を削減することが望ましいと判断し、その条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第２号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく上富良野町議会議員岩崎治男。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年上富良野町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２１０」を「１００分の１７０」に、「１００分の２３０」を「１００分の１８０」に改める。

附則。

この条例は、平成１７年７月１日から施行する。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　発議案第３号

○議長（中川一男君）　日程第２０　発議案第３号温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

３番岩崎治男君。

○３番（岩崎治男君）　発議案第３号温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成１７年６月２１日提出、上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、同じく上富良野町議会議員村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事。

裏面に行きます。

温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書。

今年２月に発効した京都議定書で、我が国は温室効果ガス排出量の６％削減を約束している。

そのうち、森林による吸収量上限枠は３．９％であるが、現状のままの整備水準では吸収量は２．９％にとどまり、森林育成活動の確実な実施が不可欠となっている。

上限枠３．９％を達成するためには、これまで木材資源が唯一の経済的価値とされてきた森林を環境資源としてとらえ、その対価を森林所有者に還元できるような経済的仕組みづくりと、長期にわたる投資が宿命とされる林業経営において、森林育成途上段階での森林管理の成果に対して、定期的、持続的に対価を還元できる仕組みをつくり上げる必要がある。

また、京都議定書以降、森林の伐採行為は温暖化ガスの排出と規定されるに至ったが、燃焼されるか腐朽するまでは、木材は温暖化ガス固定化の資源として効果が持続することは明らかであり、地域において建築材等に利用される場合には、二酸化炭素が再貯蔵されることを認識し、循環資源としての利用促進が図られなければならない。

循環資源である地域材を活用することは、地球温暖化防止のみならず、水源の涵養、生物多様性の保全など、良質な自然環境をはぐくみ、緑の自給圏の確立につながることから、国及び道においては、下記の施策について早期実現を図るよう強く要望する。

記。

１、地域材を建築材等に利用する者（事業者、一般消費者）に対して、消費税、固定資産税、不動産取得税の減免や住宅取得控除の割り増しなどを主な内容とする利用促進優遇対策を法制化すること。

２、現在、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の対象となる木材は、一部の国産間伐材に限定されているが、森林認証制度等を活用し、持続可能な経営がなされている森林からの地域材を広く対象範囲に含め、今後の利用促進を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

平成１７年６月２２日、北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第３号の採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　発議案第４号

○議長（中川一男君）　日程第２１　発議案第４号緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

３番岩崎治男君。

○３番（岩崎治男君）　発議案第４号緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成１７年６月２１日提出、上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、上富良野町議会議員村上和子。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書。

景気は回復傾向と言われながらも、北海道の景気回復は大きく立ちおくれている。とりわけ雇用情勢は、リストラの進行によってさらに悪化する危険性が指摘されている。

政府は、平成１１年から３年間、緊急地域雇用特別交付金制度を実施し、平成１４年度からさらに３年間、緊急地域雇用創出特別交付金制度として継続した。

この交付金制度によって、地方自治体が８３万人の失業者の差し当たっての就労の場をつくってきたことを見ても、実績と具体的政策効果は明らかである。

しかしながら、この交付金制度は、本年３月末で終了した。

この交付金制度の実施初年度である平成１１年度の全国の完全失業率は３％台であったが、平成１５年度は５．１％に悪化し、平成１６年度は若干の改善が見られたものの、４．６％と引き続き高い水準である。そして、地域間の格差が大きく、とりわけ北海道は、ことし１月から３月の完全失業率が５．９％と、全国でも最も深刻な地域の一つとなっている。

地方財政が大きな困難を抱えているもとで、この交付金制度が終了したことにより、地方自治体の雇用・失業対策に重大な影響が生じているばかりでなく、地域経済にも否定的な影響を及ぼすこととなる。

よって、政府においては、緊急地域雇用創出特別交付金制度と同様の制度を、平成１７年度補正予算もしくは平成１８年度予算において復活させ、必要な予算規模を確保するとともに、制度の内容改善を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１７年６月２２日、北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

以上です。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　発議案第５号

○議長（中川一男君）　日程第２２　発議案第５号道路整備に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

３番岩崎治男君。

○３番（岩崎治男君）　引き続きもう１本、発議させていただきます。

発議案第５号道路整備に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成１７年６月２１日提出、上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、上富良野町議会議員村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

道路整備に関する意見書。

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とは言えず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには、我が国における安定した食料供給基地、観光資源の提供の場として、その役割をしっかり担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上で、引き続き計画的かつ早期に整備が図られるよう、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

１、受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は、一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

２、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、社会資本整備

重点計画に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

２が二つありますので、３に直していただきたいと思います。

３、安心・安全な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、地方部のおくれた高速道路の整備を推進し、１日も早い完成に努めるとともに、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

４、地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金を譲与税化し、機械的に配分すると、地方の道路整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

平成１７年６月２２日、北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

以上です。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　発議案第６号

○議長（中川一男君）　日程第２３　発議案第６号分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

１５番向山富夫君。

○１５番（向山富夫君）　ただいま上程いただきました発議案第６号、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見の件。

本件を会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく上富良野町議会議員岩崎治男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

多少、長文でございますが、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書。

平成１１年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能、財政的機能、行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定にゆだねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に、条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や１人１常任委員会の就任制限などの制約的規定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性、自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう強く要望する。

記。

１、議員定数の自主選択。

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、上限値の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

２、議会の機能強化。

(1)立法的機能の強化。

１、町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性から見て、地方自治法第２条第４項または同法第９６条第１項に議決事件として追加すること。

２、自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第９６条第２項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

(2)財政的機能の強化。

１、予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務づける制度を検討すること。

２、百条調査権行使の際に必要な緊急の費用な

ど、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

３、予算の議決対象は、政策論議が行えるよう、款項に加えて目まで拡大すること。

(3)行政監督機能の強化。

１、地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。

２、監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

３、議会と長の関係。

不信任と解散制度の見直し。

１、議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。

２、地方自治法第１７８条の長の不信任議決の要件を、過半数あるいは３分の２まで引き下げること。

(2)議会招集権の議長への付与。

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は、定例会、臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

(3)長の付再議権の見直し。

１、付再議権の行使は、長の一方的認定にゆだねるのではなく、客観的基準によること。

２、一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

(4)専決処分の要件の見直し。

地方自治法第１７９条第１項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、乱用などの課題があるため、この要件を削除すること。

４、議会の組織と運営の弾力化。

(1)常任委員会の就任制限の撤廃。

委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の１人１委員会の制約を外すこと。

(2)全員協議会の位置づけ。

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

御審議賜りまして御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川一男君）　提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　閉会中の継続調査申出の件

○議長（中川一男君）　日程第２４　閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第７５条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川一男君）　異議なしと認め、よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会宣告

○議長（中川一男君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成１７年第２回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後　２時３０分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１７年６月２２日

上富良野町議会議長　　中　川　一　男

署名議員　　金　子　益　三

署名議員　　村　上　和　子